

参考資料集

令和4年6月17日版

目次

1. これまでの議論の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 文理横断・文理融合教育等の推進等について・・・・・・・・ 13
- 3-1. 学生の学修に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 3-2. 学修者本位の教育の実現に向けた取組について・・ 47
- 3-3. 大学教育の質保証に関する制度等・・・・・・・・・・ 63
 〔大学設置基準・設置認可制度、
 認証評価、情報公表等〕
4. 大学の連携・統合・再編、高等教育の規模等について・ 102
5. 高等教育への行財政支出について・・・・・・・・・・ 126

1. これまでの議論の経緯

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化
国連・SDGs「全ての人が平和と豊かさを楽しめる社会」
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生



● 必要とされる人材像と高等教育が目指すべき姿

- | | |
|-----------------|--|
| 予測不可能な時代を生きる人材像 | <ul style="list-style-type: none"> 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材 |
| 学修者本位の教育への転換 | <ul style="list-style-type: none"> 「何を学び、身に付けることができたのか」+ 個人々の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却) 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性 |

● 高等教育と社会の関係

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| 「知識の共通基盤」 | ● 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元 |
| 研究力の強化 | ● 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与 |
| 産業界との協力・連携 | ● 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング |
| 地域への貢献 | ● 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献 |

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公私立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 全学的な教学マネジメントの確立 → 各大学の教学面で改善・改革に資する取組に係る指針の作成 学修成果の可視化と情報公表の促進 → 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報 ・ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け → 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化 | <ul style="list-style-type: none"> 設置基準の見直し(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し) 認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応) <p>教育の質保証システムの確立</p> |
|--|---|

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を楽しむことを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
- 必要な投資を得られる機運の醸成

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…



高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計
 ・ 18歳人口: 120万人(2017)
 → 88万人(現在の74%の規模)
 ・ 大学進学者数: 63万人(2017)
 → 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

背景

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、**一定程度機能**している。
 - しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく**教育の実質化を進める必要がある**という指摘や、**グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要がある**という指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした**遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある**等の指摘がある。
- ⇒ 大学における**国際通用性のある「教育研究の質」を保証**するため、質保証システムについて、
①**最低限の水準を厳格に担保**しつつ、②**大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていく**ことが求められている。

質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「**教育研究の質**」
- ・「**学生の学びの質と水準**」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような**研究環境の整備や充実等**についても**一定程度確認**する必要。

改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現
②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上
③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保
- ※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

(1) 大学設置基準・設置認可審査

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直し求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。

例）遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等

- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

(2) 認証評価制度

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

(3) 情報公表

<改善・充実の方向性>

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

(4) その他の重要な論点

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間を籍することを求めるものではないことを明確化。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立を図られるように留意）。等

教育未来創造会議について

1. 会議の概要

- 高等教育をはじめとする教育の在り方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるように、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進するため、閣議決定で設置（令和3年12月）。
- 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣（兼）教育再生担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、有識者により構成。
- 現状の分析をはじめ、専門的、多角的な検討を深めるため、文部科学大臣（兼）教育再生担当大臣、有識者を構成員とする、WGを設置。

2. 有識者

安宅 和人 式	慶應義塾大学環境情報学部教授、Zホールディングス株式会社シニアストラテジスト	清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長
安孫子 尋美	株式会社ニトリホールディングス取締役兼ニトリ大学学長兼人材教育部ゼネラルマネジャー	関山 和秀	Spiber株式会社 取締役兼代表執行役
阿部 守一	長野県知事	高橋 祥子	株式会社ジーンクエスト代表取締役、株式会社ユーグレナ執行役員
いとうまい子	女優、株式会社ライトスタッフ代表取締役、研究者	中野 信子	脳科学者、東日本国際大学教授、京都芸術大学客員教授
大坪 正人	由紀ホールディングス株式会社代表取締役社長	東原 敏昭	株式会社日立製作所取締役会長 代表執行役
加藤 史子	WAmazing代表取締役CEO	日比野 英子	京都橘大学学長
上岡 美保	東京農業大学副学長	日比谷 潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
		益 一哉	東京工業大学学長

※敬称略

3. スケジュール

<令和3年>

12月3日 会議開催の閣議決定
12月27日 第1回会議

<令和4年>

1月24日 第1回WG
2月17日 第2回WG
3月16日 第3回WG
3月30日 第2回会議

4月18日 第4回WG
5月10日 第3回会議、第一次提言とりまとめ
→新しい資本主義実現会議に報告

我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について

教育未来創造会議 第一次提言

人材育成を 取り巻く課題

- ・高等教育の発展と少子化の進行（18歳人口は2022年からの10年間で9%減少）
- ・デジタル人材の不足（2030年には先端IT人材が54.5万人不足）
- ・グリーン人材の不足
（2050カーボンニュートラル表明自治体のうち、約9割が外部人材の知見を必要とする）
- ・高等学校段階の理系離れ（高校において理系を選択する生徒は約2割）
- ・諸外国に比べて低い理工系の入学者
（学部段階：OECD平均27%、日本17%、うち女性：OECD平均15%、日本7%）
- ・諸外国に比べて少ない修士・博士号の取得者
（100万人当たり修士号取得者：英4,216人、独2,610人、米2,550人、日588人
博士号取得者：英375人、独336人、韓296人、日120人）
- ・世帯収入が少ないほど低い大学進学希望者
- ・諸外国に比べて低調な人材投資・自己啓発
（社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は、諸外国が2割を下回るのに対し、我が国は半数近く）
- ・進まないリカレント教育

基本理念

- ・日本の社会と個人の未来は教育にある。教育の在り方を創造することは、教育による未来の個人の幸せ、社会の未来の豊かさの創造につながる。
- ・人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資する。



在りたい 社会像

- ◎一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさの実現（ウェルビーイングを実現）
- ◎ジェンダーギャップや貧困など社会的分断の改善
- ◎社会課題への対応、SDGsへの貢献（国民全体のデジタルリテラシーの向上や地球規模の課題への対応）
- ◎生産性の向上と産業経済の活性化
- ◎全世代学習社会の構築

目指したい人材育成

◎未来を支える人材像

好きなことを追究して高い専門性や技術力を身に付け、自分自身で課題を設定して、考えを深く掘り下げ、多様な人とコミュニケーションをとりながら、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図っていく人材

<高等教育で培う資質・能力>

リテラシー/論理的思考力・規範的判断力/課題発見・解決能力/未来社会を構想・設計する力/高度専門職に必要な知識・能力

◎今後特に重視する人材育成の視点 ⇒ 産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿の提示

- ・予測不可能な時代に必要な文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成
- ・デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光など科学技術や地域振興の成長分野をけん引する高度専門人材の育成
- ・現在女子学生の割合が特に少ない理工系等を専攻する女性の増加（現在の理工系学生割合：女性7%、男性28%）
- ・高い付加価値を生み出す修士・博士人材の増加
- ・全ての子供が努力する意思があれば学ぶことができる環境整備
- ・一生涯、何度でも学び続ける意識、学びのモチベーションの涵養
- ・年齢、性別、地域等にかかわらず誰もが学び活躍できる環境整備
- ・幼児期・義務教育段階から企業内までを通じた人材育成・教育への投資の強化

現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定

→ 今後5~10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性を生かした取組を推進

1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化



(1) 進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への大学等再編促進・産学官連携強化

① デジタル・グリーン等の成長分野への再編・統合・拡充を促進する仕組み構築

- ・大学設置に係る規制の大胆な緩和（専任教員数や校地・校舎の面積基準、標準設置経費等）
- ・再編に向けた初期投資（設備等整備、教育プログラム開発等）や開設年度からの継続的な支援（複数年度にわたり見込みを持って再編に取り組めるよう継続的な支援の方策等を検討）
- ・教育の質や学生確保の見通しが十分でない大学等の定員増に関する設置認可審査の厳格化
- ・私学助成に関する全体の構造的な見直し（定員未充足大学の減額率の引き上げ、不交付の厳格化等）
- ・計画的な規模縮小・撤退等も含む経営指導の徹底
- ・修学支援新制度の機関要件の厳格化（定員未充足率8割以上の大学とする等） 等

② 高専、専門学校、大学校、専門高校の機能強化

- ・産業界や地域のニーズも踏まえた高専や専攻科の機能強化（デジタルなどの成長分野における定員増等）
- ・専門学校や高専への改編等も視野に入れた専門高校の充実 等

③ 大学の教育プログラム策定等における企業・地方公共団体の参画促進

④ 企業における人材投資に係る開示の充実

⑤ 地方公共団体と高等教育機関の連携強化促進

⑥ 地域における大学の充実や高等教育進学機会の拡充

⑦ 地域のニーズに合う人材育成のための産学官の連携強化（半導体、蓄電池）



(2) 学部・大学院を通じた文理横断教育の推進と卒業後の人材受入れ強化

① STEAM教育の強化・文理横断による総合知創出

- ・文理横断の観点からの入試出題科目見直し
- ・ダブルメジャー、レイトスペシャライゼーションを推進するためのインセンティブ付与（教学マネジメント指針の見直し、設置認可審査や修学支援新制度の機関要件の審査での反映、基盤的経費配分におけるメリハリ付け等） 等

② 「出口での質保証」の強化

- ・設置基準の見直しなど、ST比（教員一人当たりの学生数）の改善による教育体制の充実 等

③ 大学院教育の強化

- ・トップレベルの研究型大学における学部から大学院への学内資源（定員等）の重点化 等

④ 博士課程学生向けジョブ型研究インターンシップの検証等

⑤ 大学等の技術シーズを活かした産学での博士課程学生の育成

⑥ 企業や官公庁における博士人材の採用・任用強化



(3) 理工系や農学系の分野をはじめとした女性の活躍推進

① 女性活躍プログラムの強化

- ・女子学生の確保等に積極的に取り組む大学への基盤的経費による支援強化
- ・大学ガバナンスコードの見直し、女性の在籍・登用状況等の情報開示の促進 等

② 官民共同修学支援プログラムの創設

③ 女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進



(4) グローバル人材の育成・活躍推進

① コロナ禍で停滞した国際的な学生交流の再構築

② 産学官を挙げてのグローバル人材育成

- ・民間企業の寄附を通じて意欲ある学生の留学促進を行う「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進 等

③ 高度外国人材の育成・活躍推進

④ 高度外国人材の子供への教育の推進

- ・インターナショナルスクールの誘致等推進 等



(5) デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育への転換

① 知識と知恵を得るハイブリッド型教育への転換促進

- ・オンライン教育の規制緩和と特例の創設 等

② オンラインを活用した大学間連携の促進

③ 大学のDX促進

- ・デジタル技術やマイナンバーカードの活用促進 等



(6) 大学法人のガバナンス強化

① 社会のニーズを踏まえた大学法人運営の規律強化

- ・理事と評議員の兼職禁止、外部理事数の増、会計監査人による会計監査の制度化 等

② 世界と伍する研究大学の形成に向けた専門人材の経営参画の推進

- ・「国際卓越研究大学」における自律と責任あるガバナンス体制確立 等

③ 大学の運営基盤の強化



(7) 知識と知恵を得る初等中等教育の充実

① 文理横断教育の推進

- ・高校段階の早期の文・理の学習コース分けからの転換 等

② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な取組の推進

③ 課題発見・解決能力等を育む学習の充実

④ 女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進〔再掲〕

⑤ 子供の貧困対策の推進

⑥ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進

⑦ 分権型教育の推進

⑧ 在外教育施設のエデュケーション環境整備の推進

2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実



(1) 学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

- ・修学支援新制度の機関要件の厳格化を図りつつ、現在対象外の中間所得層について、多子世帯や理工系・農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善の実施



(2) ライフイベントに応じた柔軟な返還(出世払い)の仕組みの創設

- ・現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の者も含めて利用できるよう、ライフイベント等も踏まえ、返還者の判断で柔軟に返還できる仕組みを創設
- ・在学中は授業料を徴収せず、卒業(修了)後の所得に応じた返還・納付を可能とする新たな制度を、大学院段階において導入
- これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいずれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出世払いの仕組みを創設



(3) 官民共同修学支援プログラムの創設【再掲】



(4) 博士課程学生に対する支援の充実

- ・トップ層の若手研究者の個人支援や所属大学を通じた機関支援等の充実



(5) 地方公共団体や企業による奨学金の返還支援

- ・若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組の推進
- ・企業による代理返還制度の活用を推進するための仕組みの検討(日本学生支援機構以外の奨学金や、海外の奨学金も含む)



(6) 入学料等の入学前の負担軽減

- ・入学料の納付が困難な学生等について、納入時期を入学後に猶予する等の弾力的な取扱いの徹底



(7) 早期からの幅広い情報提供

- ・奨学金に関する初等中等教育段階からの情報提供の促進

3. 学び直し(リカレント教育)を促進するための環境整備



(1) 学び直し成果の適切な評価

① 学修歴や必要とされる能力・学びの可視化等

- ・個人の学修歴・職歴等に係るデジタル基盤整備
- ・マイナポータルと連携したジョブ・カードの電子化 等

② 企業における学び直しの評価

- ・企業内での計画的な人材育成、スキル・学習成果重視の評価体系の導入
- ・通年・中途採用等の推進、社内起業・出向起業の支援等の取組の実践の促進
- ・従業員が大学講座等で学び直し、好成績を修めた場合における報酬や昇進等で処遇する企業への新たな支援策の創設 等

③ 学び直し成果を活用したキャリアアップの促進

- ・キャリアコンサルティング・コーチングの実施、キャリアアップに向けた学び直しプランの策定とプログラムの実施、その後の伴走支援を一気通貫で行う仕組みの創設 等



(2) 学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備

① 費用、時間等の問題を解決するための支援

- ・教育訓練給付制度の対象外である者(自営業者等)に対する支援の実施
- ・人材開発支援助成金制度におけるIT技術の知識・技能を習得させる訓練を高率助成に位置付けることなどによるデジタル人材育成の推進 等

② 高卒程度認定資格取得のための学び直しの支援

③ 高齢世代の学び直しの促進



(3) 女性の学び直しの支援

① 女性の学び直しを促進するための環境整備

- ・地方公共団体におけるデジタルスキルの取得とスキルを生かした就労を支援するための地域の実情に応じた取組に対する地域女性活躍推進交付金による支援 等

② 女性の学び直しのためのプログラムの充実

- ・地域の大学・高専等における女性向けを含むデジタルリテラシー向上や管理職へのキャリアアップ等のために実施する実践的なプログラム等への支援 等



(4) 企業・教育機関・地方公共団体等の連携による体制整備

① リカレント教育について産学官で対話、連携を促進するための場の設置

- ・都道府県単位で産学官関係者が協議する場の整備
- ・地域の人材ニーズに対応した教育訓練コースの設定、教育訓練の効果検証等の推進
- ・地域の産学官が連携して人材マッチング・育成等を総合的に行う「地域の人事部」の構築

② 企業におけるリカレント教育による人材育成の強化

- ・企業と大学等の共同講座設置支援
- ・企業におけるリカレント教育推進に向けたガイドラインの策定 等

③ 大学等におけるリカレント教育の強化

- ・大学における継続的なリカレント教育の実施強化を行うためのガイドラインの策定
- ・リカレント教育推進に向けた組織の整備等、産業界を巻き込んだ仕組みづくりの支援 等

④ 地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成

- ・DX等成長分野のリテラシーレベルの能力取得・リスキリングを実施するプログラムへの支援
- ・脱炭素化に向けた高等教育機関が地域と課題解決に取り組む中での人材育成の支援
- ・農業大学校等におけるスマート農林水産業のカリキュラム充実、デジタル人材育成
- ・IT、マーケティング、地域振興の知見・スキルを有する観光人材の育成推進 等

我が国の公的な質保証システムの主な沿革①

事前規制型の質保証システム（～平成15年）

- 我が国の公的な質保証システムは、従来、設置基準と、その設置基準等に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型であった。これは、大学の自主性・自律性を尊重し、設置認可後の大学に自律的な質保証機能が備わっていることに着目したものであり、我が国の高等教育の整備に際し、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。

【大学教育の改善について（答申）（平成3年2月8日 大学審議会）】

- 大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題。
- このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要。

【大学設置基準の大綱化】

- ・大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようになる必要がある。
- ・大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については、法的規制は行わず、各大学が学則等において自主的に定め得るようになることが望ましい。
- ・大学設置基準の大綱化に対応した審査の在り方について具体的に検討することが期待される。

【大学の自己点検・評価の努力義務化】 （見直し） → 自己点検・評価の公表を義務化（平成11年～）

- ・大学が、教育研究活動の活性化を図り、質の向上に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検を行い、改善への努力を行っていくことが必要。
- ・大学の評価については、各大学自身による自己点検・評価が基本。

【21世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）（平成10年10月26日 大学審議会）】

- 大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務である。このため、大学が、その教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準等）、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を広く国民に対して提供するものとすることとし、それを制度上位置付けることが必要。

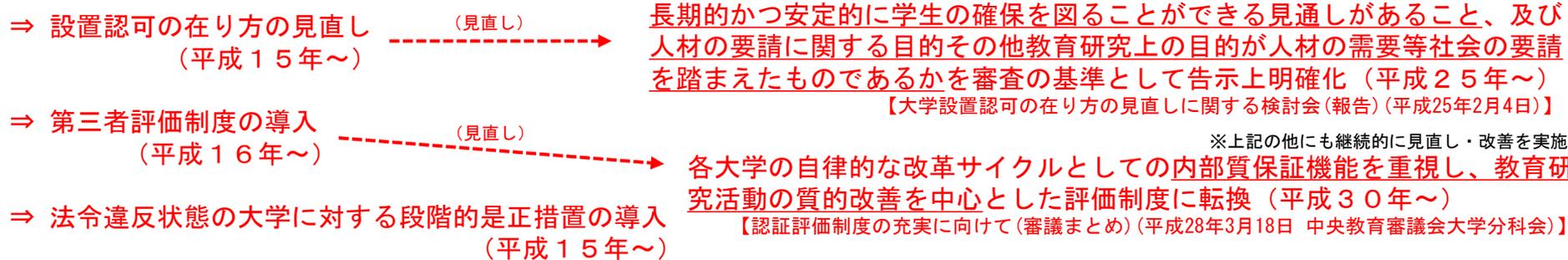
⇒大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年～）

我が国の公的な質保証システムの主な沿革②

事前規制と事後チェックの併用型による質保証システム（平成15年～）

【大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）（平成14年8月5日 中央教育審議会）】

- 大学の設置認可制度は、その教育研究の質を保証する上で一定の役割を果たしている一方、組織改編には国の設置審査が必要となることから、大学が学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて自らより積極的に改革できるよう、設置認可制度を弾力化すべきとの意見。
- 我が国の行政システム全体の動きとして、国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する方向。
- 国の事前規制である設置認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要。



【我が国の高等教育の将来像（答申）（平成17年1月28日 中央教育審議会）】

- 教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。
- 具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。



平成15年の質保証に関する制度改革（平成13年～16年）

規制改革の動き

○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

中央教育審議会の答申（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（平成14年8月））

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

○設置認可の在り方の見直し

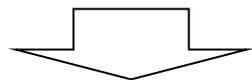
- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・審査基準の見直し
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）



①設置認可の見直し

（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

②認証評価制度の導入

（平成16年度より適用）
（学校教育法の改正）

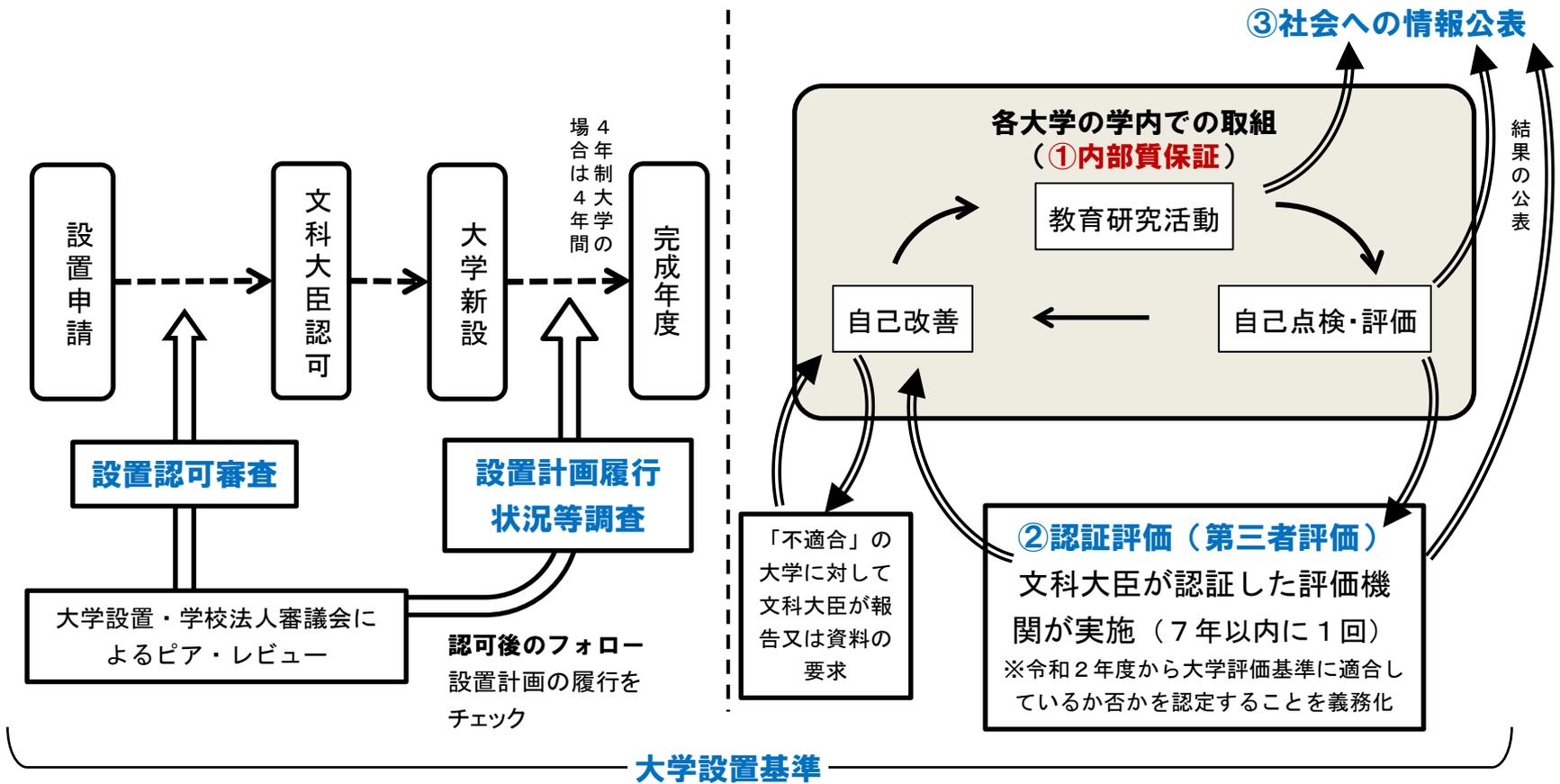
③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入

（平成15年度より適用）
（学校教育法の改正）

我が国の大学の質保証のイメージ図

【設置認可審査等による入口における質保証】
(大学の設置申請から完成年度までの質保証)

【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



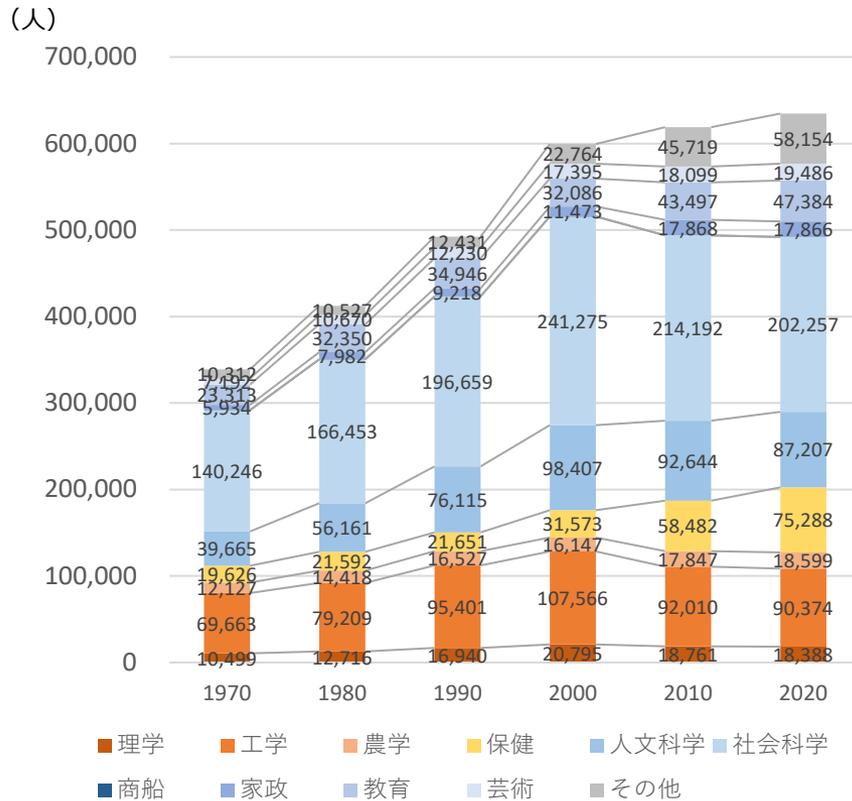
教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

2. 文理横断・文理融合教育等の推進等について

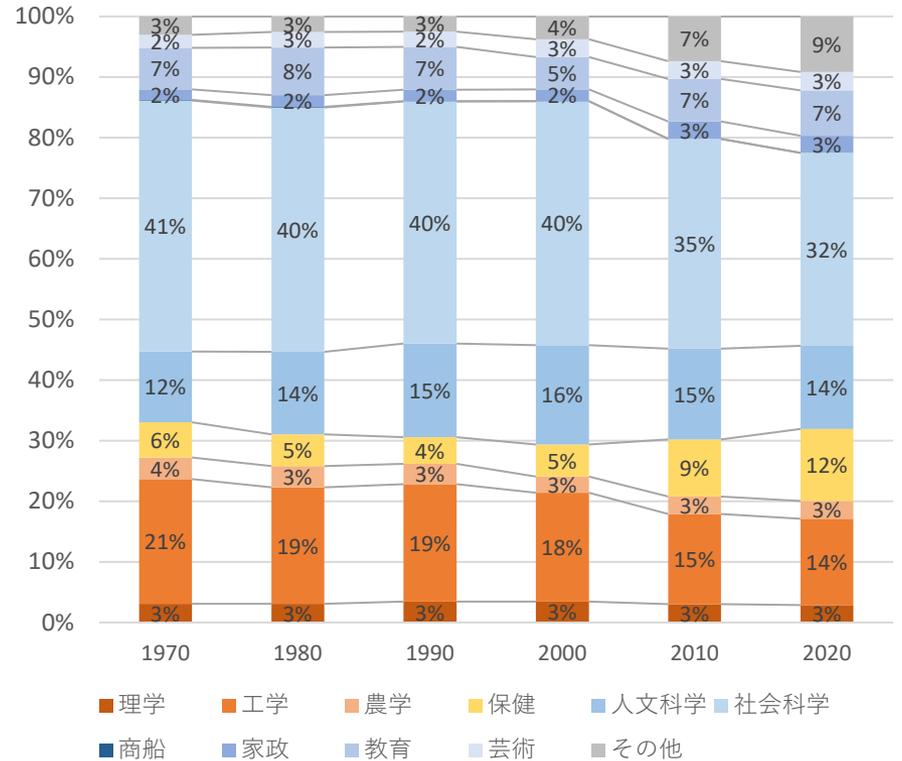
大学への入学者数は理工系分野等において減少傾向

○2000年以降、全体の入学者数は横ばいで推移。関係学科別では、「保健」、「その他」が増加する一方で、「工学」「理学」などの学部の入学者数は減少傾向。
 ※「その他」には文理融合型の複合的新領域の学部も含まれる。

関係学科別入学者数の推移(国公立大学)



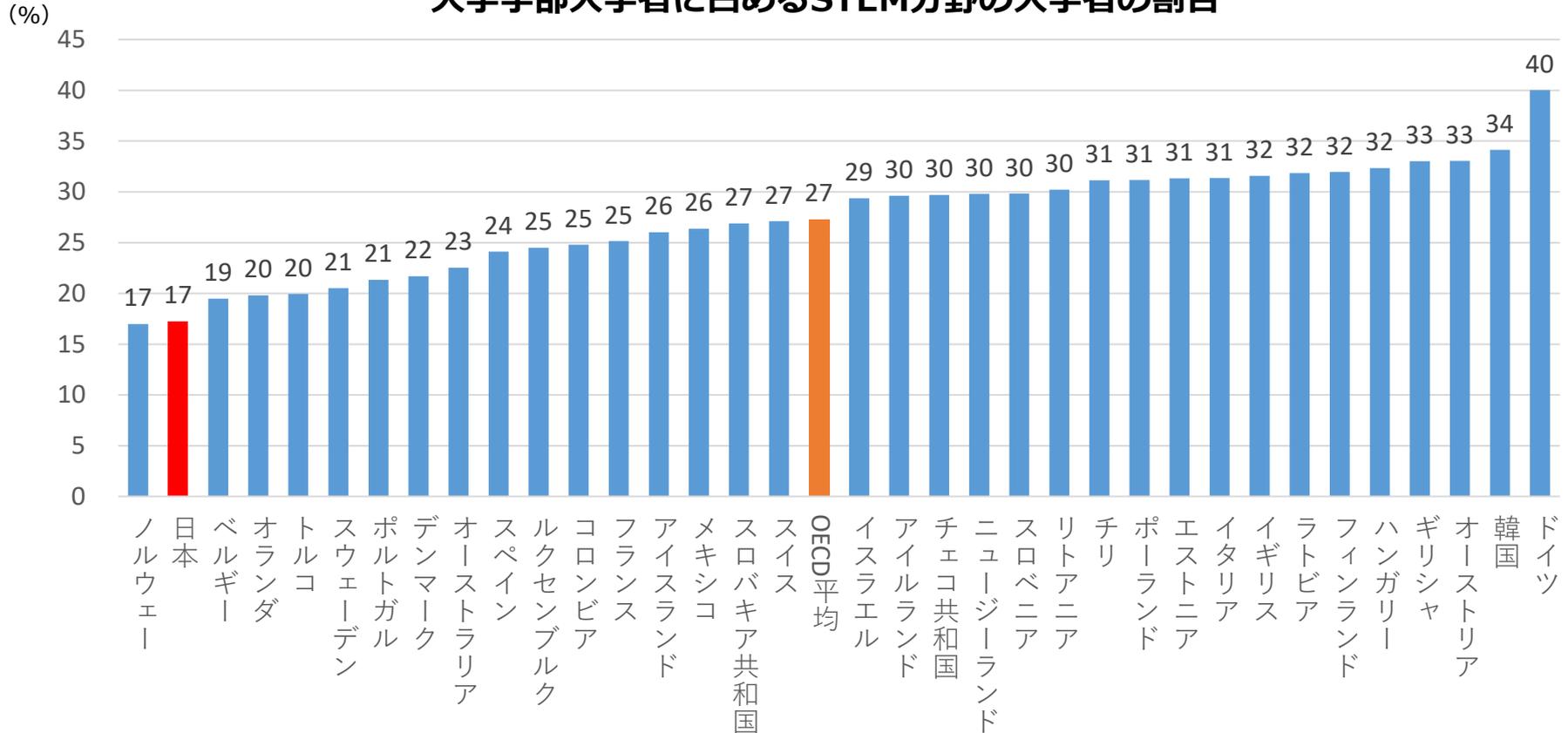
関係学科別入学者割合の推移(国公立大学)



OECD諸国の中で、日本はSTEM分野への入学者が少ない

○我が国の大学に入学する者のうち、STEM分野に入学する者は17%にとどまっており、諸外国の中でも低位にあり、OECD平均より大幅に低い。

大学学部入学者に占めるSTEM分野の入学者の割合



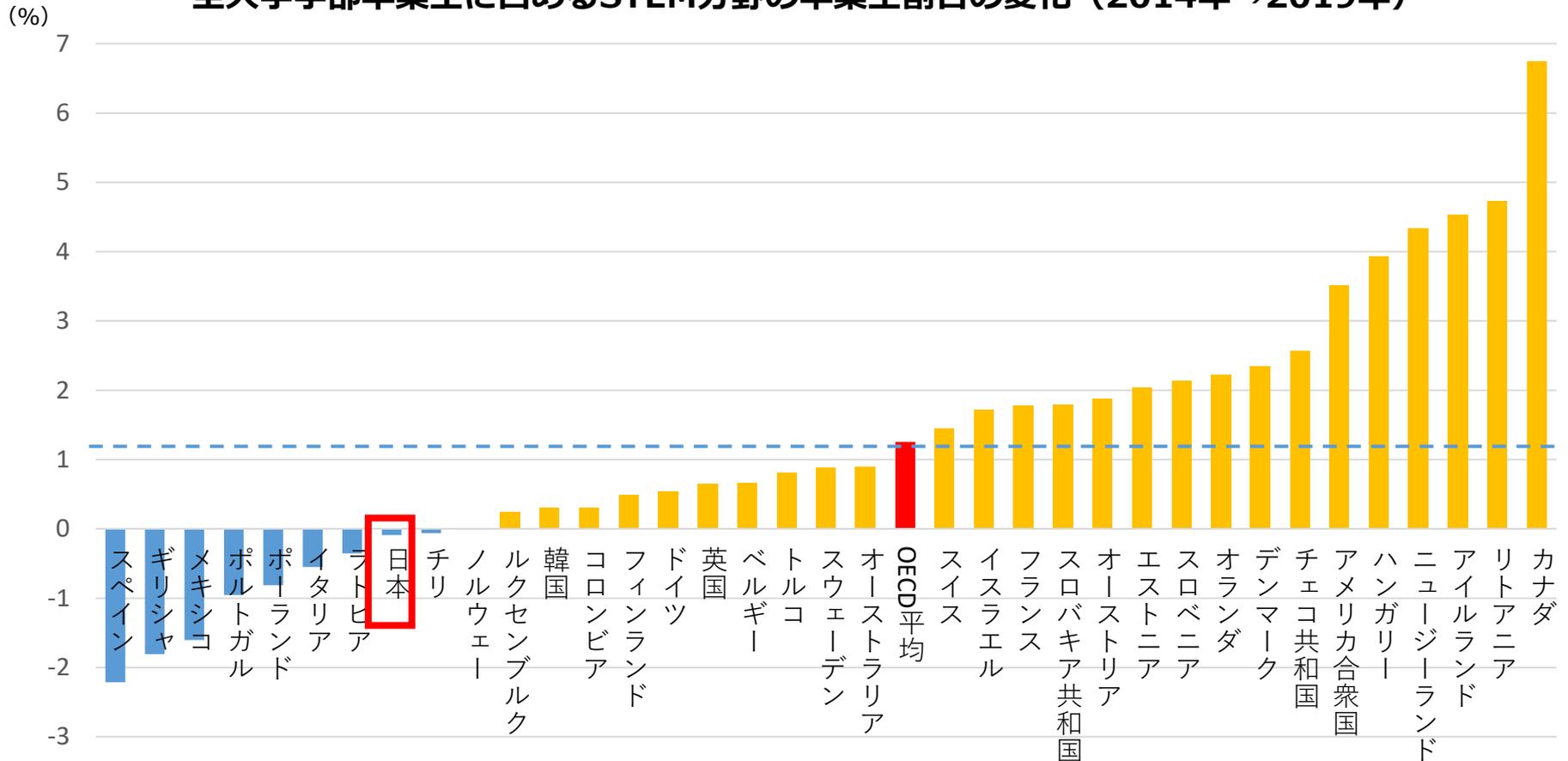
(備考) “Natural sciences, mathematics and statistics”, “Information and Communication Technologies”, “Engineering, manufacturing and construction”を「STEM」に分類される学部系統としてカウント。データは2019年時点

(出所) OECD.statsより作成。

OECD諸国の中で、日本はSTEM系の学生が増えていない

○2014年から2019年までの5年間で、OECD加盟国の多くはSTEM系学部の学生数を増やしているが、我が国ではほとんど変わっていない。

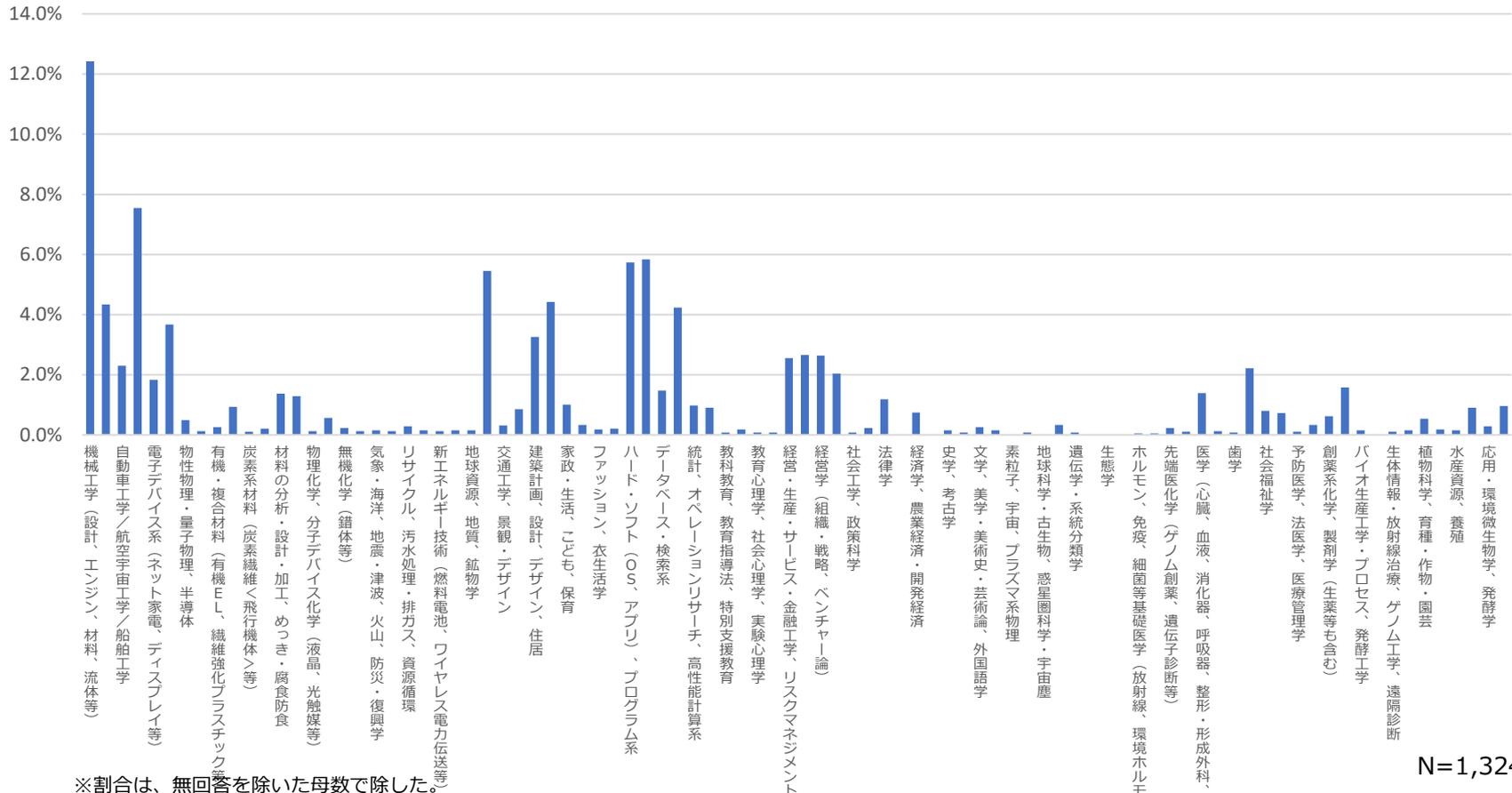
全大学学部卒業生に占めるSTEM分野の卒業生割合の変化(2014年→2019年)



今後、不足すると予想される分野は理工系が多い

○企業へのアンケートにおいて、不足すると予想される上位三分野を回答。三つの分野の合計において多い分野は、**機械工学 (12.4%)**、**電力 (7.5%)**、**通信・ネットワーク (5.8%)** ハード・ソフトウェア系 (5.5%)、**土木工学 (5.5%)** である。

5年後技術者が不足すると予想される分野（上位3分野を回答）（企業アンケート）

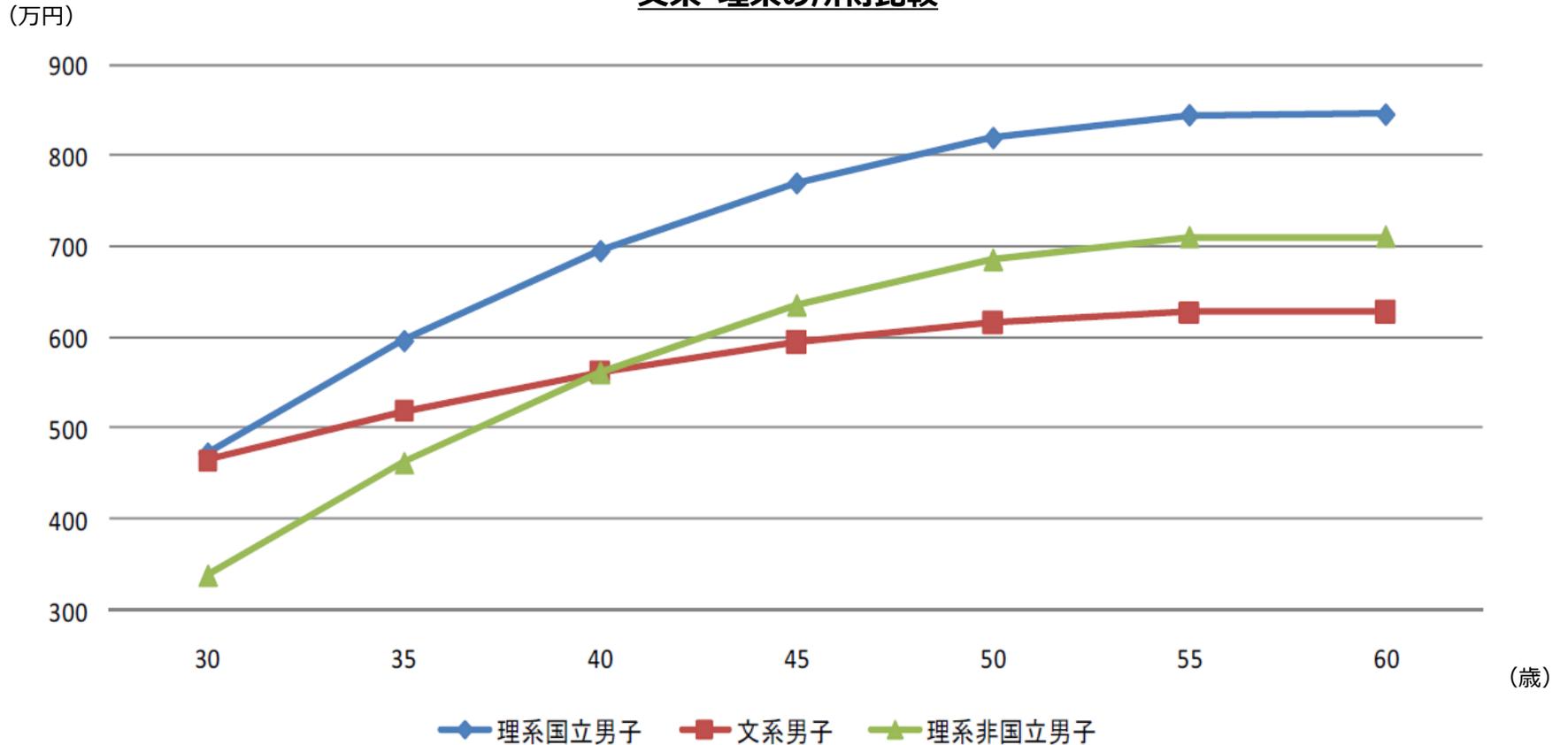


N=1,324、複数回答

理系出身者の所得は文系出身者より高い

○所得決定要因の回帰分析を行うと、理系出身の方が文系出身者より所得が高くなる傾向が読み取れる。

文系・理系の所得比較



ダブルメジャーの実態について

- ・日本国内の大学におけるダブルメジャーについては、特段規定はなく、規制されていない。
- ・そのため、ダブルメジャーを実施するかは各大学の自由として任せられている。

具体例

●国際基督教大学

31のメジャー(専攻分野)に対し、①メジャーを1つ修める、②2つのメジャーを組み合わせで履修する(ダブルメジャー)、③2つのメジャーを比率を変えて履修する(メジャー・マイナー)、という3つの選択方法を自由に選べる(それぞれ卒業要件は異なる。)

●筑波大学

システム情報工学研究群知能機能システム学位プログラム(博士後期課程)と、理工学分野以外の副となる学位プログラムまたは専攻(博士前期課程、修士課程または専門職学位課程)との間においてデュアルディグリープログラム(DDP)を実施。

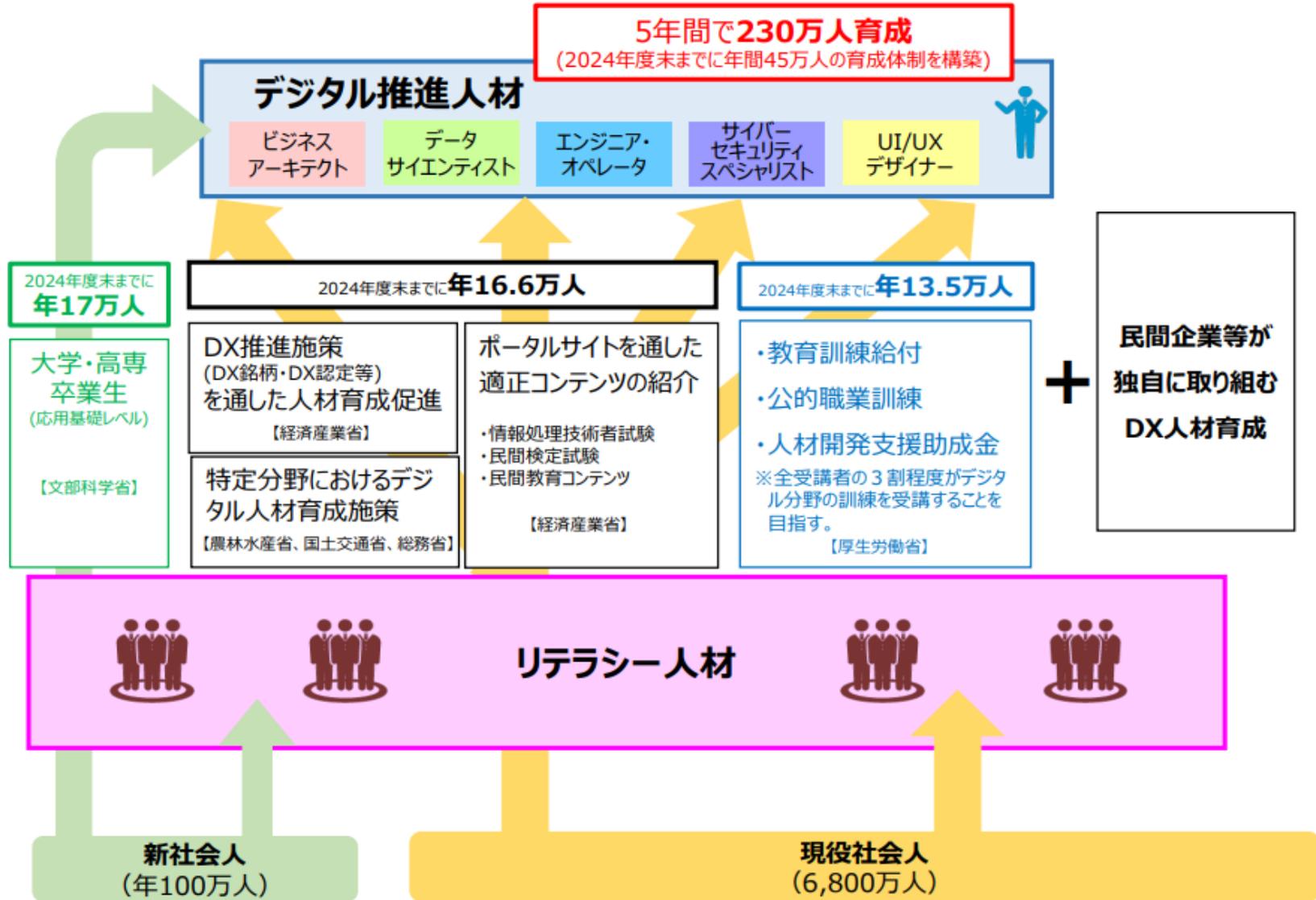
●桜美林大学

リベラルアーツ学群においては、ダブルメジャーを選択できる。
その他の学群においても、メジャー(主専攻)・マイナー(副専攻)を選択することが可能。また、マイナーを2つ選ぶことも可能。

●立命館大学

産業社会学部において、所属する専攻以外からサブメジャー専攻を一つ選び、通常は履修できないサブメジャー専攻のゼミナールや専門導入科目を履修することが可能になる。

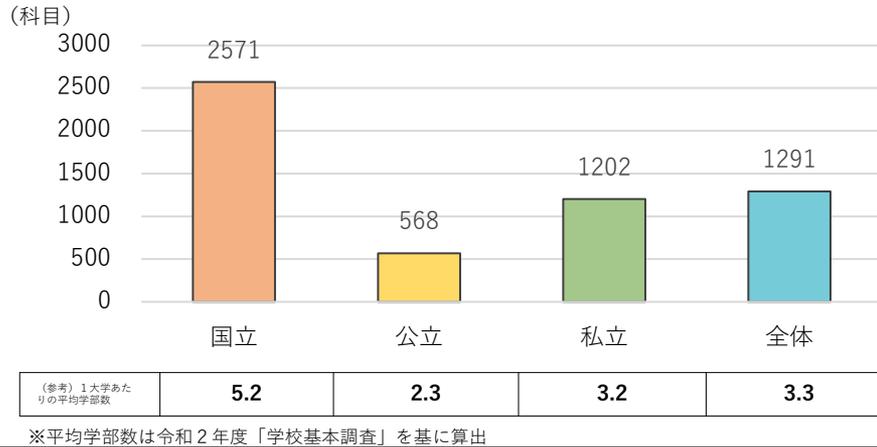
デジタル人材の育成目標の実現に向けて



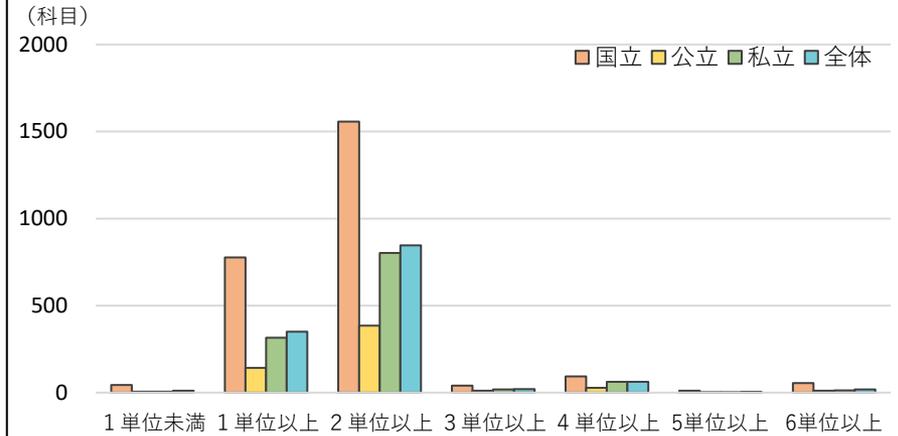
大学における授業科目開設状況調査①

回答対象：全国公私立大学（859大学） 調査期間：令和3年10月12日（火）～10月25日（月）
 回答数：684大学（国立79大学、公立75大学、私立530大学） 回答率：79.6%
 （うち①～④に対する有効回答数 680大学（国立79大学、公立75大学、私立526大学）、回答率 79.1%
 ⑤～⑫に対する有効回答数 581大学（国立59大学、公立63大学、私立459大学）、回答率 67.6%）

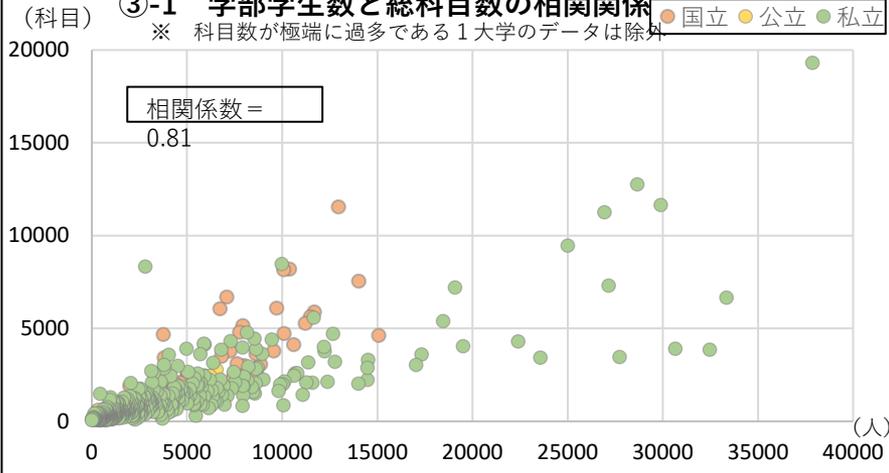
① 1大学あたりの平均総科目数（設置者別）



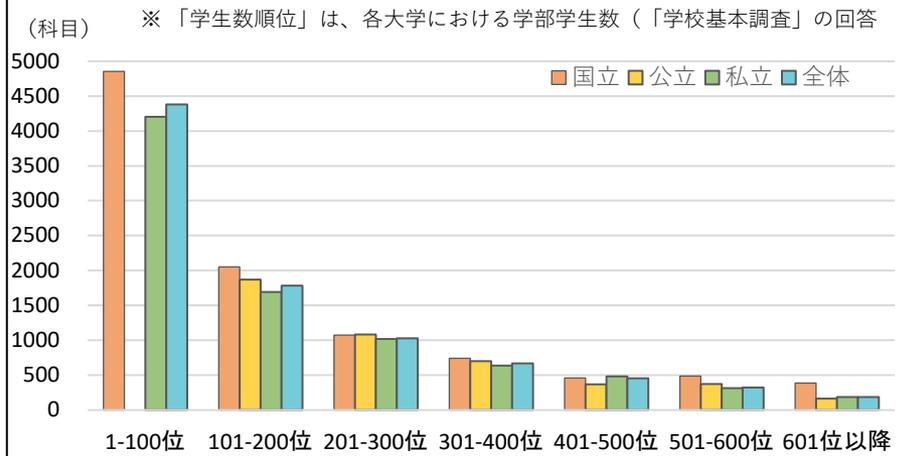
② 1大学あたりの平均総科目数（単位数別・設置者別）



③-1 学部学生数と総科目数の相関関係



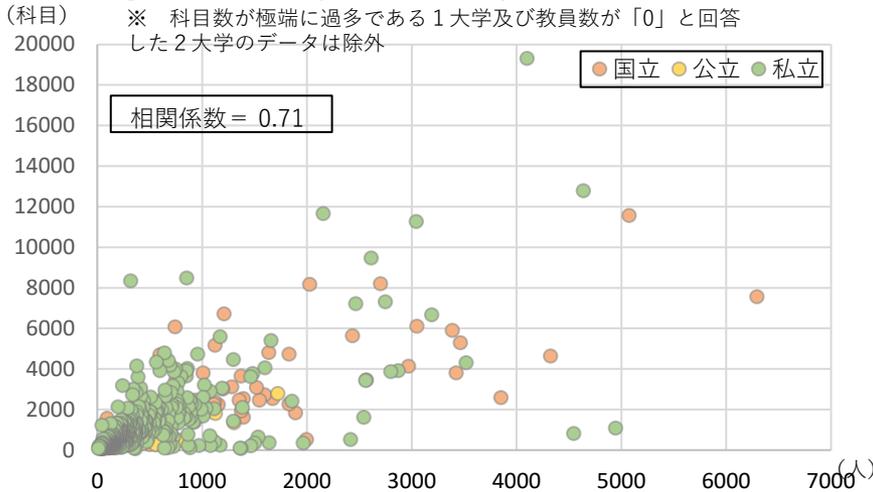
③-2 1大学あたりの平均総科目数（学部学生数順位別）



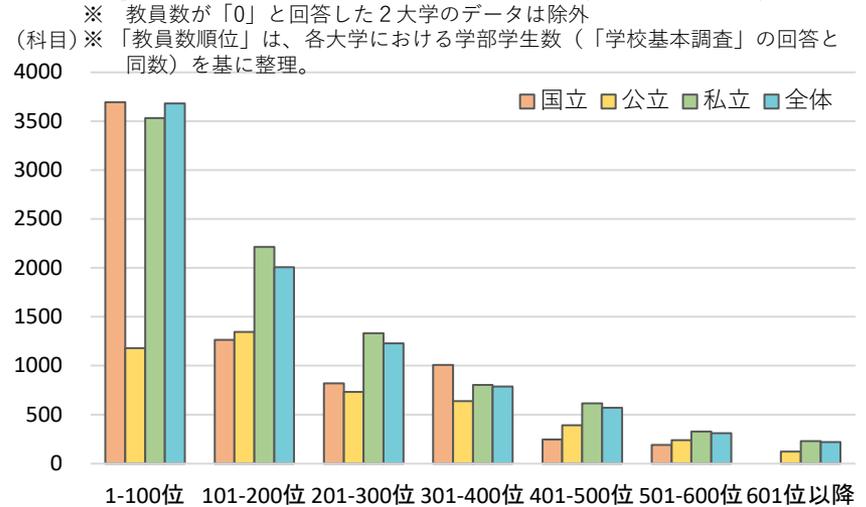
※「卒業要件」とは、各学科等において定める、最低必要単位数や履修すべき科目等の卒業のために学生に求める要件を指す。

大学における授業科目開設状況調査②

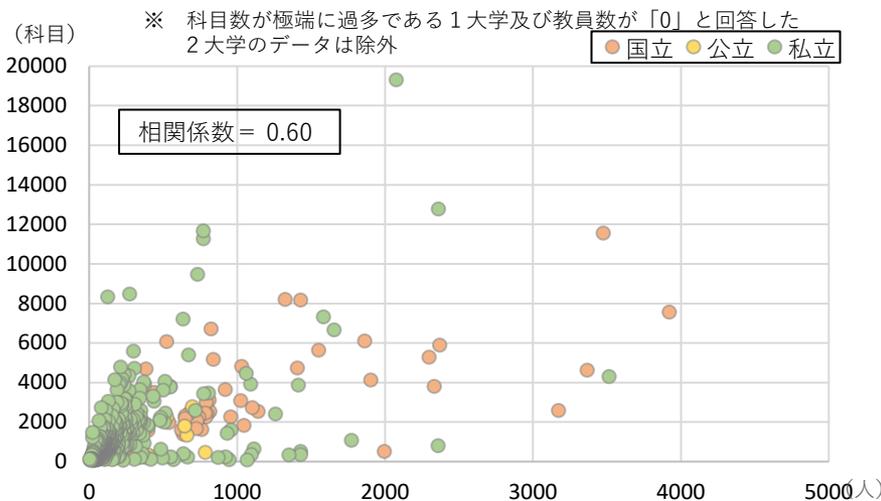
④-1 教員数（本務及び兼務）と総科目数の相関関係



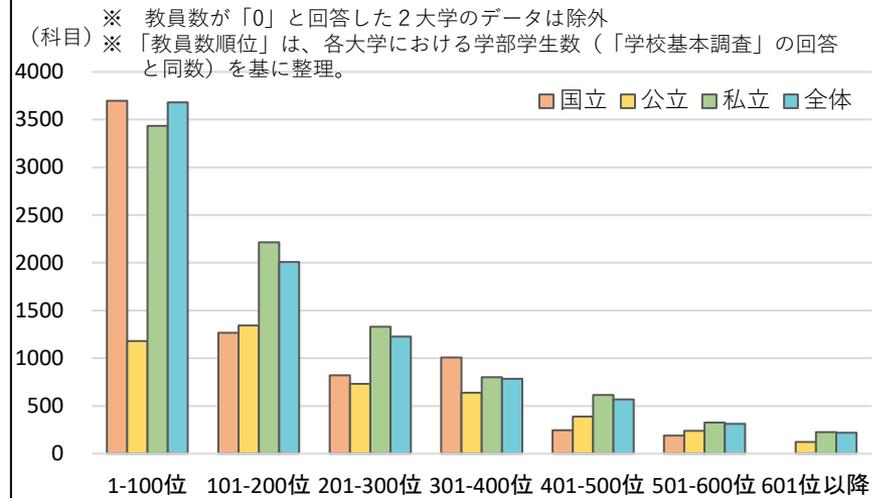
④-2 1大学あたりの平均総科目数（教員数順位別）



⑤-1 本務教員数と総科目数の相関関係



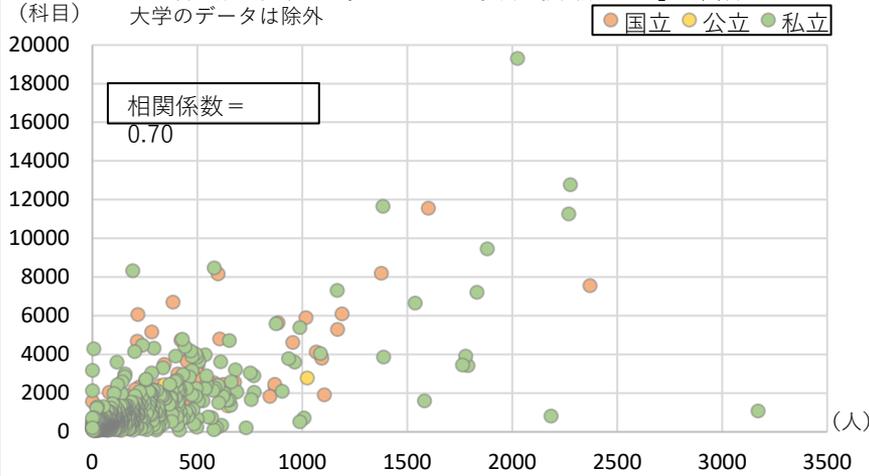
⑤-2 1大学あたりの平均総科目数（本務教員数順位別）



大学における授業科目開設状況調査③

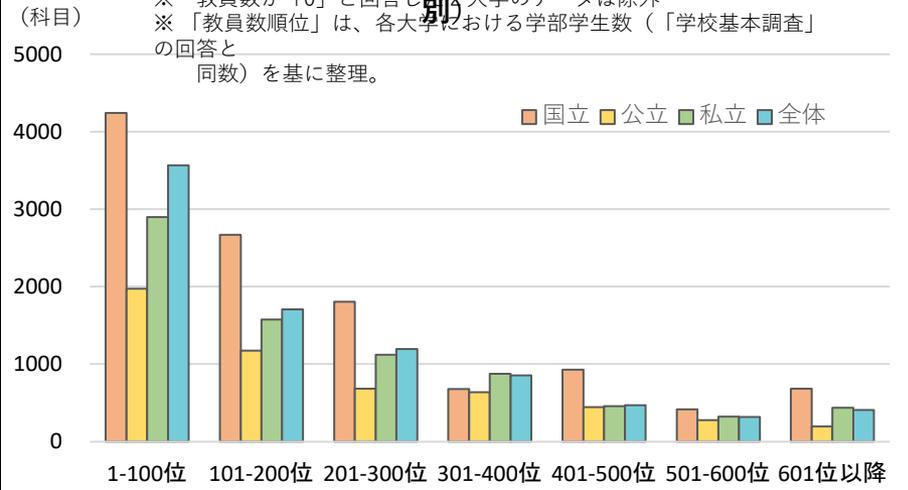
⑥-1 兼務教員数と総科目数の相関関係

※ 科目数が極端に過多である1大学及び教員数が「0」と回答した2大学のデータは除外

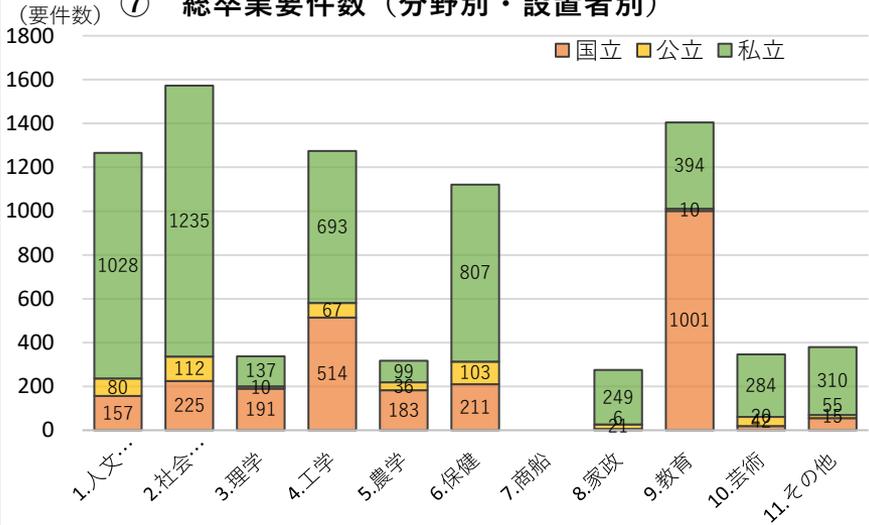


⑥-2 1大学あたりの平均総科目数（兼務教員数順位別）

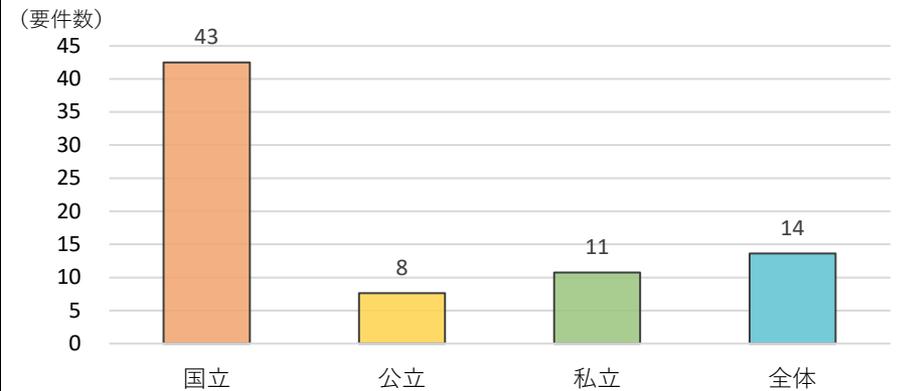
※ 教員数が「0」と回答した3大学のデータは除外
 ※ 「教員数順位」は、各大学における学部学生数（「学校基本調査」の回答と同数）を基に整理。



⑦ 総卒業要件数（分野別・設置者別）



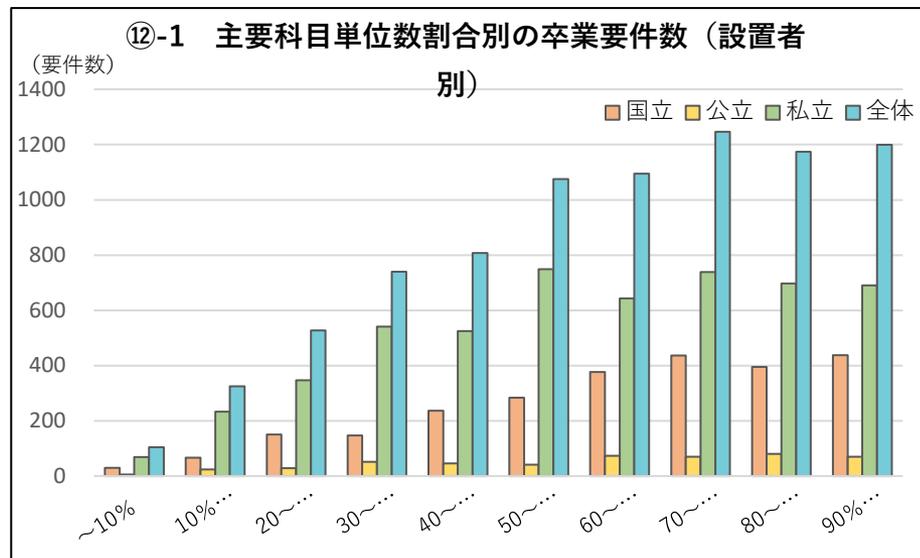
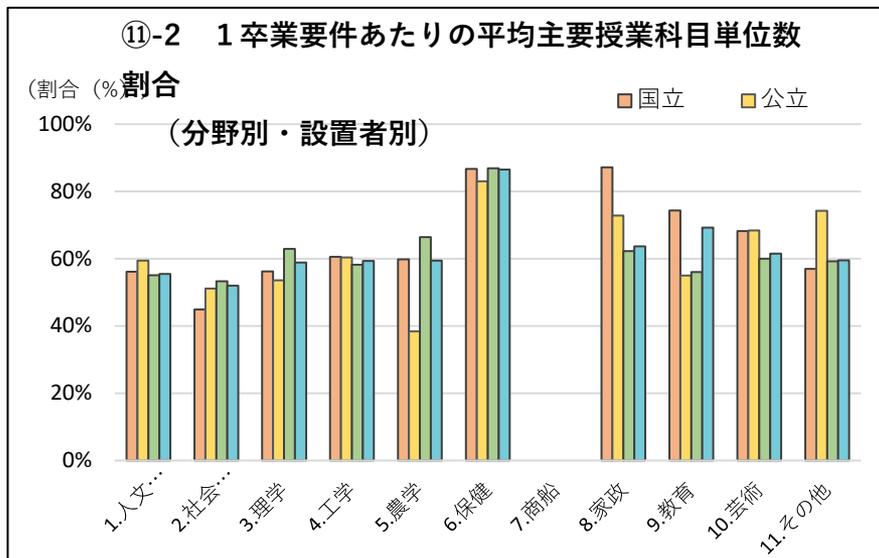
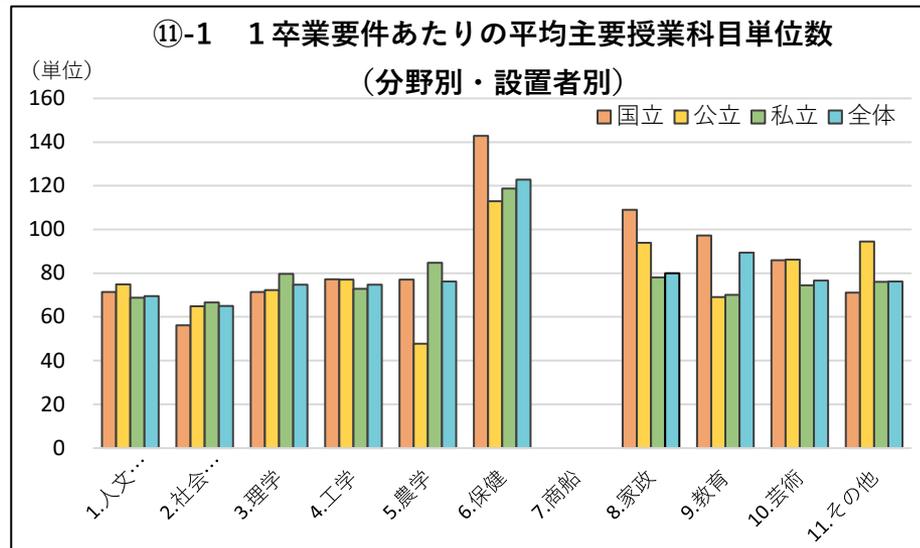
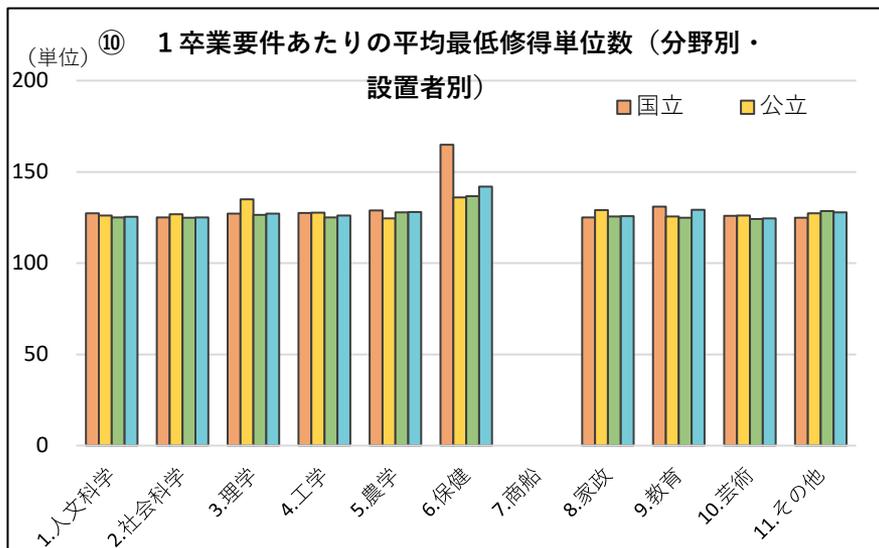
⑧ 1大学あたりの平均卒業要件数（設置者別）



(参考) 1大学あたりの平均学部数	5.2	2.3	3.2	3.3
国立	43			
公立		8		
私立			11	
全体				14

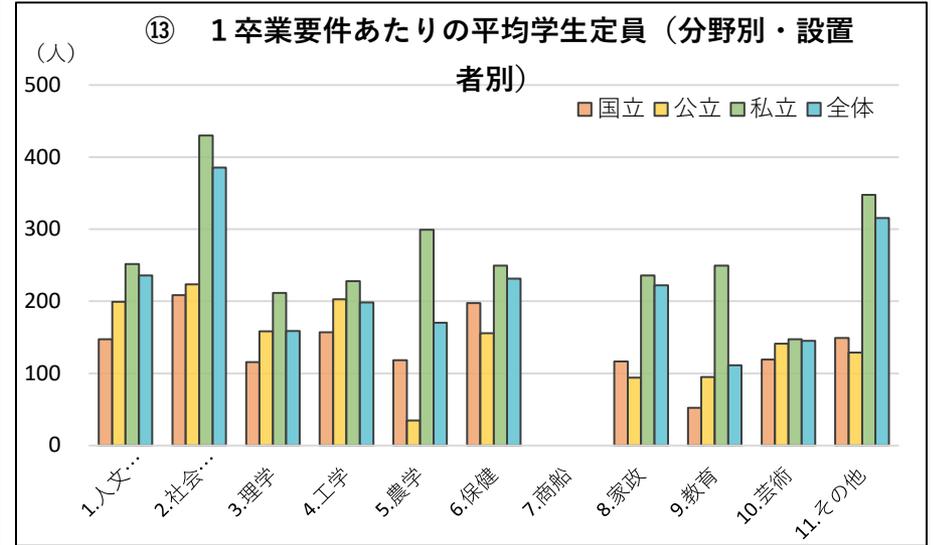
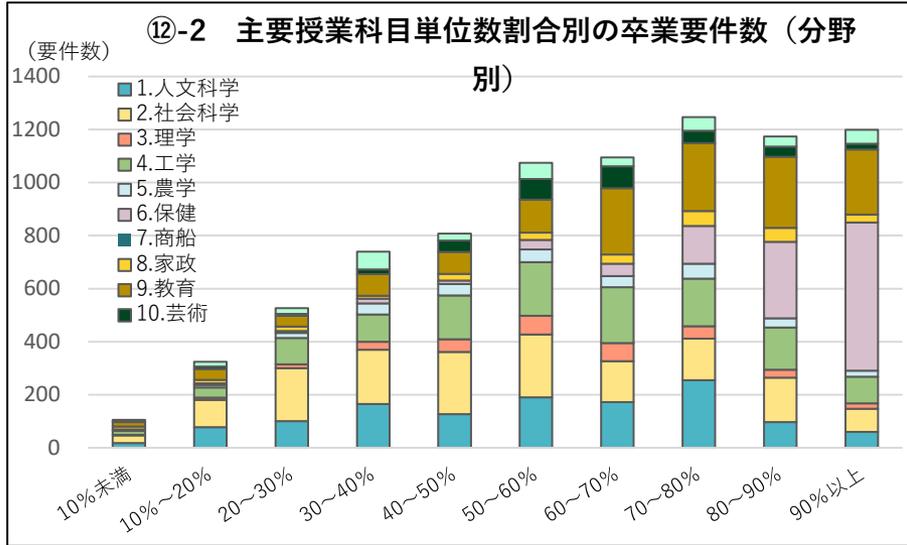
※平均学部数は令和2年度「学校基本調査」を基に算出

大学における授業科目開設状況調査④



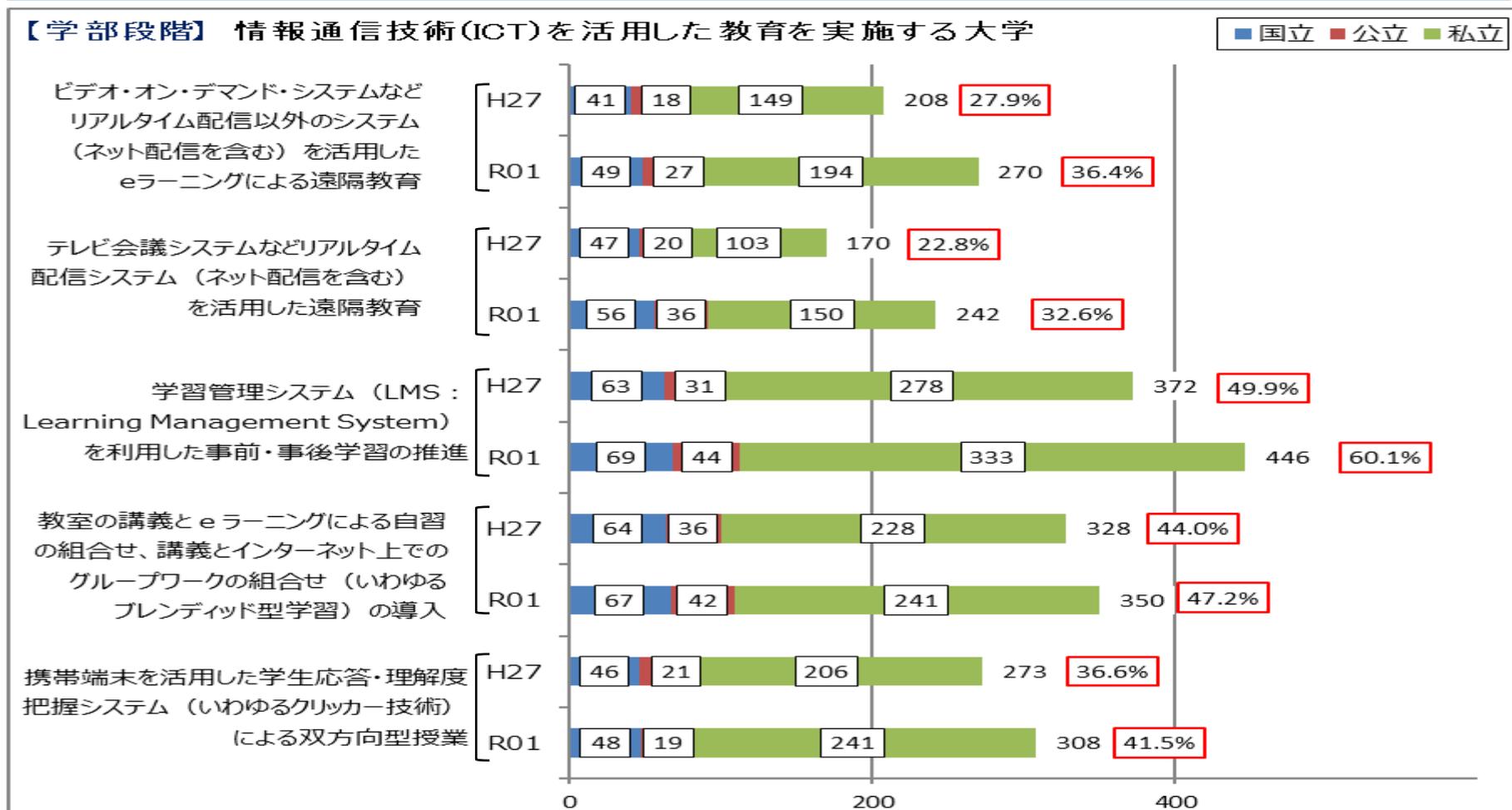
※「主要授業科目単位数」は、「最低修得単位数」のうち、卒業要件として履修が求められる、その学位分野を修了するにあたり必要不可欠な内容を含む中核的な科目の単位数 (例えば、大学として必修、選択必修等を課すなど、学位授与に当たり学問・教育内容として履修が不可欠となる科目など)。

大学における授業科目開設状況調査⑤



情報通信技術（ICT）を活用した教育の実施状況

情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学は増加傾向。



(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

【出典】：文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」

- 学習管理システム（LMS：Learning Management System）：eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。
- ブレンディッド型学習：教室の講義とeラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せによる学習。
- クリッカー技術：携帯端末等を活用した学生応答・理解度把握システム。

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改正等の経緯（文理横断・文理融合関係）①

答申等	提言事項	対応する制度改正
<p>日本における高等教育の再編成（昭和23年 文部省）</p>	<p>三、新制大学の性格 「専門的な狭い分野に入る前に社会科学・人文科学・自然科学の広い専門的な科目を学ぶ事は広い世界を自由にとらわれない立場で眺め人生観世界観を確立するために最も大切なことである。」</p> <p>五、大学の学科課程 「各大学はその授業科目を少くとも三項目の基本的或は一般的教育課程に配列しなければならない。即ち社会科学、人文科学及び自然科学がそれである。」 「大学の最初の二年間における課業は主としてこの三つの部門の広い基本的な科目で構成されなければならない。」</p>	<p>昭和22年 大学基準協会による「大学基準」において人文社会（外国語を含む）・社会科学・自然科学の3系列にわたる「一般教養科目」の履修が規定</p> <p>昭和31年 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）を制定。人文科学、社会科学、自然科学の3系列からなる「一般教育科目」について、各系列3科目以上12単位の修得を卒業要件として規定。</p>
<p>大学教育の改善について（昭和38年 中央教育審議会答申）</p>	<p>2. 教育内容および教育方法 (3) 「ア ししばしば一般教育と基礎教育とが観念的にも実践の上でも混同されているために、本来の一般教育も専門の基礎または準備のための教育も、ともにその効果がじゅうぶんあがっていない場合が少なくない。したがって、一般教育と基礎教育との分界の関連を明らかにすることが望ましい。」</p> <p>イ 現制度のもとでは、人文科学、社会科学、自然科学の三系列にわたり、均等の科目数、単位数が要求されており、専攻分野の種類に応じた特色が考慮されていない。そこで、三系列間の科目数、単位数の配分は、専攻分野の特色を考慮して定めうるようにすべきである。」</p>	<p>昭和45年 大学設置基準を改正し、一般教育科目に係る卒業要件を「人文、社会及び自然の三分野にわたり三十六単位」に変更。</p>
<p>今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（昭和46年 中央教育審議会答申）</p>	<p>第3章 高等教育の改革に関する基本構想 第2 高等教育改革の基本構想 2 教育課程の改善の方向 〔説明〕 「今後は、一般教育と専門教育という形式的な区分を廃し、同時に既成の学部・学科の区分にとらわれず、それぞれの教育目的に即して必要な科目を組織した総合的な教育課程を考える必要がある。「大学」および「短期大学」では、それぞれの類型において、学生の将来の進路等を考慮して、いろいろなコースが設けられるが、たとえば「大学」の類型(A)において、公務に従事するものためのコースや企業の経営管理に従事するものためのコースを設けるとすれば、その目的に応じて人文・社会・自然の諸領域の科目の中から主専攻分野と関連分野に含まれるものを総合して、専門的な教育課程をくふうすることができよう。」</p>	<p>-</p>

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改正等の経緯（文理横断・文理融合関係）②

答申等	提言事項	対応する制度改正
<p>教育改革に関する第二次答申（昭和61年 臨時教育審議会）</p>	<p>第4章 高等教育の改革と学術研究の振興 第1節 高等教育の個性化・高度化 （1）大学教育の充実と個性化 ① 「一般教育と専門教育を相対立するものとしてとらえる通念を打破し、両者を密接に結び付け、学部教育としての整合性を図るとともに、高等学校教育との関連や接続に十分配慮しなければならない。また、<u>人文・社会・自然の3分野の均等な履修に機械的に固執することなく、学際的学習等も加えた積極的なカリキュラムを構成することが重要である。</u>」</p>	<p>平成3年 大学設置基準を改正し、一般教育科目、専門教育科目等の科目区分及び卒業要件として当該区分に応じて修得すべき単位数についての規定を廃止。</p>
<p>大学教育の改善について（平成3年 大学審議会答申）</p>	<p>Ⅱ 主要事項について 1 大学設置基準の大綱化等について (1)教育内容・方法に関する事項 a 開設授業科目及び卒業要件 ④ 「大学設置基準の開設授業科目及び卒業要件に関する規定は、以下の方向で改正する必要がある。 ア 開設授業科目については、大学設置基準上、<u>一般教育科目、専門教育科目等の科目区分は設けないこととし、</u> 大学は、当該大学、学部及び学科（課程）の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること、教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養、総合的な判断力を身に付けさせ、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮することという趣旨を規定することとする。」</p>	

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改正等の経緯（文理横断・文理融合関係）③

答申等	提言事項	対応する制度改正
<p>高等教育の一層の改善について（平成9年 大学審議会答申）</p>	<p>I 高等教育の一層の改善について 3 一層の改善のための方策 (2) バランスのとれた体系的なカリキュラムの編成 ② 「各大学においては、教養教育は、従来からの専門学部の教員を含め、全教員が責任を持って担うべきものであるという認識の下、その実施・運営に責任を持つ組織を明確にするとともに、一部の教員に過度の負担が集中したり、学部・学科間の連絡が稀薄なために、学生の教育研究に支障を来すことのないようにする必要がある。その中で、例えば、自然科学や人文・社会科学の分野を越えて教員や学生が交流することなどを通じて、教育研究の活性化を進めることも必要である。」 ③ 「それぞれの学問分野は、細分化・専門化の度合いを強める傾向にある一方で、学際的なアプローチによる研究の重要性が高まっていることから、関連する分野に関する幅広い教育が求められる。このため、学部・学科の壁を越えた共通授業科目の開設、異なる分野の学生同士や学生と教員が教育研究について交流できる場の工夫なども必要である。その際、<u>狭い専門に偏らない幅広い知識を身につけるために、複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を、各大学等の事情に応じて検討していくことが望ましい。</u>さらに、過度に細分化した学科の再編・統合を含め、学問の進展等に応じた学科の在り方の見直しが必要である。」</p>	<p>-</p>

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改革等の経緯（文理横断・文理融合関係）④

答申等	提言事項	対応する制度改革
<p>21世紀の大学像と今後の改革方策について（平成10年 大学分科会答申）</p>	<p>第2章 大学の個性化を目指す改革方策</p> <p>1 課題探求能力の育成 – 教育研究の質の向上 –</p> <p>(1) 学部教育の再構築</p> <p>1) 教育内容の在り方 – 課題探求能力の育成 –</p> <p>① 教養教育の重視，教養教育と専門教育の有機的連携の確保</p> <p>(イ) 教養教育の工夫・改善のための取組</p> <p>(a)</p> <p>「この際，教養教育の内容については，例えば，…③体系化された学問を幅広く経験することにより，専攻する学問分野の理解を助けるとともに，専攻する学問分野の違いを越えて共通に必要な複合的視点や豊かな人間性かん養する，④専門教育において，関連する分野に関する幅広い視野に立って学際的に取り組むことのできる力を<u>培う</u>などが考えられる。各大学においては，それぞれの理念・目標に沿って，教養教育の重要性を踏まえた体系的なカリキュラムを工夫していく必要がある。」</p> <p>(c)</p> <p>「教養教育の実施方法等については，学際的・総合的視野に立って，自ら課題を探求し，柔軟かつ総合的な思考，判断によって解決する能力を育成することが重要であることを踏まえ，例えば，環境問題などのような複合的視点から検討が必要な課題を探求，設定して考えるという課題探求型学習の推進が重要である。また，<u>米国の大学における主専攻・副専攻のように，複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を行うことも有効である。</u>」</p> <p>② 専門教育の見直し</p> <p>(イ) 専門教育における基礎・基本の重視等</p> <p>「将来新しい領域を開拓していくことのできる専門的素養のある人材，真に社会で伸びていく人材を養成するには，細分化された狭い分野を教えるだけでなく，専門の骨格を正確に把握させると同時に，<u>学生が広い視野を持ち学問を総合的に把握し課題を探求できるような幅広い教育を施すことが重要であるという認識の下に，カリキュラム編成及び個々の授業を実施することが必要である。</u>」</p>	-

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改正等の経緯（文理横断・文理融合関係）⑤

答申等	提言事項	対応する制度改正
<p>グローバル時代に求められる高等教育の在り方について (平成12年 大学審議会答申)</p>	<p>Ⅲ 我が国の高等教育の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を図るための改革方策</p> <p>1 グローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実</p> <p>(1) グローバル化時代に求められる教養を重視した教育の改善充実 (科学リテラシーの向上)</p> <p>「各大学においては、科学技術の分野を専門としていない学生にも、自然科学に関する基礎知識とともにそれに基づく広い視野からの判断力を養うことが必要であり、また、科学技術の分野を専攻する学生に対しても、その専攻分野に限定されない広い科学的知識と判断力を身に付けさせることが不可欠である。」</p> <p>(2) 広い視野を持った人材の育成を目指す柔軟な教育システム (広い視野を持った人材の育成を目指す教育プログラムの提供)</p> <p>「今後、各大学において、特定の分野に偏らない広い視野を持った学際的な人材を育成するためには、学部や学科の枠を越えた横断的な教育課程を編成して提供したり、学生が所属している学部や学科の枠を越えて授業を選択し履修できる仕組みを整備、充実したりする必要がある。米国の大学における主専攻・副専攻のように、複数の異なる分野の学部や学科の専門科目を同時に履修できるような教育課程上の工夫を行うことも必要である。また、各大学の理念・目標に基づく主体的判断により、米国におけるリベラルアーツ・カレッジのような教養教育を中心とした幅広い教育プログラムを持つ学部への改組転換を促進し、これらの学部等から様々な分野の大学院に進学する機会を与えることについても検討する必要がある。」</p> <p>2 科学技術の革新と社会、経済の変化に対応した高度で多様な教育研究の展開</p> <p>(2) 社会の要請にこたえた柔軟な教育の展開 (学部・研究科の枠を越えた教育課程の機動的な提供)</p> <p>「社会の変化を踏まえた学生の多様な学習ニーズに応じた柔軟な教育プログラムを積極的に提供する観点から、各大学においては、例えば米国における一定期間に二つの学位の取得を目指すジョイント・ディグリー・プログラム等のように、複数学部・研究科の共同による学際的プログラムを推進するなど学部・研究科の枠を越えて教育課程が機動的に提供されるような工夫が必要である。その際、複数の大学がグループを構成して協定に基づいて相互に連携協力を行う、いわゆるコンソーシアム方式により、授業科目の提供、教員や学生の交流等を組織的に進めることも、有効な方策であると考えられる。」</p>	-

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改正等の経緯（文理横断・文理融合関係）⑥

答申等	提言事項	対応する制度改正
<p>新しい時代における教養教育の在り方について（平成14年 中央教育審議会答申）</p>	<p>第3章 どのように教養を培っていくのか 第2節 青年期における教養教育 3 大学における教養教育 (1) 大学における教養教育の課題 <u>「各大学は、理系・文系、人文科学、社会科学、自然科学といった従来の縦割りの学問分野による知識伝達型の教育や、専門教育への単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法などの知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養など、新しい時代に求められる教養教育の制度設計に全力で取り組む必要がある。」</u> (2) 具体的な方策 ①カリキュラム改革や指導方法の改善により「感銘と感動を与え知的好奇心を喚起する授業」を生み出す ◇新しい体系による教養教育のカリキュラムづくり <u>「各大学は、それぞれの教育理念・目的に基づき、新しい時代を担う学生が身に付けるべき広さと深さを持った教養教育のカリキュラムづくりに取り組む必要がある。その際、外国語によるコミュニケーション能力や、コンピュータによる情報処理能力などの新しい時代に不可欠な知的な技能の育成についても重視する必要がある。」</u> <u>「教養教育のカリキュラムのねらいを学生に十分に理解させた上で、授業科目について履修すべき順序を示したり、領域ごとに一定の履修要件を課したり、副専攻のような形で一定のまとまりを履修させるなどの仕組みも必要である。」</u></p>	-
<p>我が国の高等教育の将来像（平成17年 中央教育審議会答申）</p>	<p>第3章 新時代における高等教育機関の在り方 1 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方 (1) 大学 (I) 学士課程 《教養教育》 <u>「各大学は、理系・文系、人文・社会・自然といった、かつての一般教育のような従来型の縦割りの学問分野による知識伝達型の教育や単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努めることが期待される。」</u></p>	-

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改正等の経緯（文理横断・文理融合関係）⑦

答申等	提言事項	対応する制度改正
<p>学士課程教育の構築に向けて（平成20年 中央教育審議会答申）</p>	<p>第2節 教育課程編成・実施の方針について ～学生が本気で学び、社会で通用する力を身に付けるよう、きめ細かな指導と厳格な成績評価を～</p> <p>1 教育課程の体系化 (3) 具体的な改善方策 【大学に期待される取組】 「◆ 幅広い学修を保証するための、意図的・組織的な取組を行う。 例えば、多様な学問分野の俯瞰を可能とする教育課程の工夫や、主専攻・副専攻制の導入等を積極的に推進する。また、入学時から学生が学科に配置され、専ら細分化された専門教育を受ける仕組みについては、当該大学の実情に応じて見直しを検討する（例えば、学部・学科間の移動の弾力化、学部・学科の在り方の見直しなど）。」</p>	-
<p>2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成30年 中央教育審議会答申）</p>	<p>Ⅱ. 教育研究体制 –多様性と柔軟性の確保– 3. 多様で柔軟な教育プログラム （文理横断、学修の幅を広げる教育） 「学術研究においても産業社会においても、分野を越えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても従来の学部・研究科等の組織の枠を越えた幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要となるとともに、専門教育においても従来の専攻を越えた幅広くかつ深いレベルの教育が求められる。特に、専門教育については、専門知の組合せの種類が大幅に増えることを踏まえ、主専攻・副専攻制の活用など、学生の学修の幅を広げるようなカリキュラムの工夫が求められる。なお、その前提として、高等学校までの初等中等教育における文理分断の改善が求められる。」 （多様で柔軟な教育プログラム） 「各大学等が多様な教育プログラムの提供を実現するため、時代の変化に応じ、従来の学部・研究科等の組織の枠を越えて、迅速かつ柔軟なプログラム編成ができるようにすることが必要である。これにより、例えば学部・研究科等の組織の枠を越えて幅広い分野から文理横断的なプログラムの編成等が可能となる。 その際、適正な履修ガイダンスを前提として、学生が、所属する学部・研究科等の組織を越えて、幅広い授業科目の中から柔軟に選択できるようにするなど、学修者の視点から履修の幅を広げるような取組も重要である。 また、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することで、一つの大学では成し得ない多様な教育プログラムを提供することができるよう、単位互換等の制度運用の改善を行うことも必要である。」 ＜具体的な方策＞ 学位プログラムを中心とした大学制度【再掲】 「○ 大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置を可能とする。 ○ この場合、学部等の専任教員が「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」においても専任教員として教育に携わることができることとする。」</p>	-

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改革等の経緯（文理横断・文理融合関係）⑧

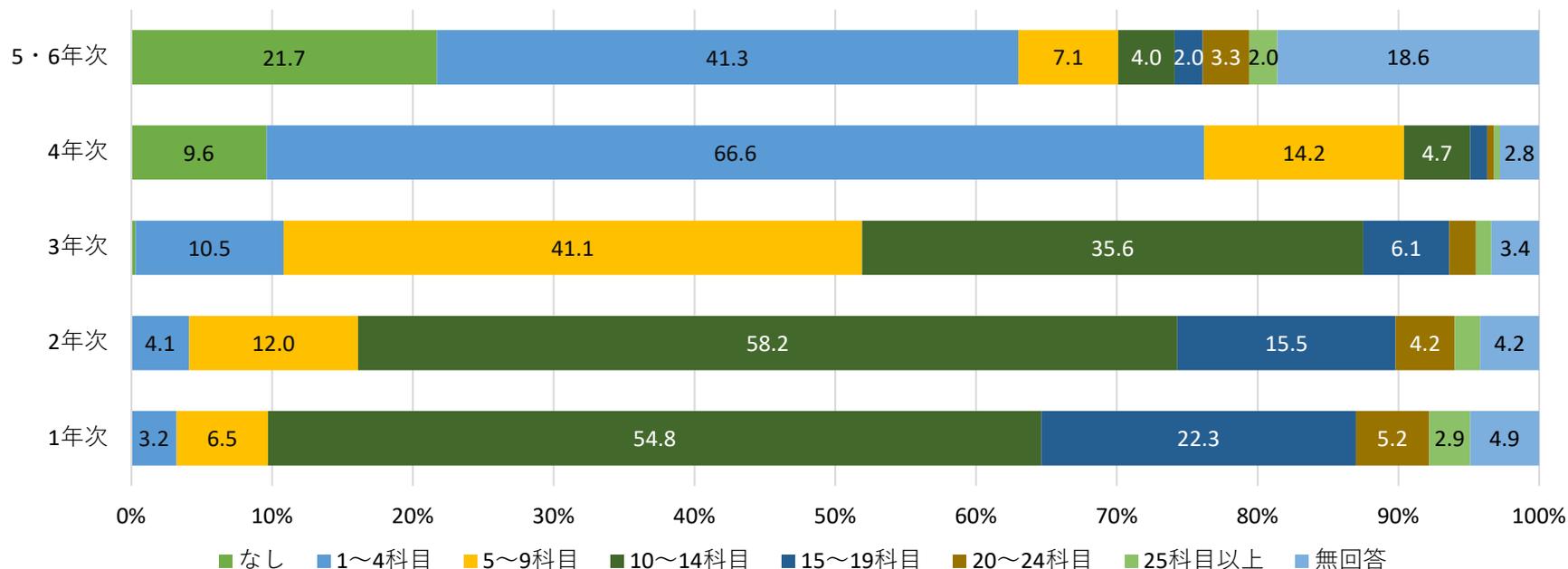
答申等	提言事項	対応する制度改革
<p>これからの時代の地域における大学の在り方について - 地方の活性化と地域の中核となる大学の実現 - （令和3年 中央教育審議会大学分科会審議まとめ）</p>	<p>3. 「地域の中核となる大学」となるための地域ならではの人材育成の推進 （地域ならではの人材育成） 「また、地域に輩出する人材全体の質の向上を図るためには、地域のニーズを踏まえつつ、人文社会科学系の学部等で自然科学に関する教育を、自然科学系の学部等で人文社会科学に関する教育を行うことなど、文理融合・分野横断による高度なSTEAM人材育成の取組を進めることも必要である。」</p>	<p>-</p>

3-1. 学生の学修に関する資料

学年別の履修状況について

- 1年次及び2年次では「10～14科目」を履修登録している学生が最も多く、それぞれ54.8%、58.2%であった。次いで「15～19科目」の学生が多くなっている（1年次2年次ともに最頻値は12科目）。
- 3年次になると履修科目数は「5～9科目」の学生が最も多く41.1%、次いで「10～14科目」が35.6%を占める（最頻値は10科目）。
- 4年次（「医・歯・薬」を除く）になると最頻値は1科目（29.3%）であり、卒業論文やゼミの単位を残すのみという学生も多い。

※平成28年11月に「今学期に履修している授業科目数」を質問し、算出

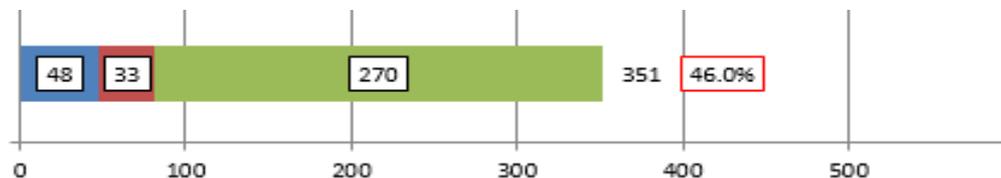


出典：国立教育政策研究所調査（平成28年度）より文科省で作成

教育目標や学修成果を意識した教育の充実に関するデータ

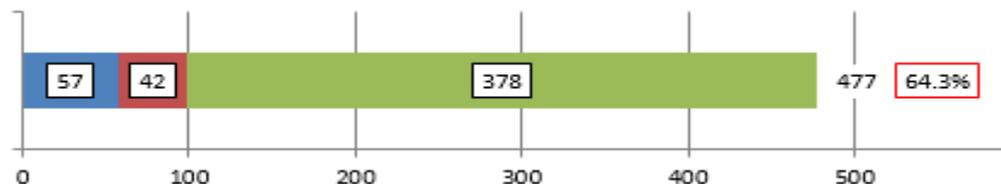
- 「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」によると、全学的な教育目標とカリキュラムの整合性を検証する委員会を設置している割合が46%、シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載している大学の割合が約64%にそれぞれとどまっている。
- 学部段階において、学生の学修成果の把握を行っている大学は全体の約60%となっているとともに、学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用している大学も約53%にとどまっている。

○教学マネジメントとして、全学的な教育目標等とカリキュラムとの整合性を検証する、全学的な委員会の設置

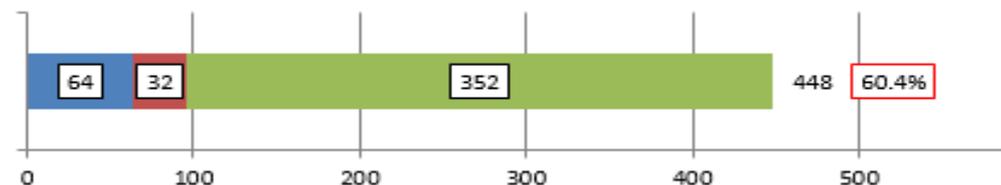


すべてのグラフについて、単位は（大学数）

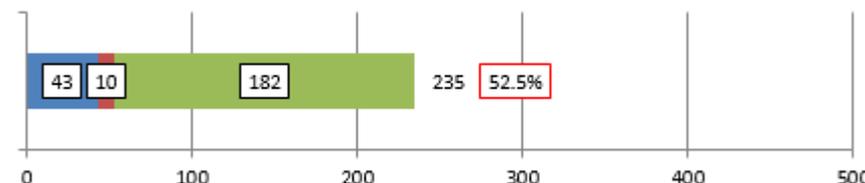
○シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載



○課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学（学部段階）



○学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用（学部段階）



大学における教育内容等の改革状況について

○授業科目・教育課程の編成・実施関係

- ・ナンバリングを実施する大学:451大学(61%)
- ・履修系統図(カリキュラムマップ、カリキュラムチャート)を活用する大学:580大学(78%)
- ・シラバスの作成にあたり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定する大学:654大学(88%)
- ・能動的学修(アクティブ・ラーニング)を取り入れた授業を実際に行っている大学:707大学(95%)
- ・大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学:624大学(84%)
- ・TAを配置する大学:511大学(67%)
- ・学修ポートフォリオを提供する大学:311大学(41%)
- ・シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載する大学:477大学(64%)
- ・シラバスに授業における学修の到達目標を記載する大学:737大学(99%)
- ・シラバスに各回の授業の詳細な内容を記載する大学:730大学(98%)
- ・シラバスに準備学修に関する具体的な指示を記載する大学:659大学(89%)
- ・シラバスに準備学修に必要な学修時間の目安を記載する大学:456大学(62%)
- ・全ての科目について成績評価基準をシラバスにより明示する大学:730大学(98%)
- ・全ての科目について成績評価基準をルーブリックにより明示する大学:40大学(5%)
- ・一部の科目について成績評価基準をルーブリックにより明示する大学:209大学(28%)
- ・GPAに応じた履修上限単位数を設定している大学:321大学(43%)

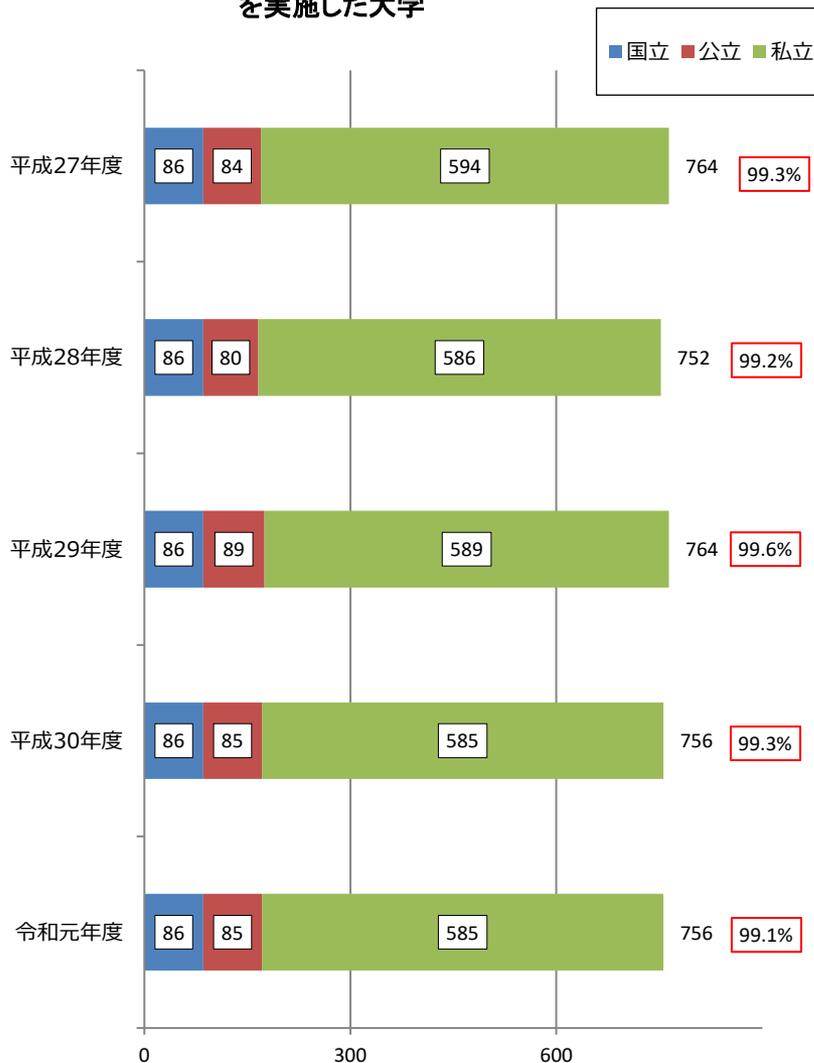
○学修成果・教育成果の把握・可視化関係

- ・GPA制度を導入している大学:720大学(97%)
- ・GPAを学生に対する個別の学修指導に活用している大学:613大学(83%)
- ・GPAを退学勧告の基準としている大学:234大学(32%)
- ・学生の学修時間や学修行動の把握を行っている大学:645大学(87%)
- ・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学:448大学(60%)
- ・ディプロマサプリメントなどの資料を交付している大学:87大学(12%)
- ・アンケート形式により卒業生の意見を聴く機会を設けている大学:455大学(61%)

学生による授業評価の実施状況に関するデータ

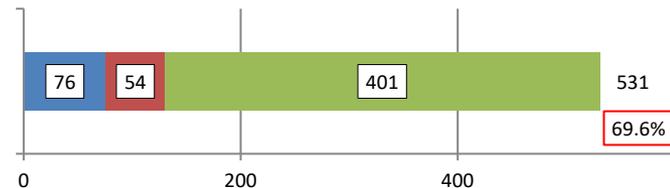
令和元年度において、学生による授業評価を実施した大学は、国立86大学（100%）、公立85大学（100%）、私立585大学（約99%）、国公立571大学（約99%）、国公立571大学（約99%）となっている。

【大学全体】 全学部・全研究科で学生による授業評価を実施した大学

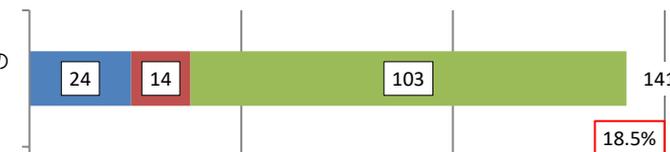


○授業評価に関する特徴的な取組

授業アンケートの結果を組織的に検討し、授業内容等に反映する機会を設けている



大学の授業に関し、学生自治会からの意見を聞く機会を設けている



学生を教育改善委員として任命している



学生が課外活動で教育改善活動に参加している



学生企画型、もしくは学生が参加する授業運営委員会を置く授業科目を開設している

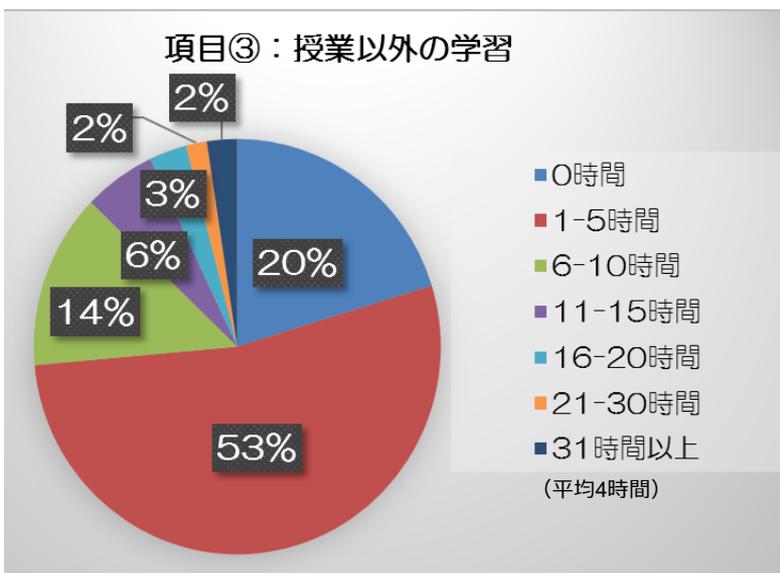
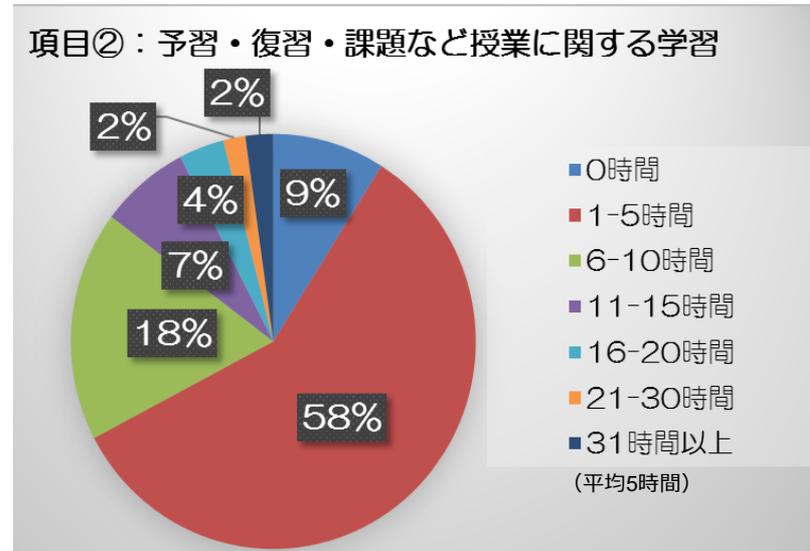
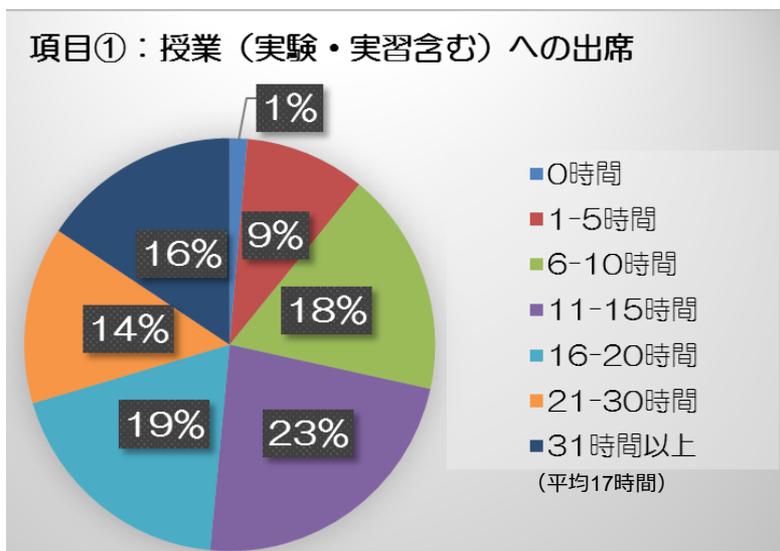


ファカルティ・ディベロップメント活動に学生が参加している



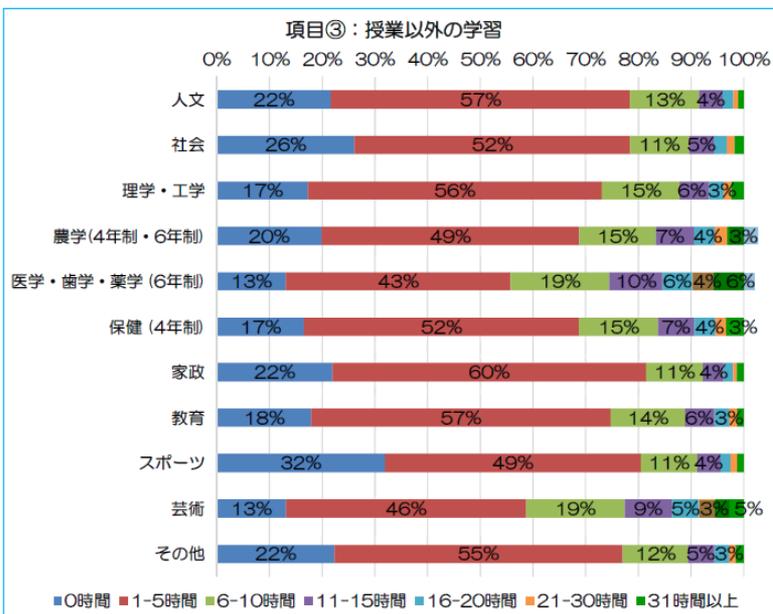
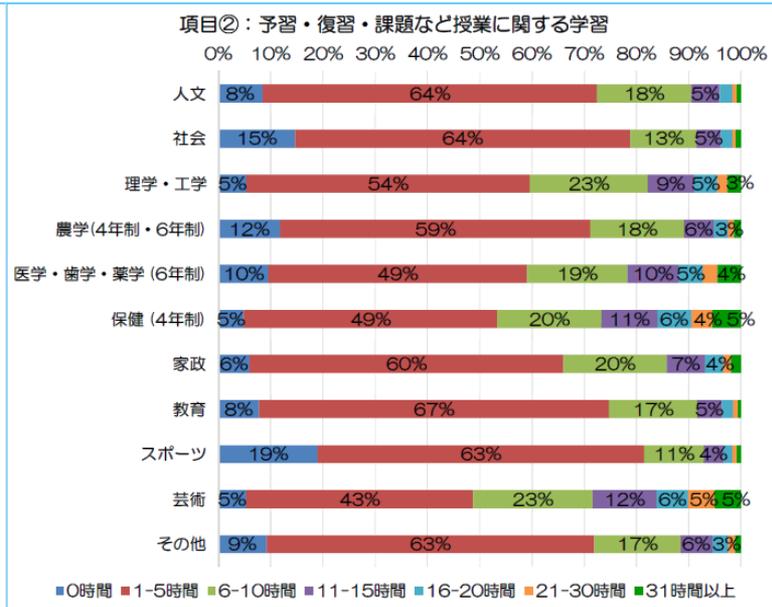
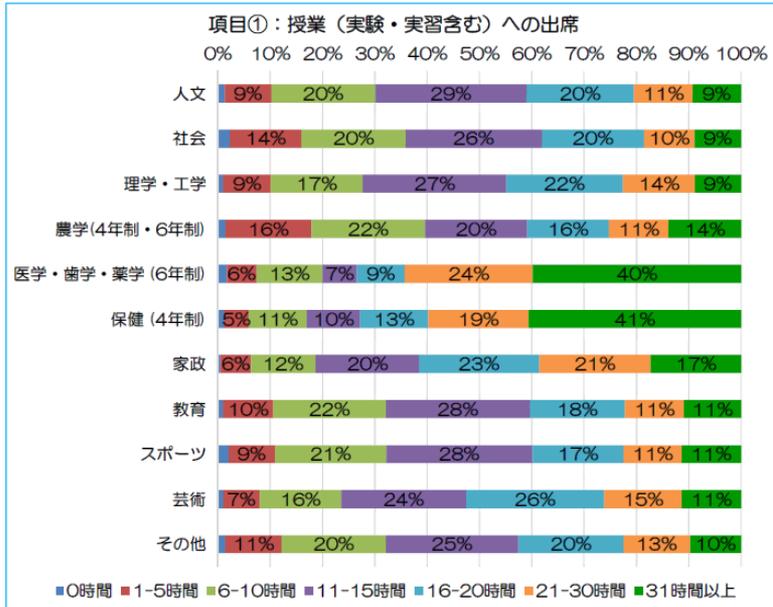
授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間 ～令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の結果から～

- 授業への出席は16時間以上が49%、授業に関する学習は5時間以下が67%。



※平均の値については、1-5時間を「3時間」、6-10時間を「8時間」、11-15時間を「13時間」、16-20時間を「18時間」、21時間-30時間を「25時間」、31時間以上を「33時間」として、0時間の者は母数（在籍者）から除かずに算出。

授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間（学部分野別） ～令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の結果から～



※学部分野の区分は以下のとおり。
 人文：文学、哲学、外国語学等
 社会：法学、政治学、経済学等
 理学・工学：数学、理学、工学等
 農学(4年制・6年制)：農学、獣医学、水産学等
 医学・歯学・薬学(6年制)：医師、歯科医師、薬剤師の養成を目的とする学部
 保健(4年制)：薬学(4年制)、看護学、医療技術学等
 家政：家政学、食物学、被服学等
 教育：教育学、教員養成を目的とする学部等
 スポーツ：体育学等
 芸術：美術、デザイン、音楽等
 その他：上記の分類に当てはまらない学部

※平均の値については、1-5時間を「3時間」、
 6-10時間を「8時間」、11-15時間を「13時間」、
 16-20時間を「18時間」、21時間-30時間を「25時間」、
 31時間以上を「33時間」として、0時間の者は母数（在籍者）から
 除かずに算出。

令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」について

概要

- 国として、**全国共通の質問項目**により、**学生目線から**大学教育や学びの実態を把握するための調査を実施。
- 大学・短期大学の学生を対象に、**大学での学習内容や経験、大学教育を通じて身に付いた知識・能力、大学での学びに関する意識**等について調査。調査結果は**各大学の教育改善、社会の大学教育に対する理解促進、国の政策立案の基礎資料**として活用。
- 令和3年度については、本格実施に向けて**適切な調査対象や設問項目等の調査設計を固めることを目的**に実施。

背景

- **学生がどのような能力を身に付けているかについて、社会に対する説明や情報公表が不十分**との指摘。
- 各大学が教育成果等の教育の質に関する情報を把握・公表していくこと、社会が理解しやすいよう、**国は全国的な学生調査等を通じて整理し、比較できるように一覧化して公表すべき**との提言。（平成30年11月中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」）

目的

- **各大学**が、フィードバックされた調査結果をIRやFD・SD活動、自己点検・評価等に活用し、自大学の教育改善を促進する
- **大学進学希望者やその保護者、地域社会や産業界等**が、学生の学修成果や大学全体の教育成果に対する理解を深める
- **国**が、今後の政策立案に際しての基礎資料として活用する
- **学生一人一人**が、振り返りにより今後の学修や大学生活をより充実させ、卒業後の社会における自らの姿を考える契機とする

実施概要

【調査対象】

- 大学2年生及び最終学年生 短期大学最終学年生
- 参加意向のあった大学582校、短期大学157校

【調査方法】

- インターネット（WEB）調査

【調査時期】

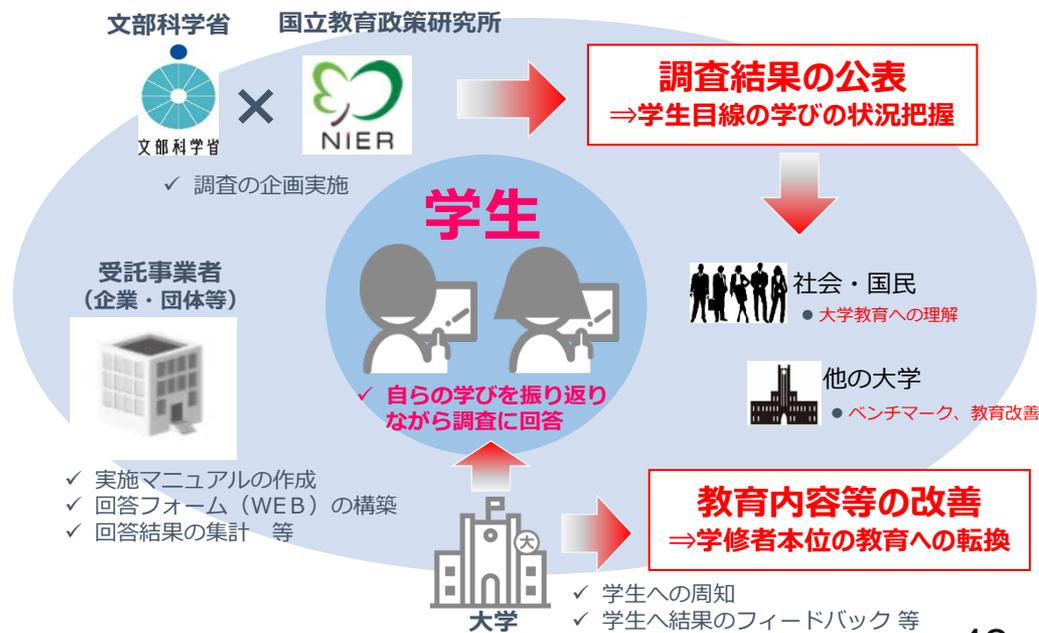
- 令和4年1月31日～2月28日
（結果の公表：令和4年夏頃）

【調査項目】

- 大学での学習内容や経験
- 大学教育を通じて身に付いた知識・能力
- 大学での学びに関する意識
- コロナ禍を受けた授業の実態 等
（選択式60問程度・記述式2問）

【調査結果】

- 全体の調査集計・分析結果や調査実施上の課題点等を公表
- 参加大学には自大学の調査結果をフィードバック



令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」 質問項目①

文部科学省では、学生の皆さん一人一人の学びの実態を把握し、大学教育を改善していくための「全国学生調査」を実施します。（この調査では短期大学も「大学」と表記します。）

いただいた回答は、匿名により個人が特定されない形で所属大学へ提供し、各大学の教育改善に活用していただきます。（本人以外はどなたが回答したかわかりません。）

この機会に、皆さんの声をぜひ聞かせてください。（所要時間：約10分）

1. あなたが在籍する学部（学科）を選択してください。
2. 学部（学科）の分野を選択してください。（自動表示）
3. あなたの学年を選択してください。

問1 大学に入ってから受けた授業で、次の項目はどれくらいありましたか。

（選択肢：よくあった、ある程度あった、あまりなかった、なかった）

4. 授業内容の意義や必要性を十分に説明してくれた。
5. 授業内容やその分野を学びたいという意欲がわく内容だった。
6. 理解しやすいように教え方が工夫されていた。
7. 予習・復習などの自主学習について授業やシラバスで指示があった。
8. 教員以外にアシスタントなどが配置され、補助的な指導があった。
9. 小テストやレポートなどの課題が出された。 ※期末試験は除く
10. 課題等の提出物に適切なコメントが付されて返却された。
11. グループワークやディスカッションの機会があった。
12. 教員から意見を求められるなど、質疑応答の機会があった。
13. 語学科目以外で、主に英語で行われる授業があった。

問2 大学に入ってから次のような経験はありましたか。また、その経験は有用でしたか。

（選択肢：有用だった、ある程度有用だった、あまり有用ではなかった、有用ではなかった、経験していない）

14. 大学生活全般について相談する機会
15. 大学での学習の方法（スタディ・スキル）を学ぶ科目
16. 研究室やゼミでの少人数教育
17. 授業時間以外で、教員に質問や学習の方法を相談する機会
18. 授業時間以外で、他の学生と一緒に学習する機会
19. キャリアに関する科目、キャリアカウンセリング（就職・進学相談）
20. 5日間以上のインターンシップ

21. 3か月以上の海外留学・海外研修
22. 3か月未満の海外留学・海外研修
23. 海外の大学等が提供するオンライン授業（オンライン留学）
24. オンラインで海外の大学等の学生と交流する機会
25. 学内で自分と異なる文化圏の学生と交流する機会
26. 図書館やアクティブ・ラーニングスペースなど大学施設を活用した学習

問3 大学教育を通じて、次のような知識や能力が身に付いたと思いますか。

（選択肢：身に付いた、ある程度身に付いた、あまり身に付いていない、身に付いていない）

27. 専門分野に関する知識・理解
28. 将来の仕事につながるような知識・技能
29. 文献・資料を収集・分析する力
30. 論理的に文章を書く力
31. 人に分かりやすく話す力
32. 外国語を使う力
33. 統計などデータサイエンスの知識・技能
34. 問題を見つけて解決方法を考える力
35. 答えのない問題を自分の頭で考え抜く力
36. 多様な人々の理解を得ながら協働する力
37. 幅広い知識、ものの見方
38. 異なる文化に関する知識・理解

問4 これまでの大学での学び全体を振り返って、次の項目についてどのように思いますか。

（選択肢：そう思う、ある程度そう思う、あまりそうは思わない、そうは思わない）

39. 具体的な目標・目的をもって主体的に学んでいる。
40. 大学が学生に卒業時まで身に付けることを求めている力（※）を理解している。 ※ディプロマ・ポリシーに示された知識・能力
41. 授業アンケート等の回答を通じて大学教育が良くなっている。
42. 教員が学生と向き合って教育に取り組んでいる。
43. 大学での学びによって自分自身の成長を実感している。
44. 知識やスキルを組み合わせると一つのものづくり出す力が必要と感じている。
45. 大学での学びを通じて社会に対する理解が深まっている。
46. 卒業後も主体的に学び続けていくことの大切さを感じている。

令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」 質問項目②

問5 今年度後期の授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間は、それぞれどのくらいですか。

（選択肢：0時間、1-5時間、6-10時間、11-15時間、16-20時間、21-30時間、31時間以上）

- 4 7. 授業への出席 ※実験・実習、オンライン授業を含む
- 4 8. 卒業論文・卒業研究・卒業制作
- 4 9. 予習・復習・課題など授業に関する学習 ※卒業論文等は除く
- 5 0. 授業の予習・復習・課題以外の学習
（学問に関係する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等）
- 5 1. 部活動／サークル活動
- 5 2. アルバイト／定職
- 5 3. 趣味／娯楽／交友
- 5 4. スマートフォンの使用 ※学習のために使用している時間は除く

問6 今年度の授業期間中にキャンパスへ通った日数は、1週間でそれぞれ何日くらいですか。

（選択肢：0日、1日、2日、3日、4日、5日以上）

- 5 5. 前期（4月～9月）
- 5 6. 後期（10月～3月）

問7 昨年度と今年度に受けた授業のうち、次の授業形態の割合はそれぞれどのくらいですか。

（選択肢：①0割、②1-3割、③4-6割、④7-9割、⑤9割以上）

※昨年度（令和2年度）／今年度（令和3年度）それぞれについて回答

- 5 7. 同時双方向型オンライン授業の割合
（教員や他の学生と同時かつ双方向で質疑やディスカッションを行う授業）
- 5 8. オンデマンド型オンライン授業の割合
（あらかじめ録画された映像等を使用した授業）

問8 これまでに受けたオンライン授業（同時双方向型／オンデマンド型）の良かった点・悪かった点について、当てはまるものを全て選択してください。

（複数選択）

※同時双方向型／オンデマンド型オンライン授業それぞれについて回答

5 9. 対面授業と比べて良かった点

（選択肢：①授業が理解しやすい、②教員とのやりとりがしやすい、③他の学生とのやりとりがしやすい、④レポート等の課題に取り組みやすい、⑤自分のペースで学習しやすい、⑥自由な場所で授業が受けやすい、⑦講義形式の授業が受けやすい、⑧実験・実習形式の授業が受けやすい、⑨ゼミ等の少人数教育が受けやすい、⑩当てはまるものはない）

6 0. 対面授業と比べて良くなかった点

（選択肢：①授業が理解しにくい、②教員とのやりとりがしにくい、③他の学生とのやりとりがしにくい、④レポート等の課題が多い、⑤疲労を感じやすい、⑥映像・音声や通信環境により授業が受けにくい、⑦講義形式の授業が受けにくい、⑧実験・実習形式の授業が受けにくい、⑨ゼミ等の少人数教育が受けにくい、⑩当てはまるものはない）

問9 大学での学びについて意見がありましたら教えてください。（自由記述）

問10 本調査について意見がありましたら教えてください。（自由記述）

質問は以上です。御協力ありがとうございました。いただいた回答の集計結果は、文部科学省ウェブサイトで公表（令和4年夏予定）しますので、ぜひ御覧ください。

（大学や社会に対して、個人が特定される形であなたの回答内容が公表されることはありませんので、御安心ください。）

「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について①

(令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議)

本格実施に向けた論点と今後の方向性（議論のまとめ）概要

✓ 論点1 全国学生調査の目的について

- ①各大学の教育改善、②社会への情報公表、③国の基礎資料の3点に加え、**④本調査を通じて学生一人一人が学びの振り返りを行うことで、今後の学修や大学生活をより充実したものにしようことを目的**とする。

✓ 論点2 調査対象・時期・方法について

- ①**試行実施の間は全ての大学（短期大学を含む。）に対して意向確認を行い、参加の意向があった大学の全ての学部を調査対象**とする。参加の意向がなかった大学に対しては、参加を希望しない理由や参加に対するハードル等について確認することで課題を明確化し、本格実施の際には全大学が参加できるような調査設計となるよう改善を図る。

- ②**第2回試行実施から短期大学を対象に加える**こととする。また、本格実施の際の対象学年を検討するため、**第2回試行実施では、大学は2年生と最終学年の学生全員、短期大学は最終学年の学生全員を対象**とする。なお、最終学年では回答率が上がらないといった懸念もあることから、以降の実施の際の対象学年は、第2回試行実施の結果の検証を踏まえ改めて検討する。

- ③**実施時期については、第1回試行実施と同様の時期（11月頃）**とする。第2回試行実施において新たな課題が生じない限り、以降の実施でも同様とする。

- ④本格実施移行までは、調査設計の改善・安定のため、原則毎年度試行実施することとし、本格実施移行後の調査の実施頻度や各回の対象学校種・学年等については、改めて検討する。

✓ 論点3 回答方法について

- ①文部科学省が学生個人と結び付く情報を収集・保有することには課題があること、匿名だったことにより心理的抵抗が小さく回答しやすかったといった意見があり、実際に自由記述に多くの回答があったことから、**匿名によるインターネット（WEB）調査の方法を維持**する。

- ②外国人留学生が回答しやすいよう、英語表記を行う。

✓ 論点4 質問項目について

- ①第2回試行実施の質問項目については、**選択式50問程度**と自由記述2問程度で構成する。
- ②**第2回試行実施では、大学と短期大学は共通の質問項目**とする。以降の実施の際も共通とするかは、第2回試行実施の結果の検証を踏まえ改めて検討する。

✓ 論点5 公表方法について

- ①**試行実施の間は大学・学部単位での公表は行わず**、全体集計、学部規模別、学部分野別などの集計結果を公表する。データの代表性を確保できる公表基準は集計を行う際の基準としてのみ用いる。
- ②**本格実施では大学・学部単位で調査結果を公表**すること、その際、結果の数値の羅列だけでなく、本調査の結果の見方等と併せて、結果に関する各大学の取組を記載することで、**大学・学部間での順位付けではなく、各大学の強み・特色の発信につながるよう特段の工夫を行う**。なお、**どのように公表を進めるかは、各大学の状況を踏まえながら、今後の試行実施の結果も踏まえた検討が必要**である。
- ③試行実施の間においても、**自大学の調査結果について自主的な公表を可能とする**。

✓ 論点6 既存の学生調査との整理・調整について

- ①試行実施を経て調査設計が固まり、**本格実施に移行する段階で、各大学や大学IRコンソーシアム等の調査実施団体と調整を行い、本調査の全国共通性を確保しながら学生の負担を減らす方法を検討**する。
- ②本調査に大学独自の質問項目を設けられるようにすることについては、大学のニーズを確認した上で、第3回試行実施までに検討する。

✓ 論点7 調査の実施主体について

- ・調査設計の検討・改善が必要な**当面の間は、文部科学省が主体となつて国立教育政策研究所の協力を得ながら実施し、本格実施により本調査が常態化してきた段階で、実施主体の在り方を検討**する。

「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について②

(令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議)

令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議

(任期：令和2年8月1日～令和3年3月31日)

主な検討事項

- 令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の評価・検証に関すること
- 「全国学生調査」の本格実施に向けた調査設計及び調査結果の取扱いに関すること

委員

座長	奥 明子	貞静学園短期大学理事長・学長
	河田 悌一	一般社団法人大学基金推進機構理事長、 前 日本私立学校振興・共済事業団理事長
	岸本 強	島根県立大学・島根県立大学短期大学部副学長
	小林 浩	リクルート進学総研所長、 リクルート「カレッジマネジメント」編集長
	小林 雅之	桜美林大学総合研究機構教授
	清水 一彦	公立大学法人山梨県立大学理事長・学長
	高橋 哲也	大阪府立大学副学長、教育推進本部長・教授
	田中 愛治	早稲田大学総長
	千葉 吉裕	公益財団法人日本進路指導協会理事・調査部長
	服部 泰直	島根大学長
	本山 和夫	学校法人東京理科大学理事長
	両角亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授
	山田 礼子	同志社大学社会学研究科・学部教授、 高等教育・学生研究センター長

<オブザーバー>

濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部副部長
・総括研究官

令和4年「全国学生調査」に関する有識者会議

(任期：令和4年1月13日～令和4年7月31日)

主な検討事項

- 令和3度「全国学生調査（第2回試行実施）」の調査設計の検討及び調査結果の評価・検証に関すること
- 「全国学生調査」の本格実施に向けた調査設計及び調査結果の取扱いに関すること

委員

座長	奥 明子	貞静学園短期大学理事長・学長
	河田 悌一	関西大学東京センター長、 前 日本私立学校振興・共済事業団理事長
	岸本 強	島根県立大学・島根県立大学短期大学部副学長
	小林 浩	リクルート進学総研所長、 リクルート「カレッジマネジメント」編集長
	小林 雅之	桜美林大学国際学術研究科教授
	高橋 哲也	大阪府立大学副学長、教育推進本部長・教授
	竹中 洋	京都府立医科大学学長
	田中 愛治	早稲田大学総長
	千葉 吉裕	前 公益財団法人日本進路指導協会理事・ 調査部長
	服部 泰直	島根大学長
	本山 和夫	学校法人東京理科大学会長
	両角亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
	山田 礼子	同志社大学社会学研究科・学部教授、 高等教育・学生研究センター長

<オブザーバー>

濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部副部長
・総括研究官

3-2. 学修者本位の教育の実現に向けた取組について

高大接続改革：「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現に向けて

《学校教育法施行規則の改正》

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表**するものとする。

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成29年4月1日施行)

大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

大学教育の 質的転換

- ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
- ・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、
一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、
具体的な入学者選抜方法の明示

《三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン》

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つのポリシーの策定と運用の参考指針**

(主な内容)

- ・ 三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- ・ 各大学において、
 - ①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・ 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・ 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営(= 教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営)の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV

教学マネジメントを支える基盤
(FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るといった好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

「学位プログラムレベル」

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、重複回数授業、アクティブ・ラーニング、専攻・副専攻

「授業科目レベル」

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

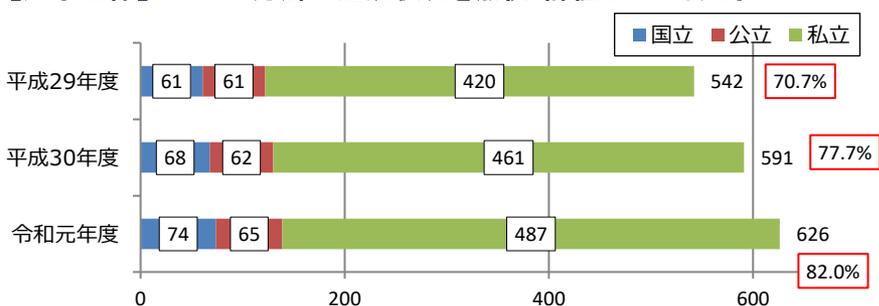
項目の例は別途整理

I～Vの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

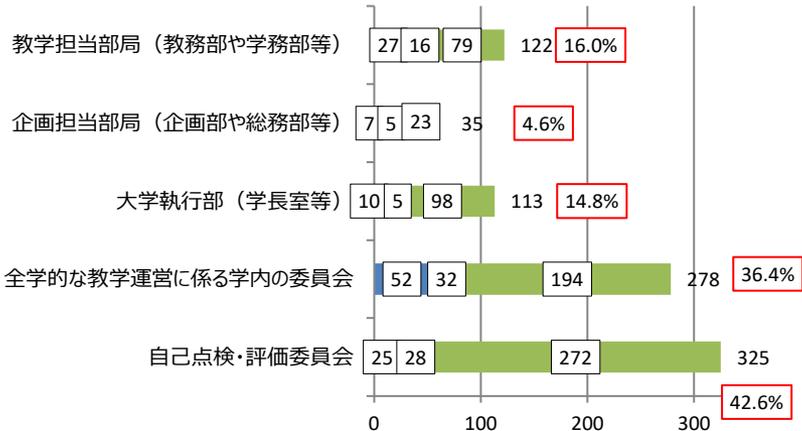
学位プログラム共通の考え方や尺度(アセスメントプラン)に則り、大学教育の成果を点検・評価

組織的・体系的な教育改善に関するデータ

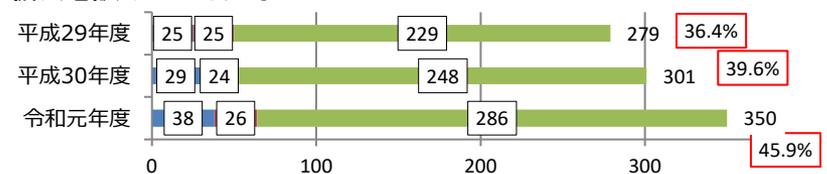
【大学全体】 三つの方針の達成状況を点検・評価している大学



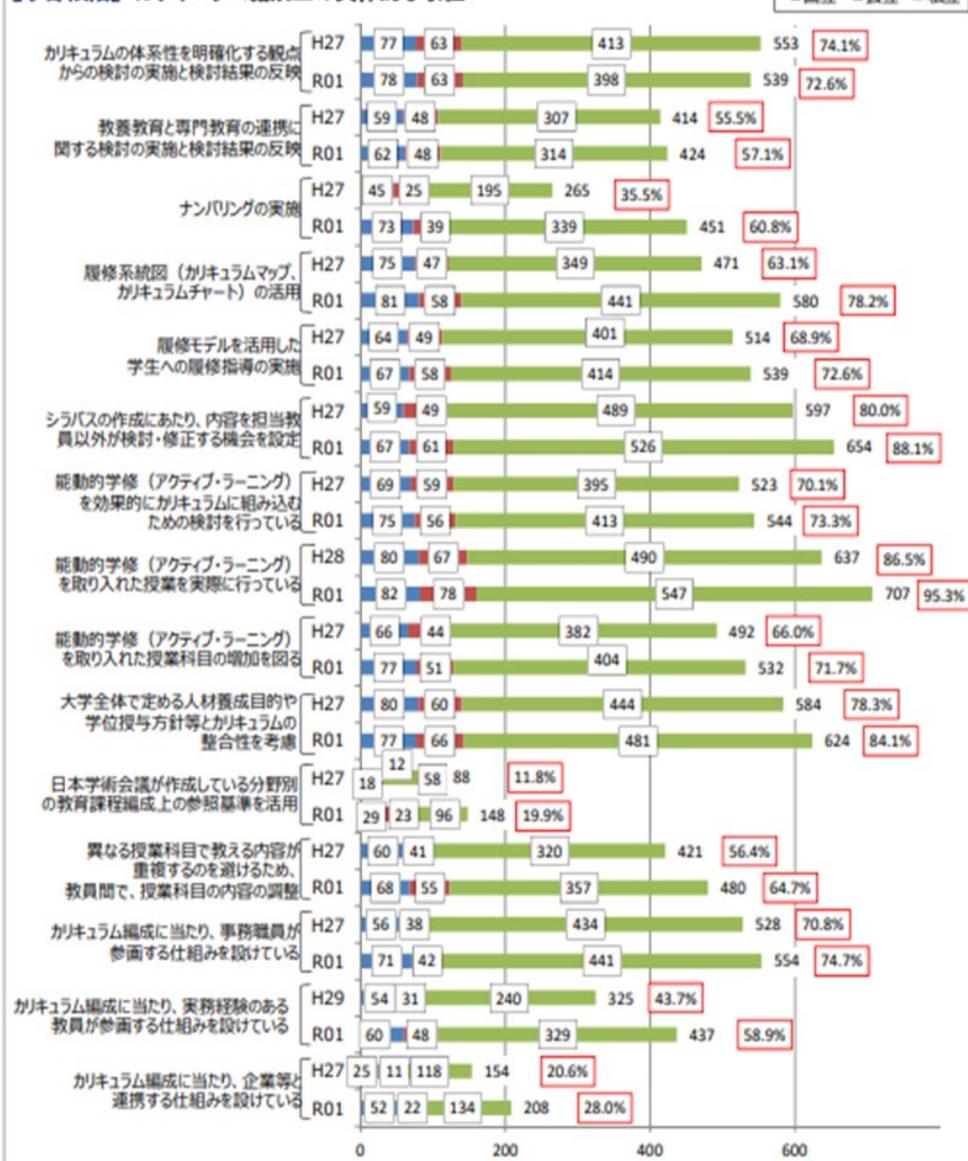
○確認・点検の主体



○点検・評価に当たって学外の者が参画して意見を取り入れる機会を設けている大学

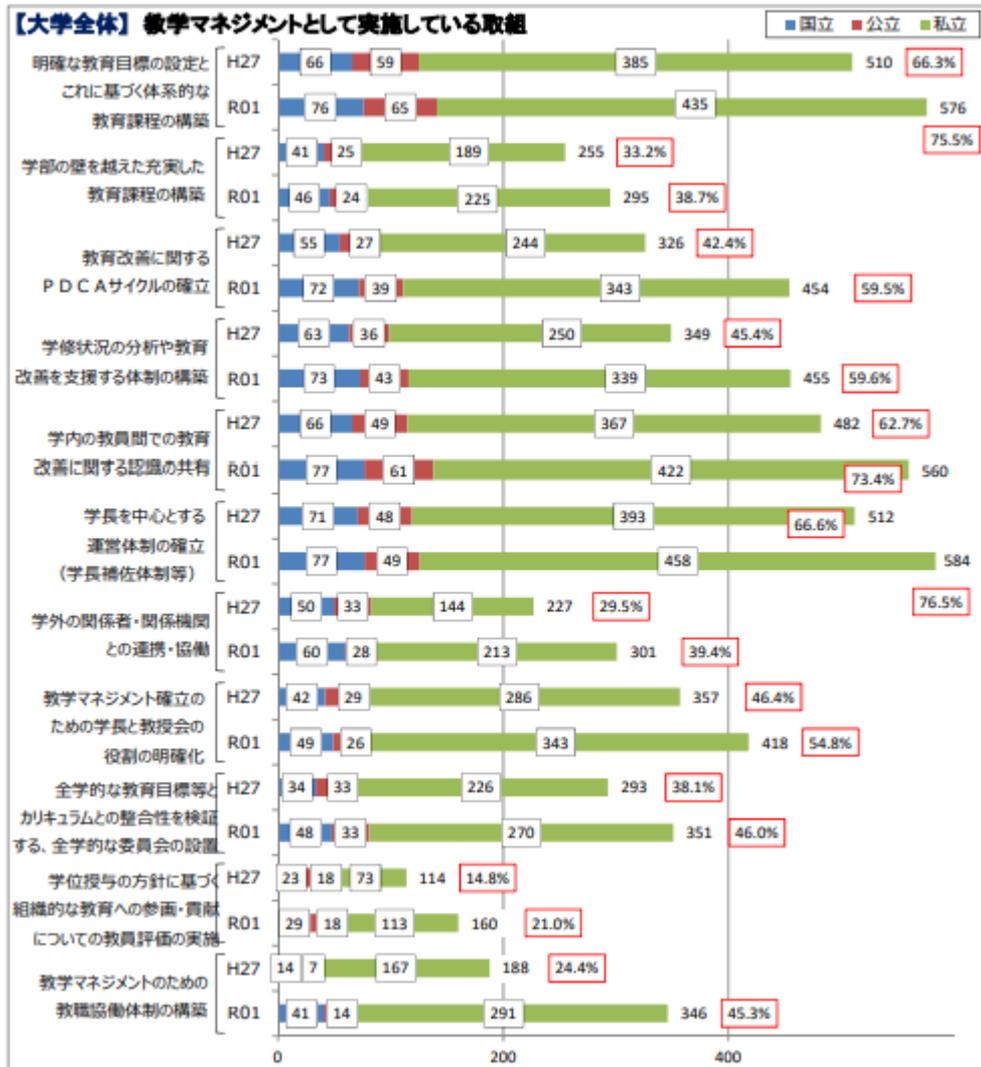
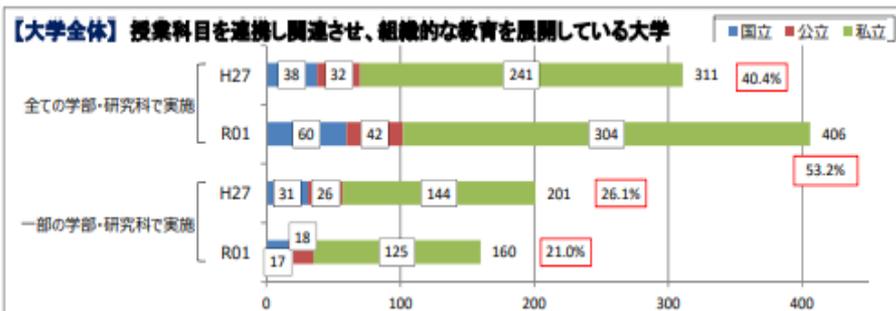


【学部段階】 カリキュラム編成上の具体的な取組

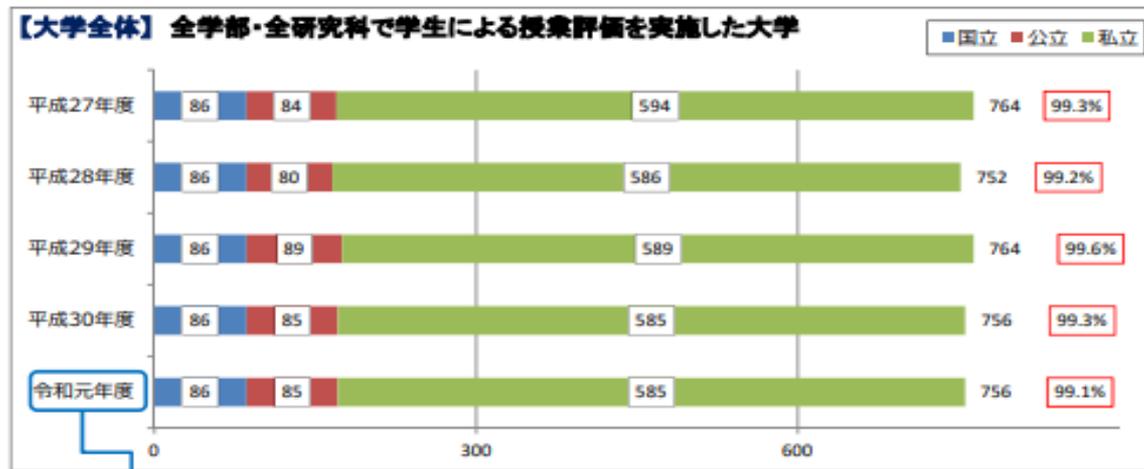


(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

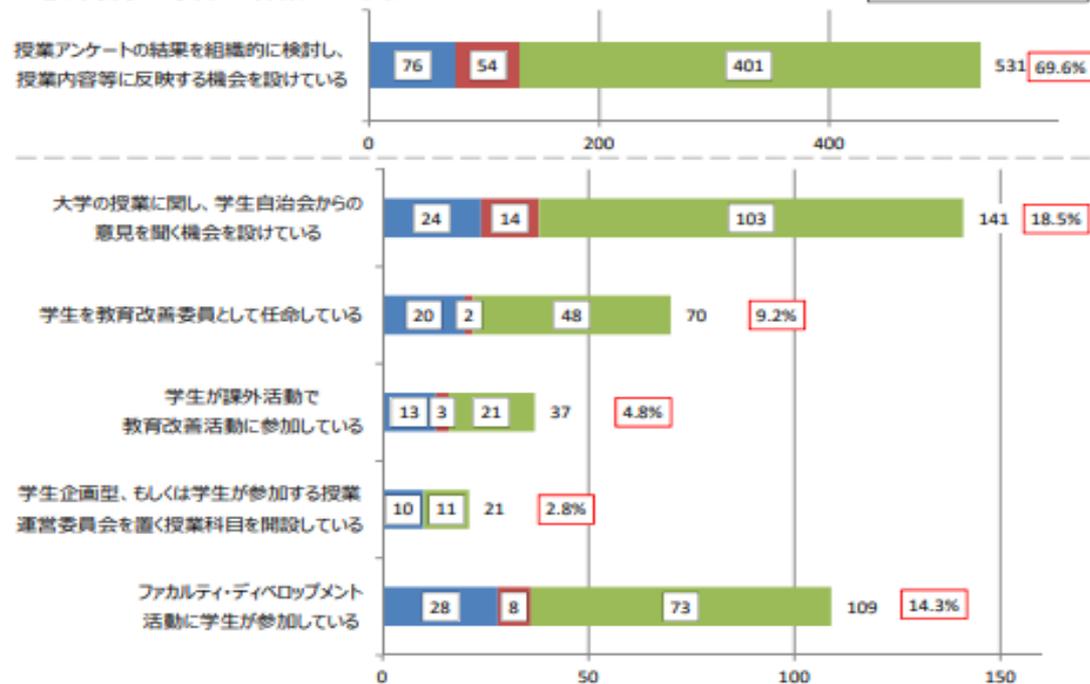
組織的・体系的な教育課程の編成等を行う体制に係るデータ



学生による授業評価等に関するデータ



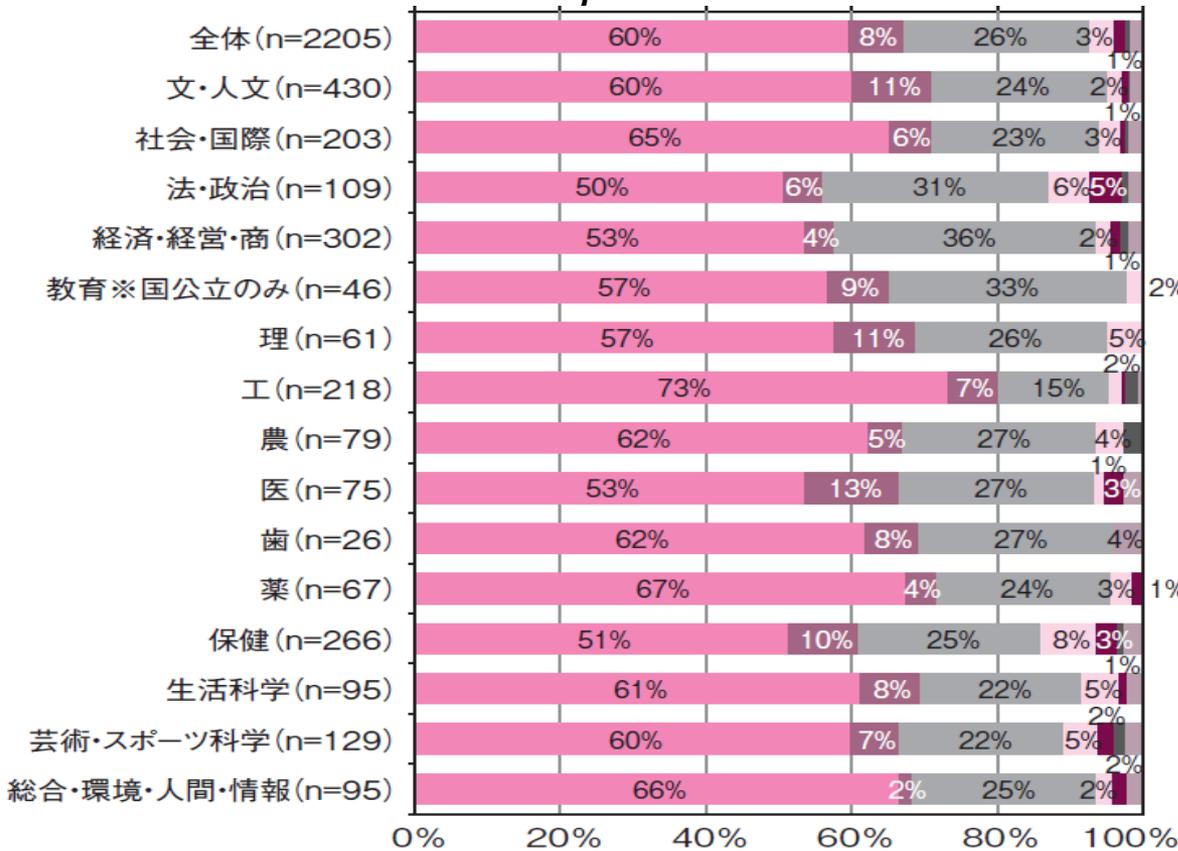
○授業評価に関する特徴的な取組



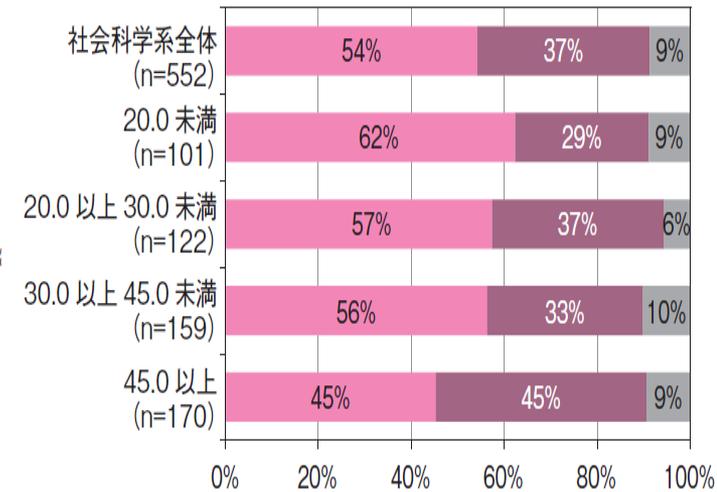
ST比が高い社会科学系学部は、アクティブ・ラーニングの実施率が比較的低い

○アクティブ・ラーニングを「学部全体で実施」している学部は約6割であり、「一部の学科・コースで実施」、「一部の教員で実施」まで含めると93%がアクティブ・ラーニングを実施。また、ST比が比較的高い社会科学系学部の中でも、ST比が高く大人数授業を実施する学部である程、学部全体でのアクティブ・ラーニング実施率が低い。

アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の実施状況(学部系統別)



社会科学系学部における、ST比とアクティブ・ラーニング実施率の関係



■ 1.学部全体で実施 ■ 2.一部で実施 ■ 3.実施していない

(備考) ST比とは、教員(兼務者含む)一人当たりの学生数のこと。大学全体で17.7なのに対して、法・政治分野は38.0、経済・経営・商分野は39.4と他分野に比較して高い。

(出所) 朝日新聞×河合塾 共同調査「ひらく日本の大学」(2018年)

■ 1.学部全体で実施 ■ 2.一部の学科・コースで実施 ■ 3.一部の教員で実施
■ 4.検討中 ■ 5.検討していない ■ 6.その他 ■ 未回答

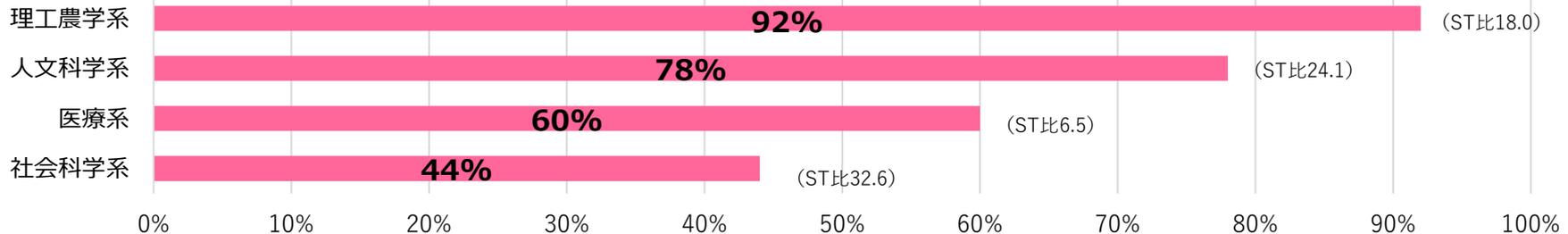
ST比が高い学部は、卒業論文・卒業研究必修化の実施率が比較的低い傾向

○「卒業論文・卒業研究の必修化」を学部全体で行う学部は66%であり、学部系統別で見ると理工農学系が92%と高く、人文科学系は78%、医療系は60%、社会科学系は44%であった。また、ST比が比較的高い社会科学系学部の中でも、ST比が高く大人数授業を実施する学部である程、卒業論文・卒業研究必修化の実施率が低い。

卒業論文・卒業研究の必修化の実施状況



卒業論文・卒業研究の必修化を「学部全体で実施」している割合（学部系統別）



社会科学系学部における、ST比と卒業論文・卒業研究必修化の実施率の関係性



(備考) ST比とは、教員(兼務者含む)一人当たりの学生数のこと。
大学全体で17.8なのに対して、法・政治分野は36.1、経済・経営・商分野は35.8と他分野に比較して高い。

(出所) 朝日新聞×河合塾 共同調査「ひらく日本の大学」(2017年)より作成

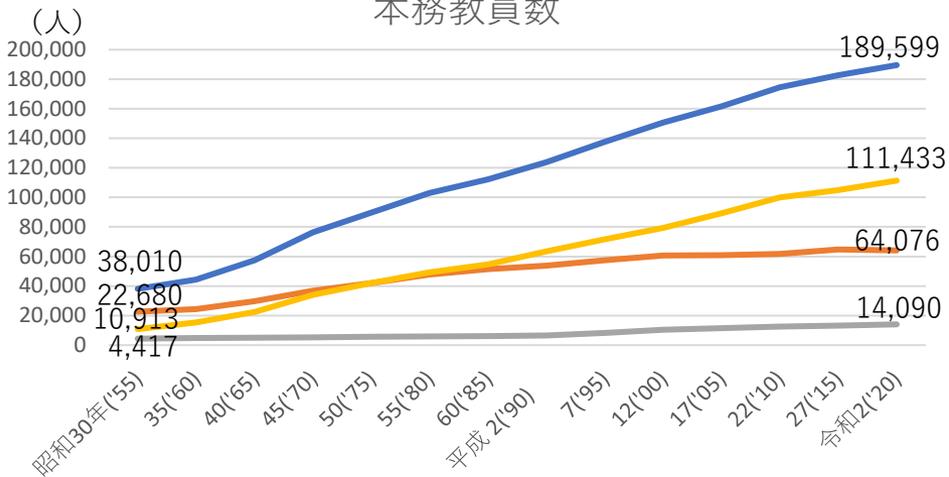
■ 1.学部全体で実施 ■ 2.一部の学科で実施 ■ 3.一部の教員で実施
 ■ 4.検討中 ■ 5.検討していない

教員に関するデータ①

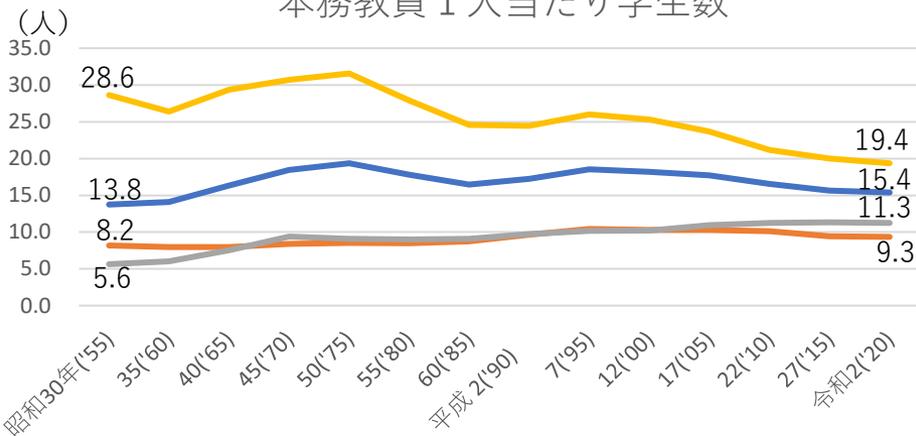
大学教員の数について、総数は本務教員、兼務教員共に増加してきている。教員1人当たりの学生数は、私立では減少してきているが、公立では増加しており、国立でも本務教員に限ると増加している。

計 国立 公立 私立

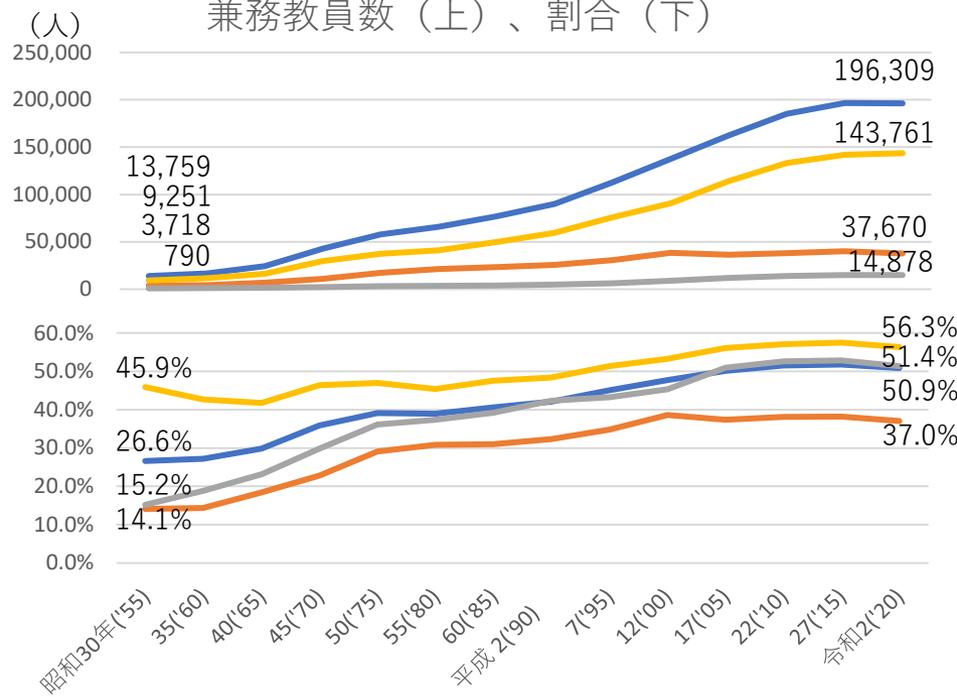
本務教員数



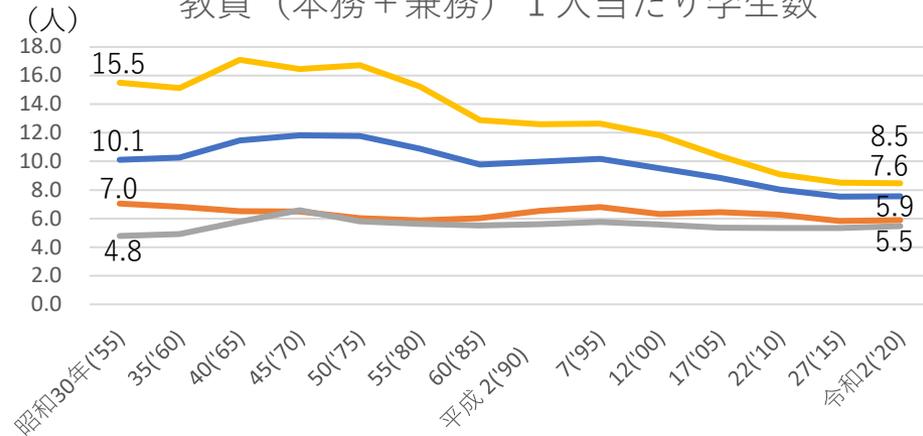
本務教員1人当たり学生数



兼務教員数（上）、割合（下）



教員（本務+兼務）1人当たり学生数



出典：学校基本調査（5月1日時点）

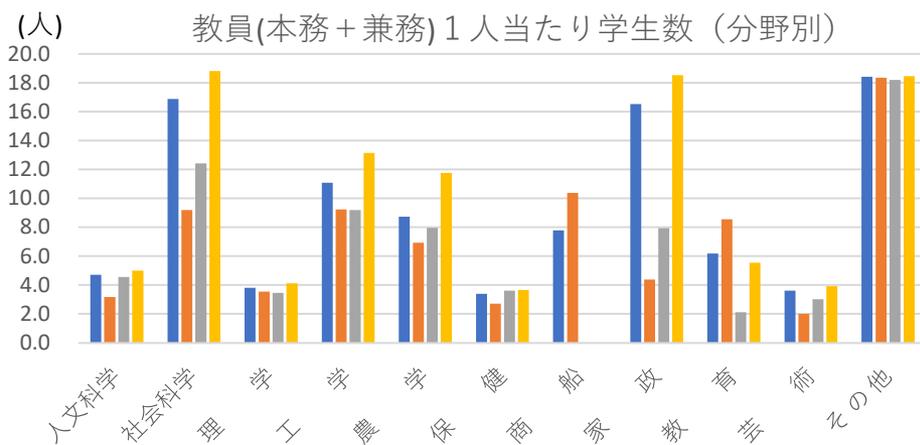
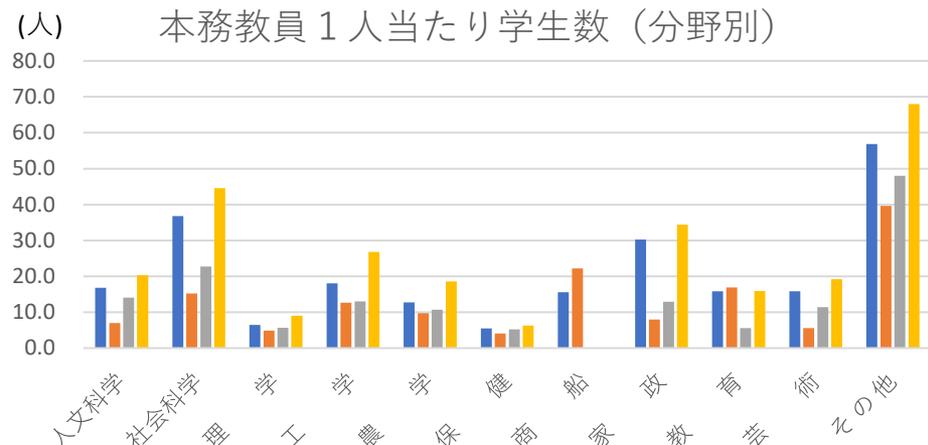
注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

兼務教員：「本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。」

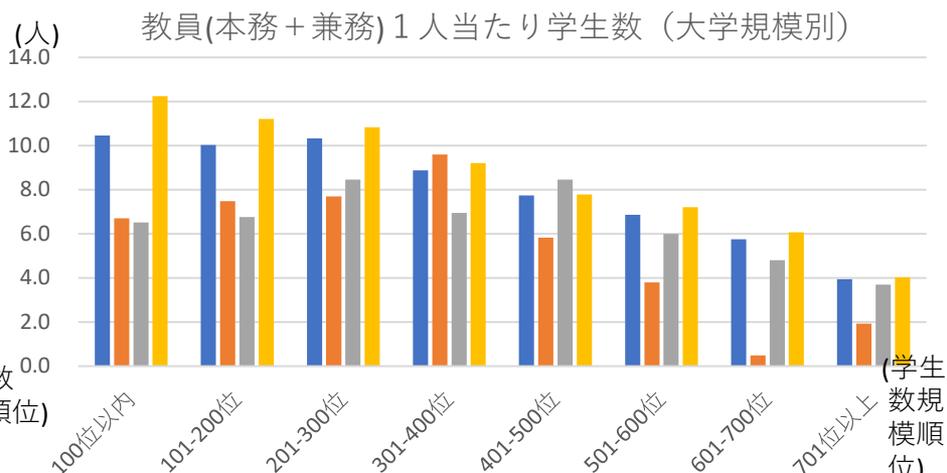
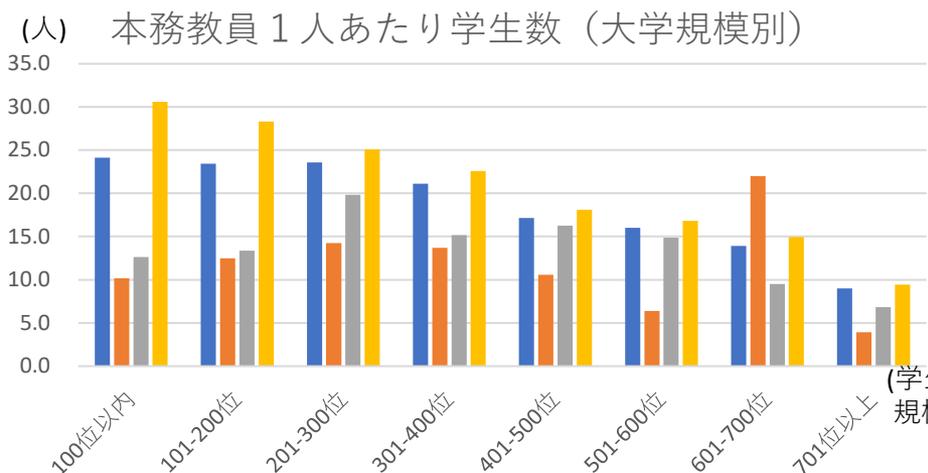
教員に関するデータ②

- 分野別に本務教員 1 人当たり学生数の分布をみると、社会科学分野で 1 人当たり学生数が多い傾向にあるなど、分野によりばらつきが見られる。
- 大学規模別に本務教員 1 人当たりの学生数の分布をみると、特に私立において、規模の大きい大学ほど 1 人当たり学生数が多い傾向が見られる。

— 計 — 国 立 — 公 立 — 私 立



出典：学生数は学校基本調査（令和元年5月1日時点）の学部学生数と大学院生数を、教員数は学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）を使用して作成
 注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」
 兼務教員：「当該学校以外に本務のある者又は本務を持たない者で当該学校から当該学校の本務以外の教員として発令のある者。」



出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成

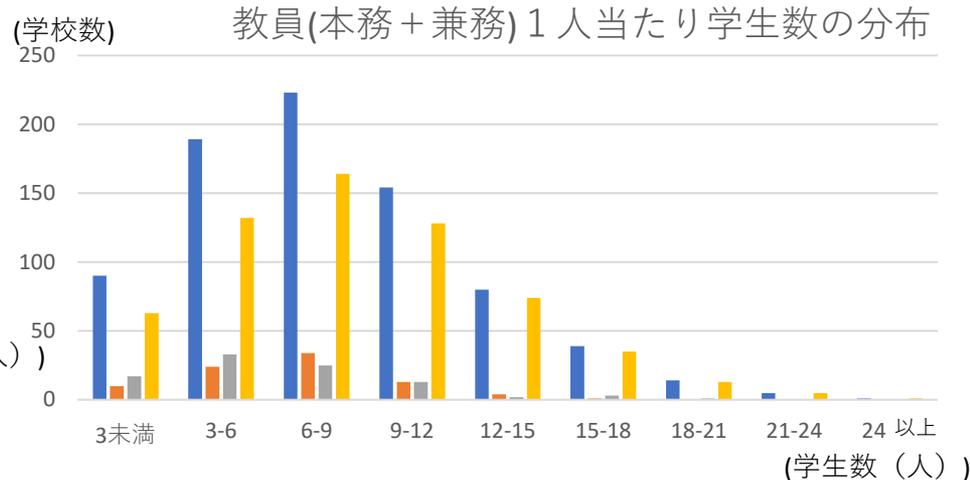
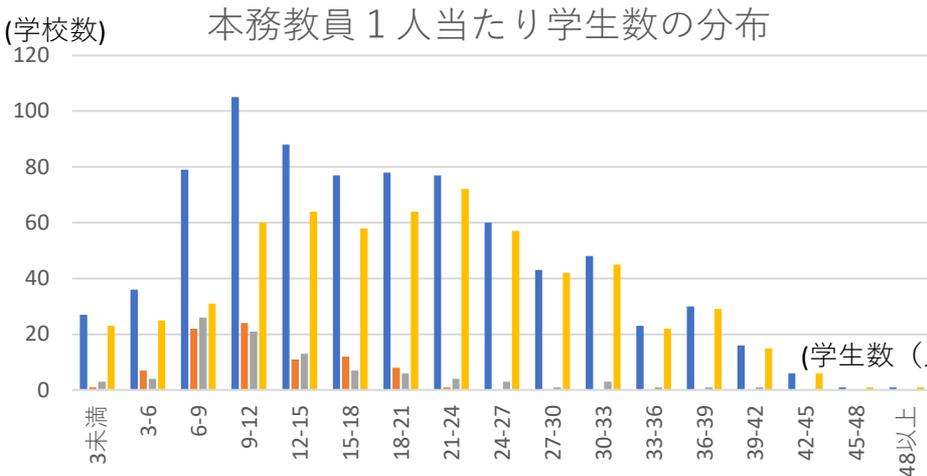
注）100位(7,567人) 200位(4,388人) 300位(2,523人) 400位(1,659人) 500位(1,189人) 600位(792人) 700位(436人)

注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

教員に関するデータ③

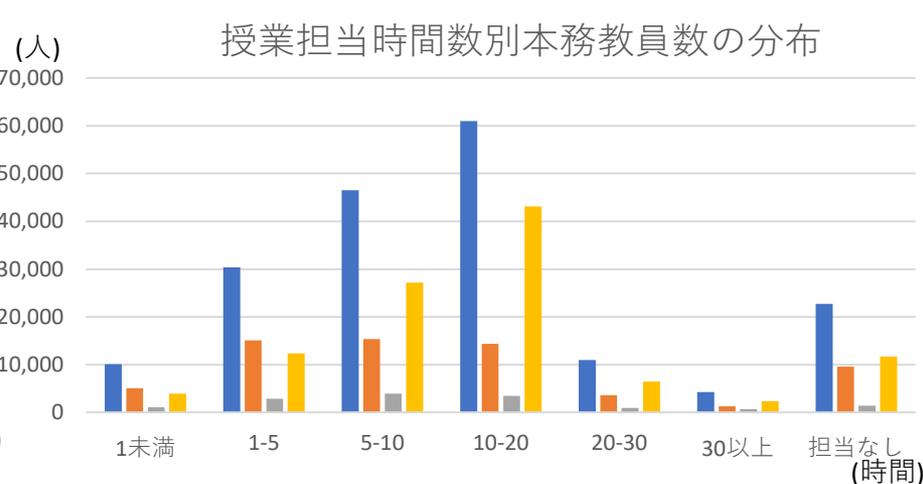
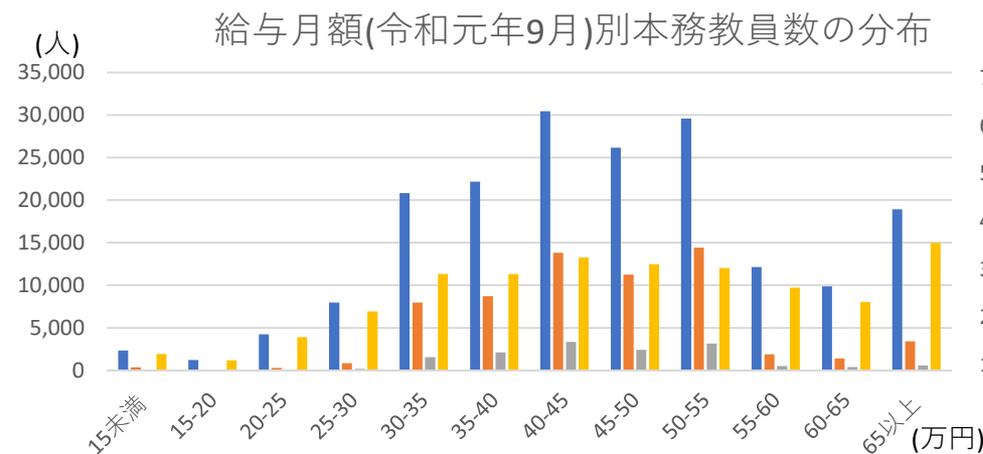
- 本務教員 1 人あたり学生数の分布をみると、国立は9人以上12人未満、公立は6人以上9人未満、私立は21人以上24人未満にピークがある。
- 給与別の教員数の分布については、私立でばらつきが大きい。また、授業担当時間数について、私立で国公立と比して多くの授業時間を担当している教員の割合が多い。

— 計 — 国 立 — 公 立 — 私 立



出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成

注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」



出典：学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）

注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」

クロスアポイントメント制度の実施状況

○クロスアポイントメント制度を導入した機関数の推移

区分	国立大学等	公立大学等	私立大学等	計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
H28年度	60	5	13	78	24	44.4%
H29年度	70	6	23	99	21	26.9%
H30年度	81	10	33	124	25	25.3%
R01年度	132	15	40	187	63	50.8%

○クロスアポイントメント制度を活用した教職員数

1. 他機関からの受入

	企業	企業以外				計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
			大学等	公的機関	その他機関			
H29年度	51	194				245		
H30年度	81	294				375	130	53.1%
R01年度	137	377	239	103	35	514	139	37.1%

2. 自機関からの出向

	企業	企業以外				計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
			大学等	公的機関	その他機関			
H29年度	7	221				228		
H30年度	17	265				282	54	23.7%
R01年度	26	327	148	119	60	353	71	25.2%

○クロスアポイントメント制度における教員のインセンティブとしての給与の上乗せを整備している機関の状況

	機関数	
	整備済	うち、実施済
H30年度	27	5
R01年度	38	13

※実施済の数値は自機関(大学等)から他機関(企業)への送出的実績数を指す。

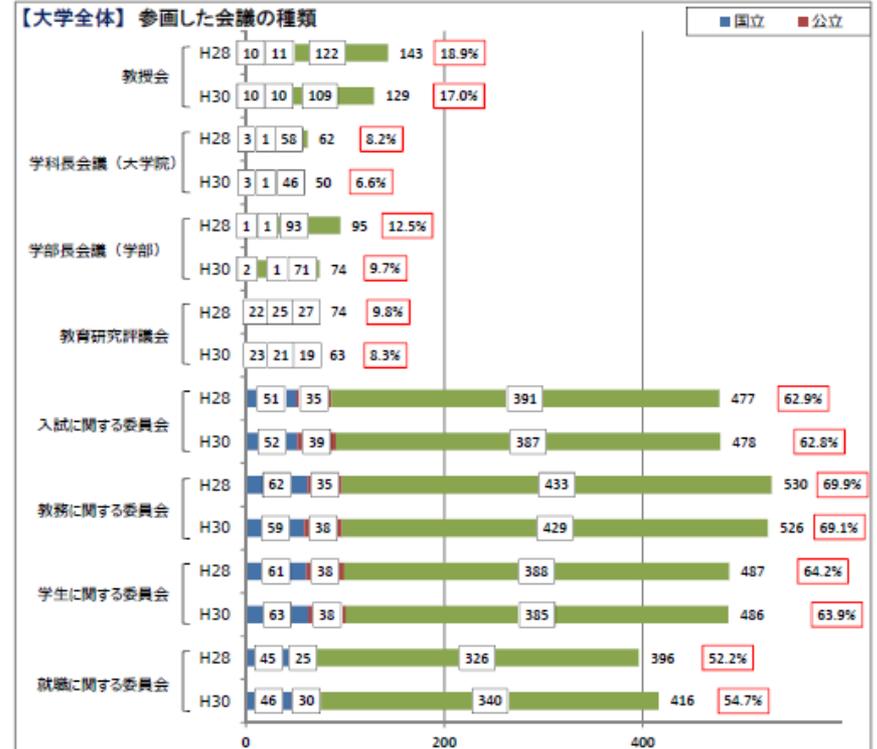
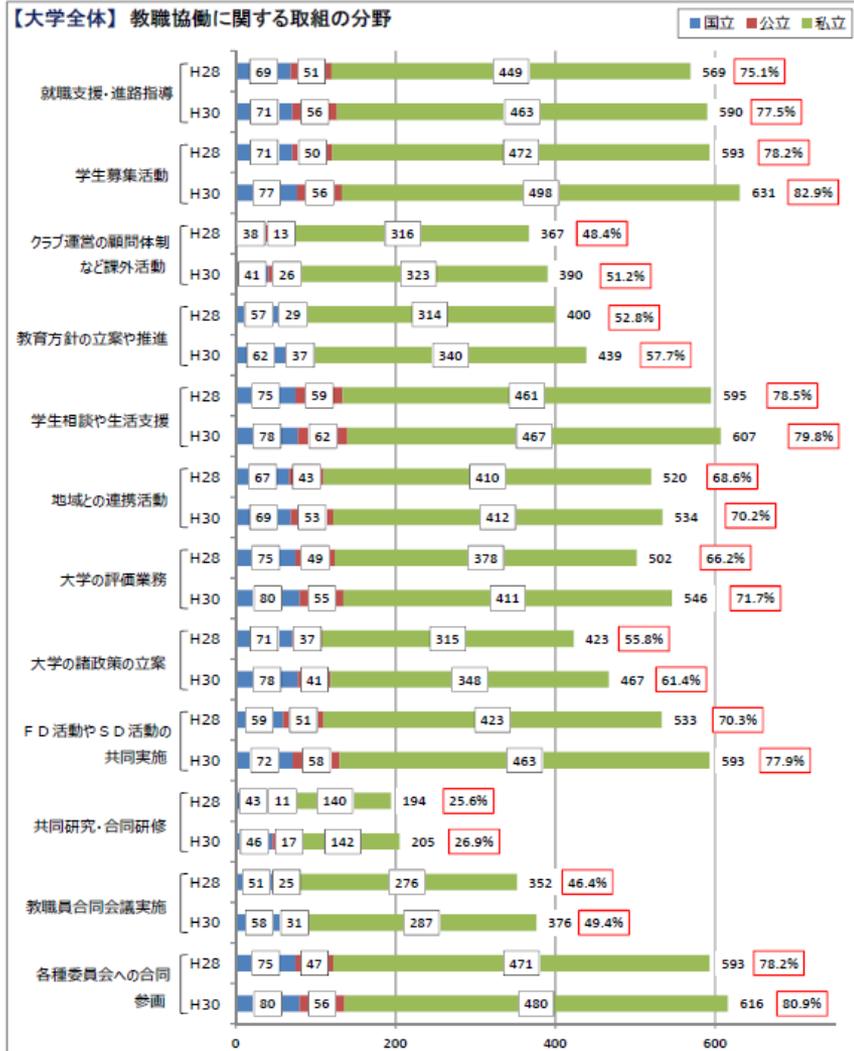
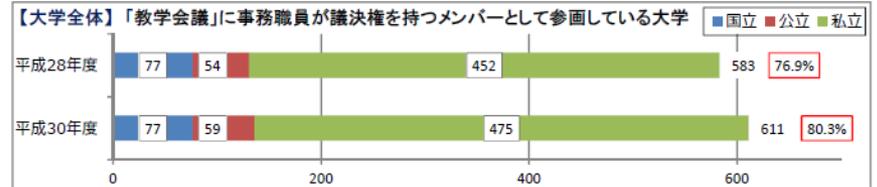
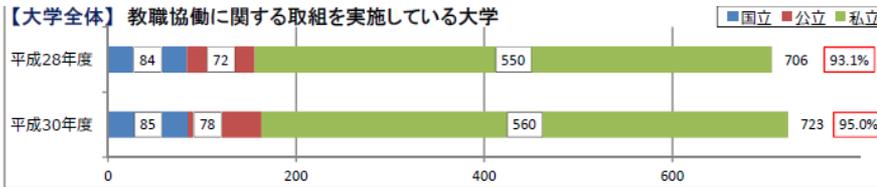
【給与の上乗せの一例】



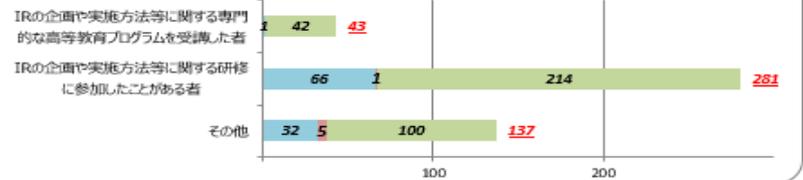
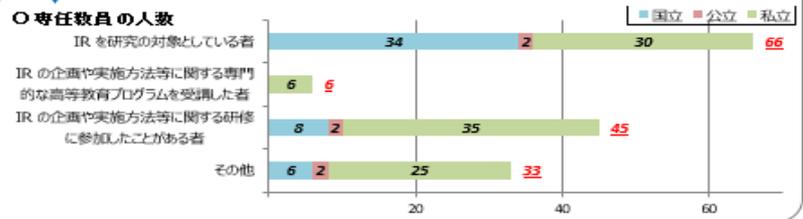
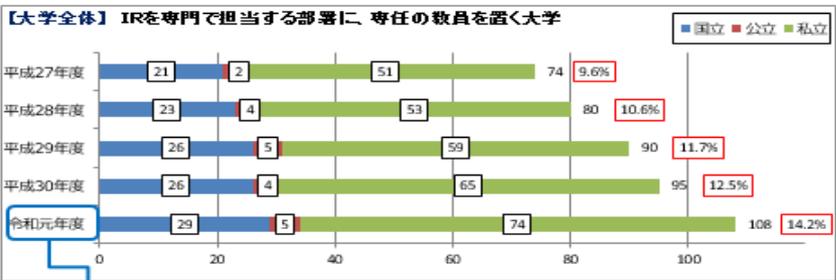
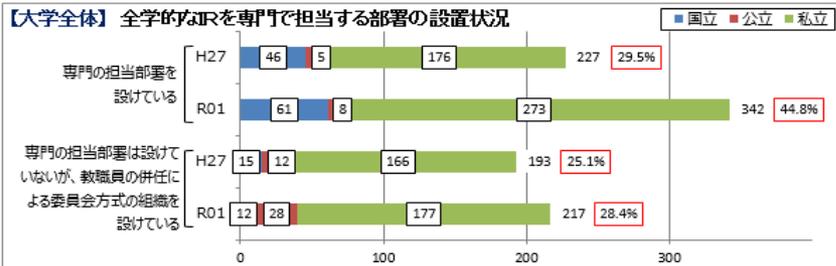
このような制度設計においては、大学としても外部資金確保のツールとしての側面があり、クロスアポイントメント制度の活用前における大学からの給与のうち、企業からの給与分(左の黄色枠線部分)を学内に再配分することが可能となる。

注: クロスアポイントメント制度とは「在籍型出向」形態におけるクロスアポイントメント制度を指す。出向元機関と出向先機関の間で、「出向に係る取決め」を実施するとともに、出向者(=教職員)が、出向元及び出向先それぞれと労働関係があり、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組み。出向者(=教職員)は、出向元及び出向先で双方の身分を有し、必要な従事比率(=エフォート)の管理のもとで、両機関の業務に従事する。

教職協働の取組状況に関するデータ

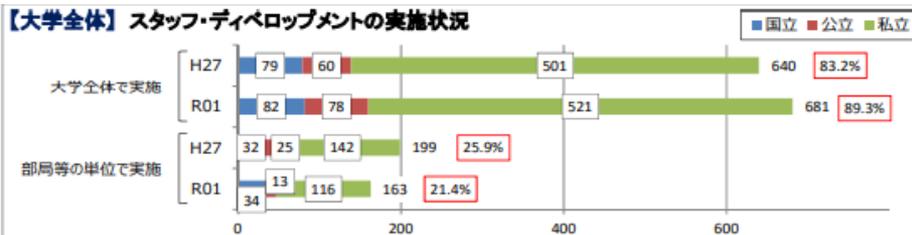


IRの取組状況に関するデータ

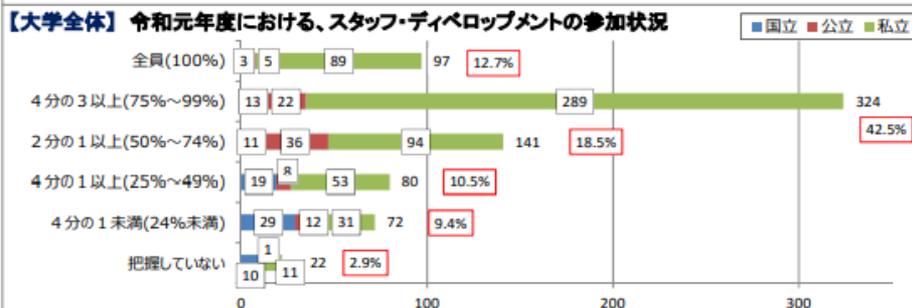
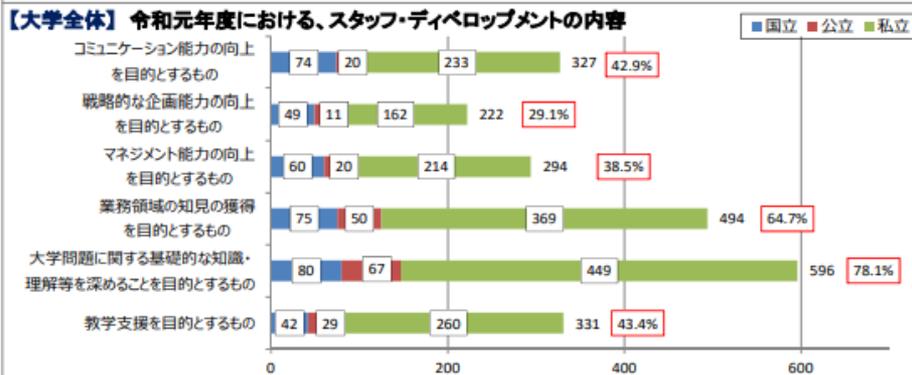
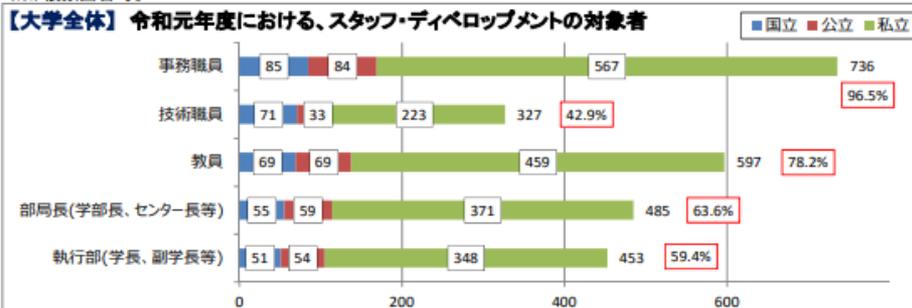


【出典】: 文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」

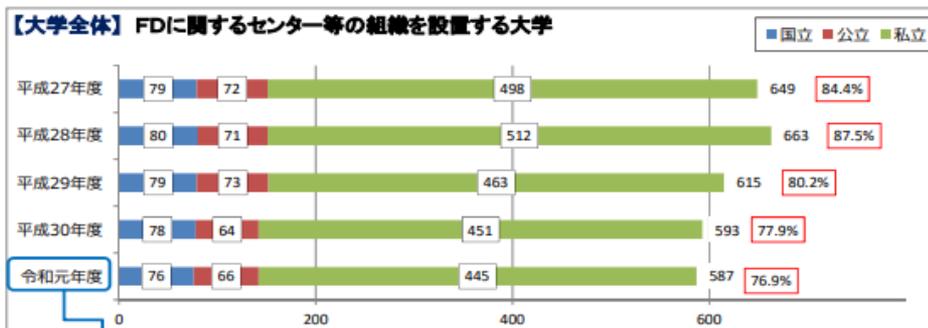
SD・FDの取組状況に関するデータ①



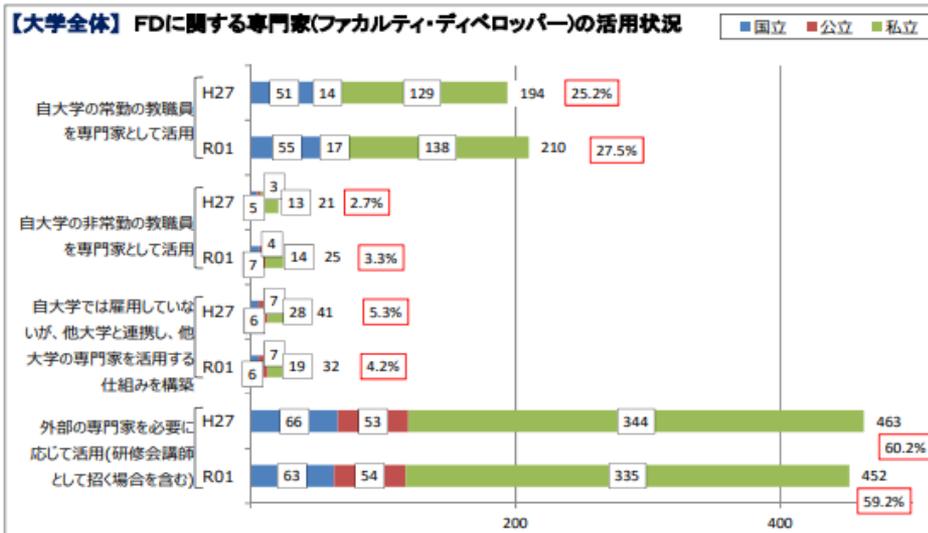
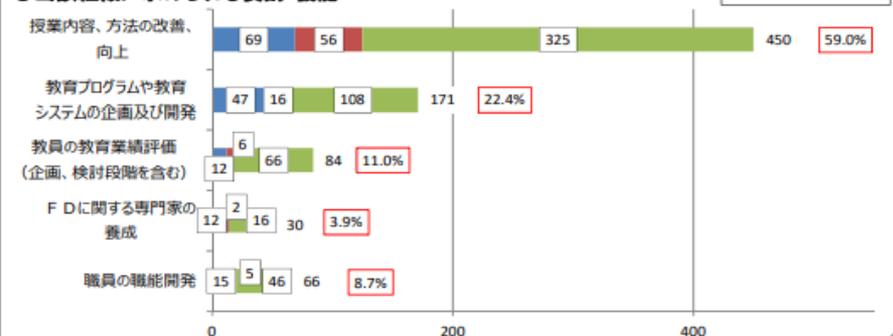
(※)複数回答可。



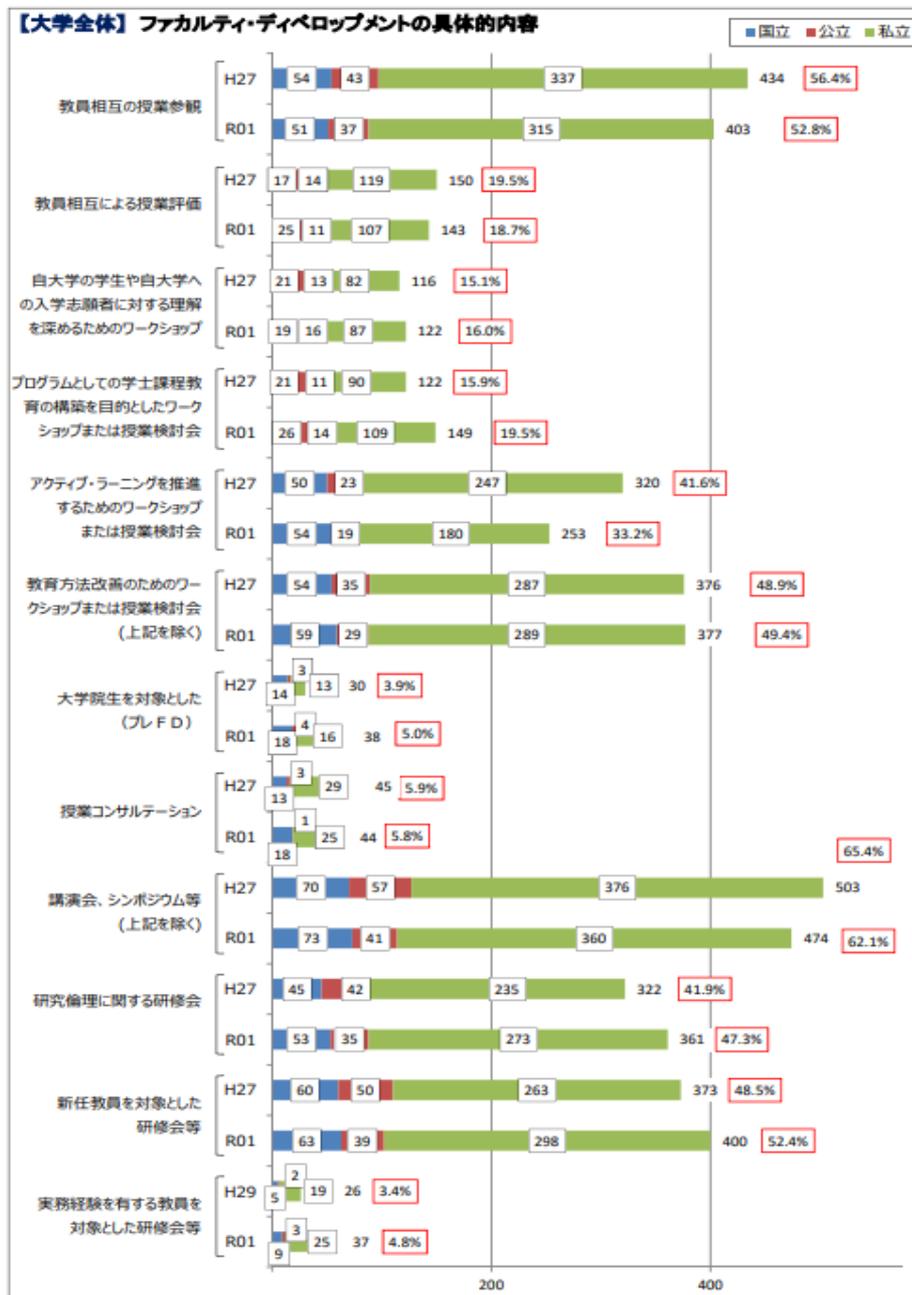
(※)ここでは、事務職員、技術職員、教員、部局長、執行部等、全ての所属職員を母数としている。



○当該組織に求められる役割・機能



SD・FDの取組状況に関するデータ②



【出典】:文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」

3-3. 大学教育の質保証に関する制度等
〔大学設置基準・設置認可制度、
認証評価、情報公表等〕

大学設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆第一章 総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜
- 教職協同

◆第二章 教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

◆第三章 教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 実務家教員の教育課程編成
- 授業を担当しない教員
- 専任教員
- 専任教員数

◆第四章 教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

◆第五章 収容定員◆

- 収容定員

◆第六章 教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業を行う学生数
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 教員の組織的な研修
- 昼夜開講制

◆第七章 卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

◆第八章 校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

◆第九章 事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織
- キャリア教育体制
- 職員の研修機会等

◆第九章の二 学部等連係課程実施基本組織に関する特例◆

◆第十章 専門職学科に関する特例◆

◆第十一章 共同教育課程に関する特例◆

◆第十二章 国際連携学科に関する特例◆

◆第十三章 工学に関する学部の教育課程に関する特例◆

◆第十四章 雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容①

【大学の基本組織に関する規定の弾力化】

①学部の種類の規定の撤廃（平成3年）

学部の種類について、新たな分野の展開等を考慮し、文学、法学、経済学等の例示規定を撤廃。

②学科の下部組織の規定の撤廃（平成3年）

教育研究上特に必要があるときは学科に専攻課程を設けることができるとする規定を撤廃し、各大学の裁量にゆだねた。

③学科に代えて課程を設けるための要件に関する規定の弾力化（平成3年）

「学科を設けることが適当でないとき」としていた課程設置の条件を、「有益かつ適切であると認められるとき」に弾力化。

【収容定員に関する規定の弾力化】

①収容定員に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数及び校舎面積の基準を収容定員に基づき算定する方式に改正。

【教員組織に関する規定の弾力化】

①専任教員数に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数の基準について、一般教育科目、専門教育科目の区分ごとに教員数を定める方式を改め、各大学の判断にゆだねることとした

②兼任教員数の規定の撤廃（平成3年）

「兼任の教員の合計数は、全教員数の2分の1を超えないものとする」とされていた兼任教員数の制限を撤廃し、各大学の判断により必要な数の兼任教員を置くことができることとした

③主要学科目の担当教員に関する規定の弾力化（平成3年）

教育上主要と認められる学科目（主要学科目）を専任の教授、助教授以外が担当する条件を緩和

④教員組織に関する規定の弾力化（平成13年）

講座制・学科目制以外の独自の教員組織の設計が可能なことを明示

⑤教員組織に関する規定の明確化・弾力化（平成18年）

- ・教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類に応じ、必要な教員を置くこと、組織的な連携体制の確保・教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編成することを義務付け
- ・講座制及び学科目に関する規定は削除

⑥専任教員数等の規定の明確化（平成18年、令和元年）

- ・学部の種類及び規模、大学全体の収容定員に応じた教員数以上とするとともに、「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まないことを明確化
- ・一定量の教育課程編成に関わる実務家教員の責務努力規定

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容②

【教育課程等に関する規定の弾力化】

①授業科目区分に関する規定の撤廃（平成3年）

一般教育科目、専門教育科目等の科目区分を廃止

②単位の計算方法の弾力化（平成3年）

単位の計算方法について、45時間の学修を要する内容をもって構成することを標準とし、教室外何時間、教室内何時間といった固定的な学修時間の計算を弾力化

③一年間の授業時間の弾力化（平成3年）

35週にわたることを規定するにとどめ、具体的な授業日数についての定めを削除

④各授業科目の授業期間の弾力化（平成3、25年）

- ・特別の必要がある場合、10週又は15週より短期間の授業を行うことができることを明示（平成3年）
- ・授業のあり方の多様化推進のため、10週又は15週と異なる授業期間の設定など、弾力的な学事暦の設定を可能としたこと（平成25年）

⑤授業を行う学生数の弾力化（平成3年）

具体的な一律の人数を廃止

⑥授業の方法の弾力化（平成10～15年）

- ・多様なメディアによる授業（遠隔授業）について、卒業要件の単位のうち、30単位を超えない範囲で行えることを明示（平成10年）
- ・単位互換の単位数上限拡大に伴い、遠隔授業により修得できる単位数の上限を30単位→60単位へ倍増（平成11年）
- ・外国において授業（遠隔授業含む）を履修させることができるものとしたこと（平成13年）
- ・遠隔授業について、同時双方向でないものであっても一定の条件下で行うことができることを明示（平成13年）
- ・授業を校舎・附属施設以外の場所で行うことができることとしたこと（平成15年）

⑦自ら開設（平成20年）

必要な授業科目を自ら開設するものとしたこと

⑧大学以外の教育施設等における学修（平成3、11年）

- ・短期大学又は高等専修学校の専攻科等における学修を大学での履修とみなし単位付与を可能としたこと（平成3年）
- ・TOEFL及びTOEICにおける成果に係る学修等について大学が単位認定可能としたこと（平成11年）

⑨既修得単位等の認定（平成3年）

入学前の大学等での既修得単位又は大学以外の教育施設等での学修について、修得とみなす又は単位付与可能としたこと

⑩科目等履修生等（平成3年）

- ・社会人等、当該大学の学生以外の者で授業科目を履修する者に単位付与を可能としたこと（平成3年）
- ・科目等履修生等を相当数受け入れる場合、相当の専任教員並びに校地・校舎の面積を増加（平成20年）
- ・特別の課程履修生への単位付与を可能化（令和元年）

⑪単位互換等による単位認定の拡大（平成11年）

入学前・入学後の大学等における履修及び大学以外の教育施設等の単位認定に関し、外国における大学・短期大学で修得した単位数と合わせて、上限を30単位→60単位へ倍増

⑫単位互換制度の運用に係る基本的な考え方の明示化

（令和元年8月13日付け元文科高第328号 別添4）

⑬長期にわたる教育課程の履修（平成14年）

職業を有しているなどの事情により修業年限を超えた計画的な履修を認めることができることを明示（平成14年）

⑭卒業要件の弾力化（平成3年）

授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての定めを廃止

⑮成績基準等の明示等（平成20年）

シラバス作成、成績評価・修了基準の明示の義務化

⑯教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）

授業の内容・方法改善のためのF Dの義務化

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容③

【教育課程等に関する規定の弾力化（続き）】

- ①7共同教育課程制度の創設（平成21年）
複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設
- ①8国際連携学科に関する特例制度の創設等（平成26、29年）
・我が国の大学等が外国の大学等と連携して教育研究を実施するための学科又は専攻を設けることができる仕組みを創設
・入学前の既修得単位の認定について例外規定を新設
- ①9工学に関する学部の教育課程等に関する特例（平成30年）
工学分野の連続性に配慮した教育課程が編成できる特例を創設
- ②0学部等連携課程実施基本組織制度の創設（令和元年）
既存の学部・研究科等の教育資源を活用して分野横断的な教育課程を編成することを可能とする制度を創設

【事務組織等に関する規定の明確化】

- ①社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制の明示等（平成23年）
学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための組織間連携、体制整備を義務化
- ②教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）
授業の内容・方法改善のためのFDの義務化
- ③共同教育課程制度の創設（平成21年）
複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設
- ④職員の研修機会等の確保（平成29年）
SDの機会の義務化
- ⑤教員と事務職員等の連携及び協働、専任職員の設置（平成29年）
教員と職員の適切な役割分担、連携体制の確保等の留意を明示化するとともに、事務組織に専任職委員の設置を義務化

【校地基準等の弾力化】

- ①校舎基準面積の6倍→3倍に緩和（平成10年）
- ②「収容定員×10m²」で計算する方式に緩和（平成15年）
- ③空地・運動場に関する特区制度の全国化対応（平成25年）

【校舎基準の弾力化】

- ・大学は専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは例外とすることができること（平成20年）
- ・支障がない限度において、同一敷地内又は隣接地にある他の学校等との共用部分の面積を基準校舎面積に含めることができること（平成20年）

【校地・校舎の自己所有要件の弾力化】

- ①大学院専用施設の自己所有要件を弾力化（平成13年）
開設以降10年以上にわたり支障なく使用できる保証がある場合、また、借用に係る経費を適当な形で確保している場合に限り借用のものでも差し支えないこととして取扱いを弾力化
- ②校地の自己所有要件の弾力化（平成15年）
構造改革特区内において、大学（大学院大学を含む。）の校地について、校地基準面積の2分の1以上の自己所有を求めていたのを、校舎基準面積相当分以上（校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には校地基準面積相当分以上）で足りることとしたこと
- ③校舎の自己所有の弾力化（平成15年）
構造改革特区内において、大学（大学院大学を含む。）の校舎について、これまで借用を認めていなかったのを、国又は地方公共団体等からの借用であれば認めることとしたこと
- ④校地・校舎の自己所有要件弾力化の全国展開（平成19年）
構造改革特区に限らず、全国の大学（大学院大学を含む。）の校地・校舎について、原則として開設年度以降20年以上の借地保証などがあれば認めることとした。

その他学校教育法等の近年の主な改正内容

平成19年

- 学校教育法等の一部改正（平成19年）
 - ・大学の役割として「社会貢献」を規定
 - ・積極的な情報提供を義務化
 - ・履修証明制度の創設

- 学校教育法施行規則の一部改正（平成20年）
 - ・入学時期設定の弾力化

平成20年

- 我が国の大学の海外校に関する告示（平成20年）

平成21年

- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成21年）
 - ・教育関係共同利用拠点制度の創設

平成22年

- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成23年）
 - ・公表すべき教育情報の具体化・明確化
- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成22年）
 - ・国連大学との教育交流の推進

平成23年

- 大学院設置基準の一部改正（平成24年）
 - ・博士課程教育の質の向上

平成24年

- 専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）
 - ・専任教員のダブルカウントに関する特例措置終了後の取扱いについての対応

平成25年

- 大学設置基準の一部改正（平成25年）
 - ・博士論文の印刷公表について、インターネットの利用による公表の改正
- 専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）
 - ・教職大学院における専任教員関係の平成30年度までの特例措置

平成26年

- 学校教育法及び国立大学法人法の一部改正（平成27年）
 - ・副学長の職務内容を校務を分担できるよう見直し
 - ・教授会の審議事項を教育研究に関する事項に明確化するとともに、決定権を持つ学長等に対して意見を述べる立場にあることを明確化等

平成27年

- 学校教育法等の一部改正（平成28年）
 - ・修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設
- 学校教育法施行規則の一部改正（平成29年）
 - ・三つの方針（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）の策定・公表義務化

平成29年

- 学校教育法等の一部改正（平成31年）
 - ・専門職大学・専門職短期大学の創設

平成31年（令和元年）

- 学校教育法施行規則の一部改正（令和元年）
 - ・履修証明制度の総時間数を、120時間以上から60時間以上に短縮
- 大学入学資格関係告示の一部改正（令和元年）
 - ・大学入学資格における年齢要件の一部撤廃、11年制教育課程の追加指定
- 学校教育法施行規則等の一部改正（令和元年）
 - ・学修証明書の交付などを可能とする仕組みの創設

学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正【概要】

1. 学部等連係課程等（1／2）

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、「大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう『学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム』を新たな類型として設置可能とする」と提言されたことを踏まえ、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正し、学部等連係課程を実施する基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）等を制度上位置づける。

主な改正の内容

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**専任教員は、類似する分野の学部等と同じ数を置くものとし、教育上支障を生じない場合には、当該学部等連携課程と緊密に連携及び協力する学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。**
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等がそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。**
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等に所属する**学生の定員は、連係協力学部等の収容定員の数を合計した数の範囲内**で学則において定めるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等が学位の分野等の変更を伴う場合は認可、伴わない場合は届出の対象となるが、当該基本組織が学内資源を活用して設置されることに鑑み、**審査プロセスの簡略化**を図る。

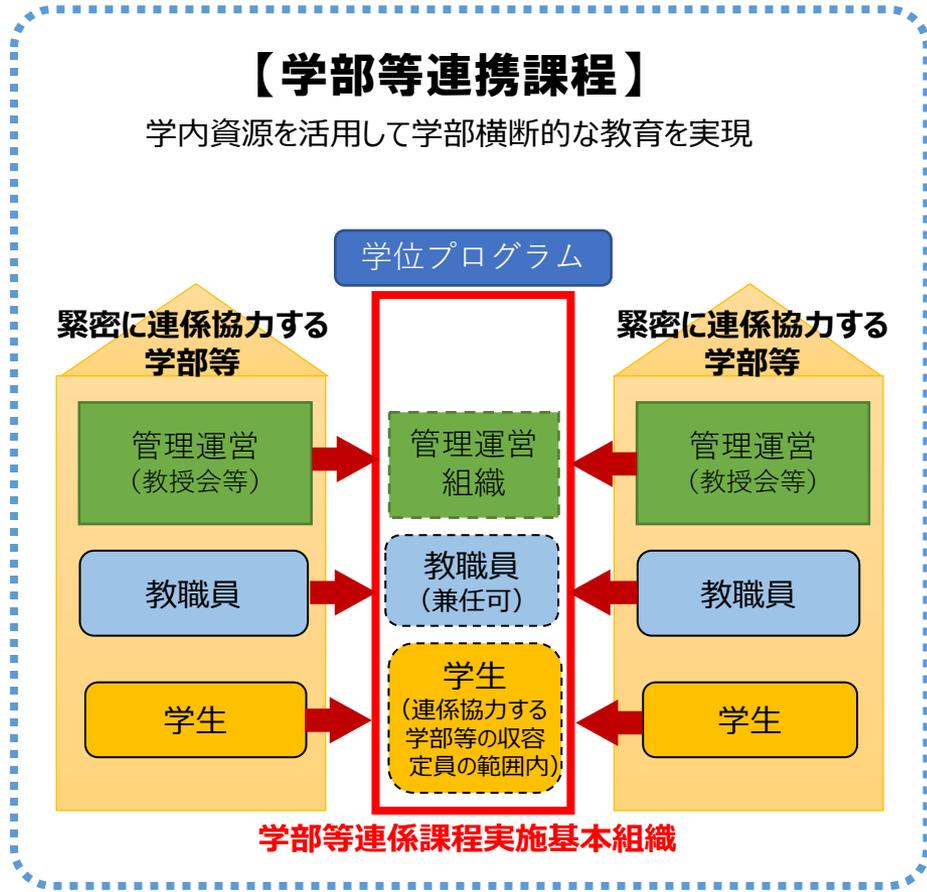
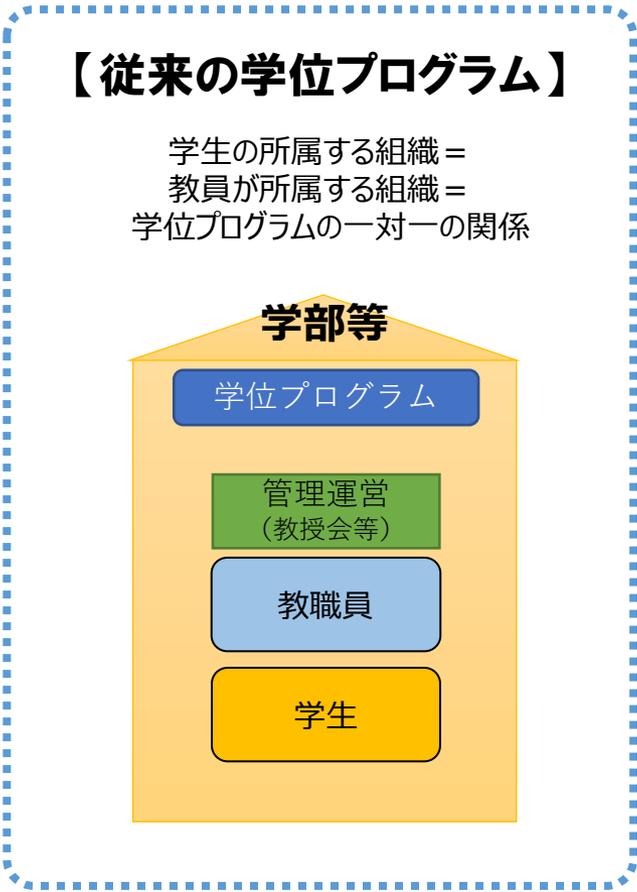


大学、大学院及び短期大学において、学生のニーズや社会の変化に柔軟かつ機動的に対応した学位プログラムの構築を促進

1. 学部等連携課程等 (2 / 2)

改正のイメージ

※学部段階(学部等連携課程) の例

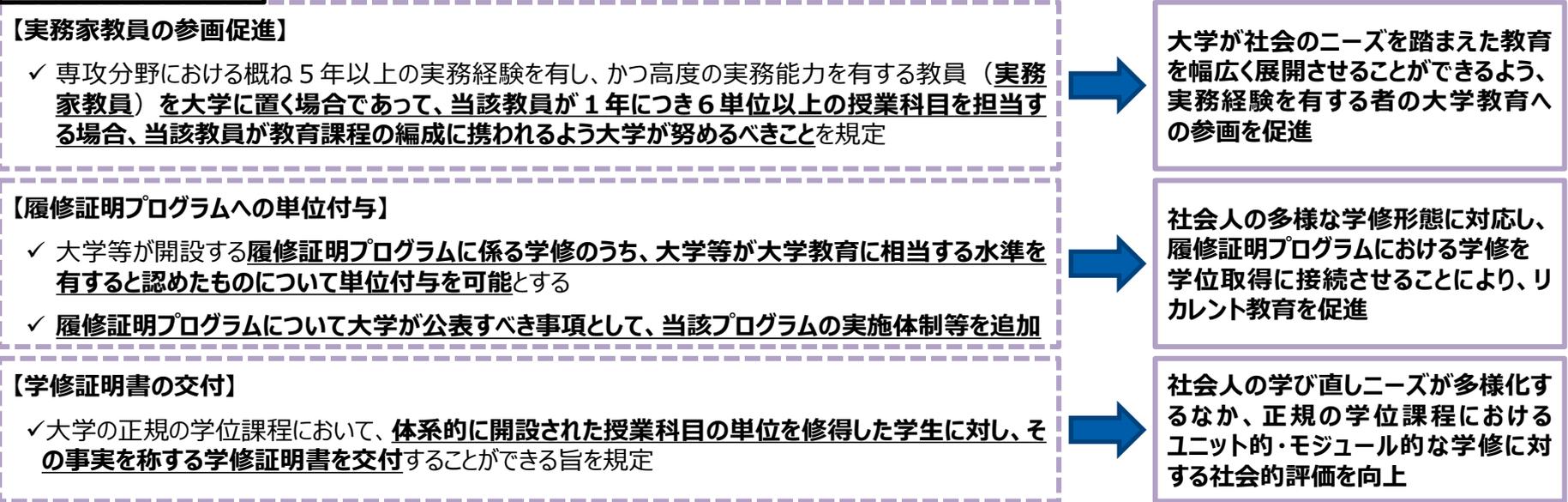


2. 実務家教員の活用促進、履修証明プログラムへの単位付与等

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進や教員の多様化に向けた実務家の登用の促進等が提言されたことを踏まえ、学校教育法施行規則等の所要の規定を改正する。

主な改正の内容



3. 施行期日

令和元年8月13日に公布・施行

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
 - 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
 - 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前々年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 法科大学院の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

【設置の趣旨・目的】

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

【教育課程】

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

【教員組織】

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

【名称、施設・設備等】

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

設置計画履行状況等調査

大学の設置等の認可や届出の後において、原則として、完成年度までの間、認可時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況など設置計画の履行状況等についての調査を行い、その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保することを目的とする。調査については大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に設けられた設置計画履行状況等調査委員会において、専門的な見地から実施。

【調査方法】

調査期間
5月～1月頃

書面調査

調査対象校に対して「設置計画履行状況報告書」の提出を求め、認可時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況、授業科目の開設状況など設置計画の履行状況等について書面で確認

※必要に応じて実施

実地調査

面接調査

調査結果に応じて、指摘事項を通知、3月に公表

※結果については、
認証評価団体等にも同時に通知。

指摘事項（法令違反）

法令違反と認められる事項があり、設置者にその是正を求める事項

指摘事項（是正）

計画が適切に履行されておらず、確実な履行を求める事項があり、設置者にその対応を求める事項

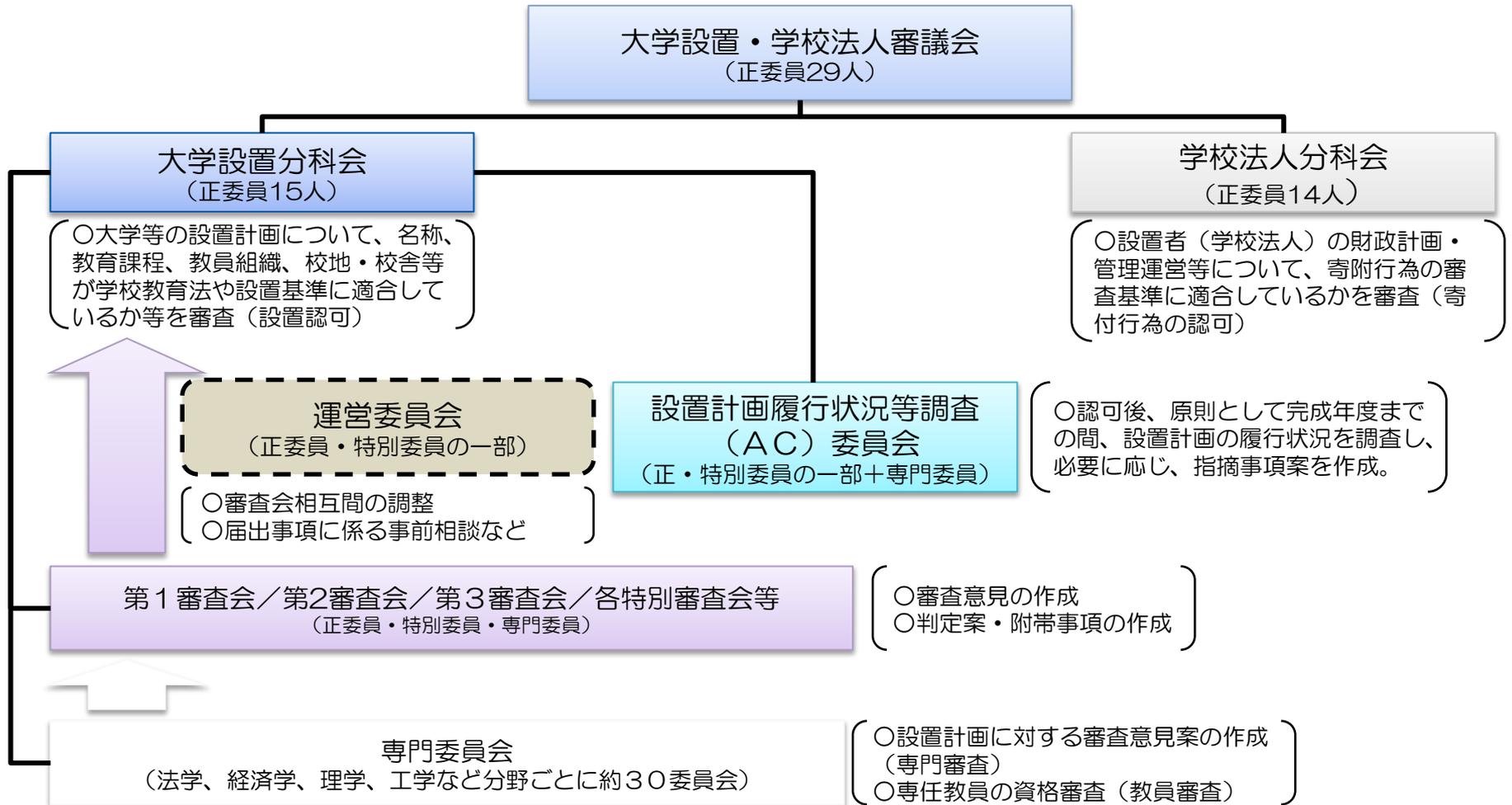
指摘事項（改善）

充実や改善が望まれる事項があり、設置者に対して充実等を要望する事項

次年度の「設置計画履行状況報告書」（5月）において、指摘事項に対する対応状況を確認

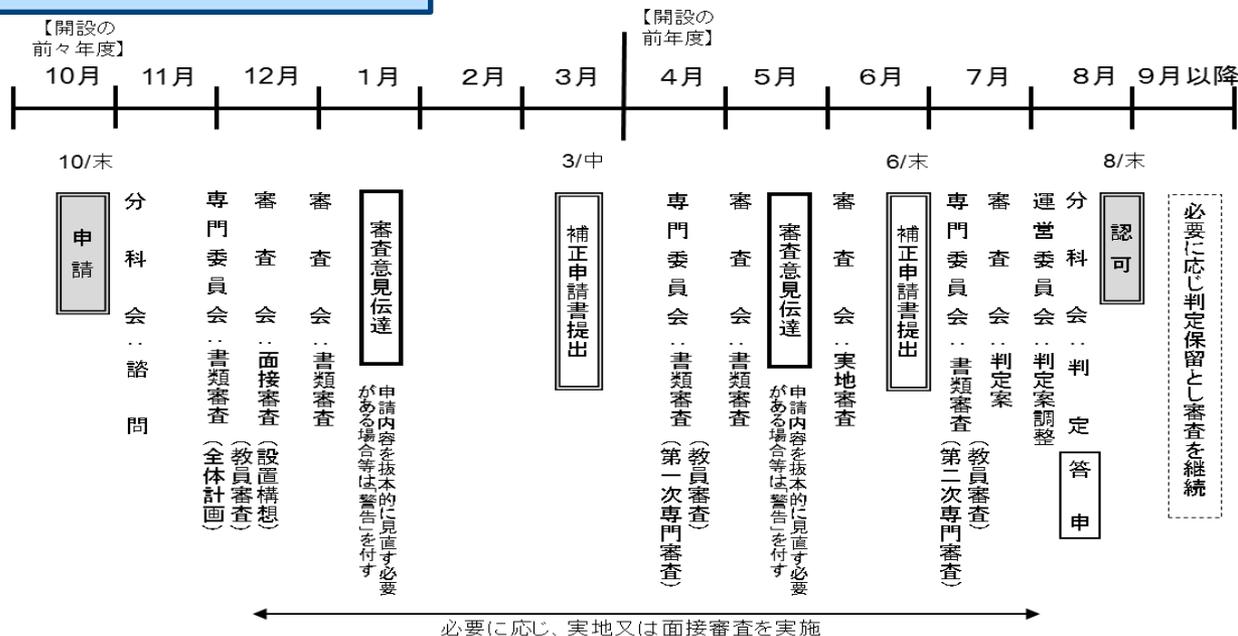
- ・指摘事項（法令違反）を受け、行政指導によっても対応がなされていない場合、設置認可のスキームではなく、学校教育法第15条による対応（①勧告、②変更命令、③廃止命令）を行うことができる。
- ・指摘事項（法令違反）・指摘事項（是正）を受け、正当な理由なく、次年度の調査において対応がなされていないと認められる場合、「設置計画の履行の状況が著しく不適当」と認定し、新たな学部等の設置や収容定員増の認可をしない。

大学設置・学校法人審議会 of 審査体制について

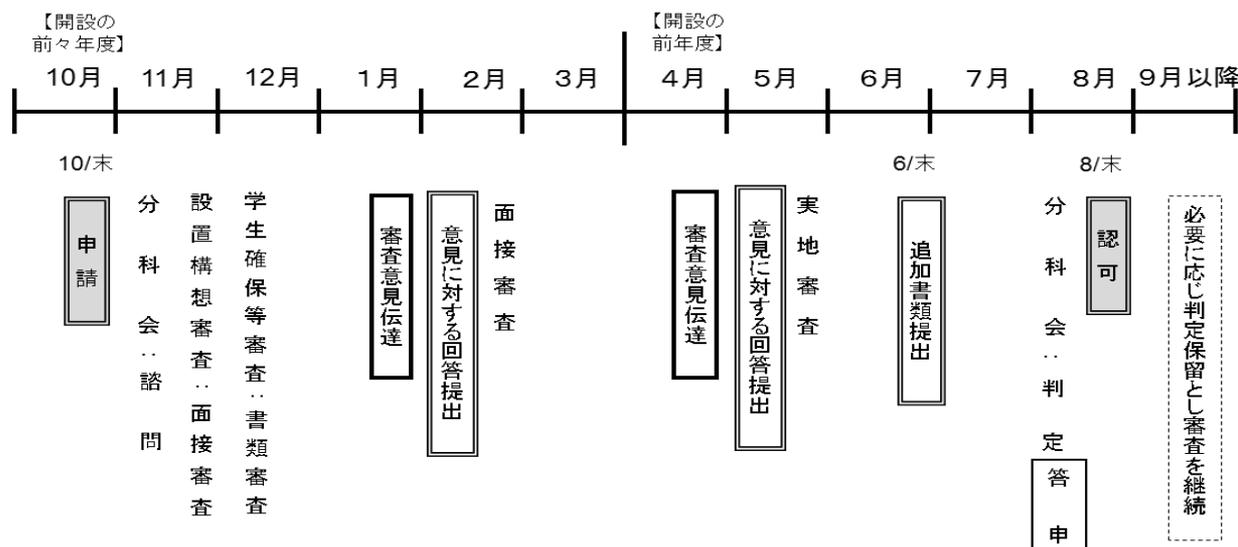


審査スケジュール（大学新設の場合）

設置認可関係(大学設置分科会)

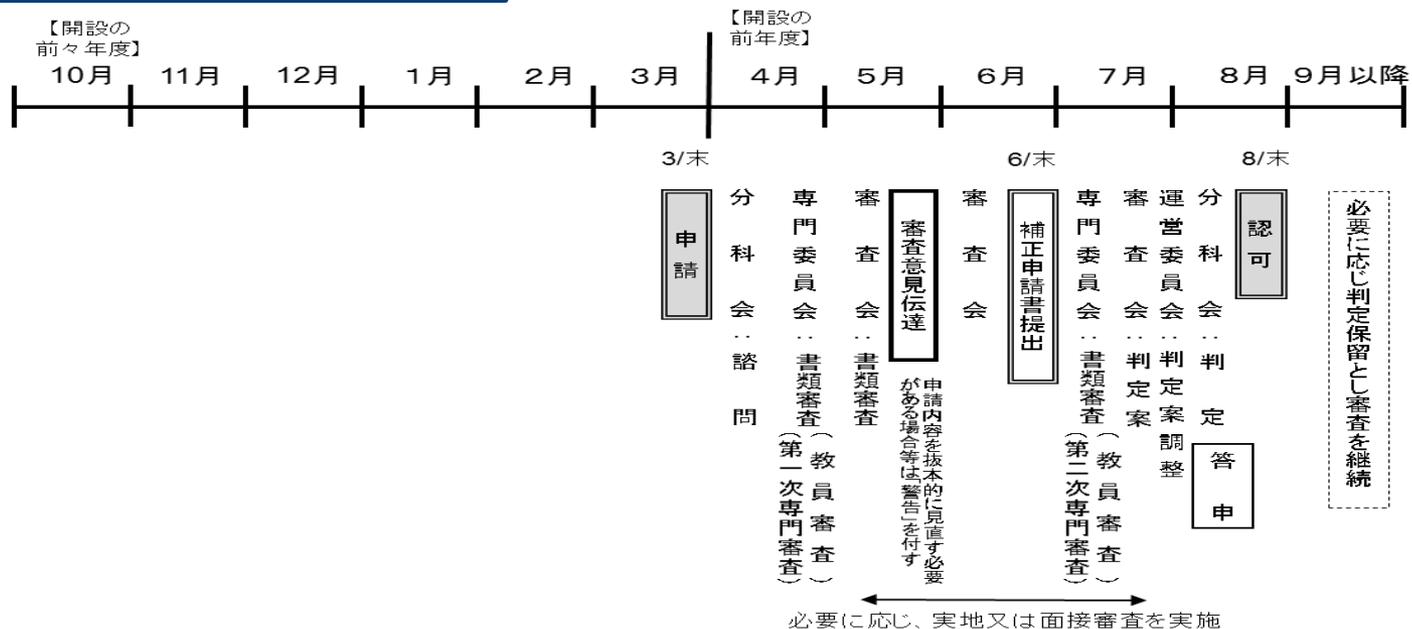


設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



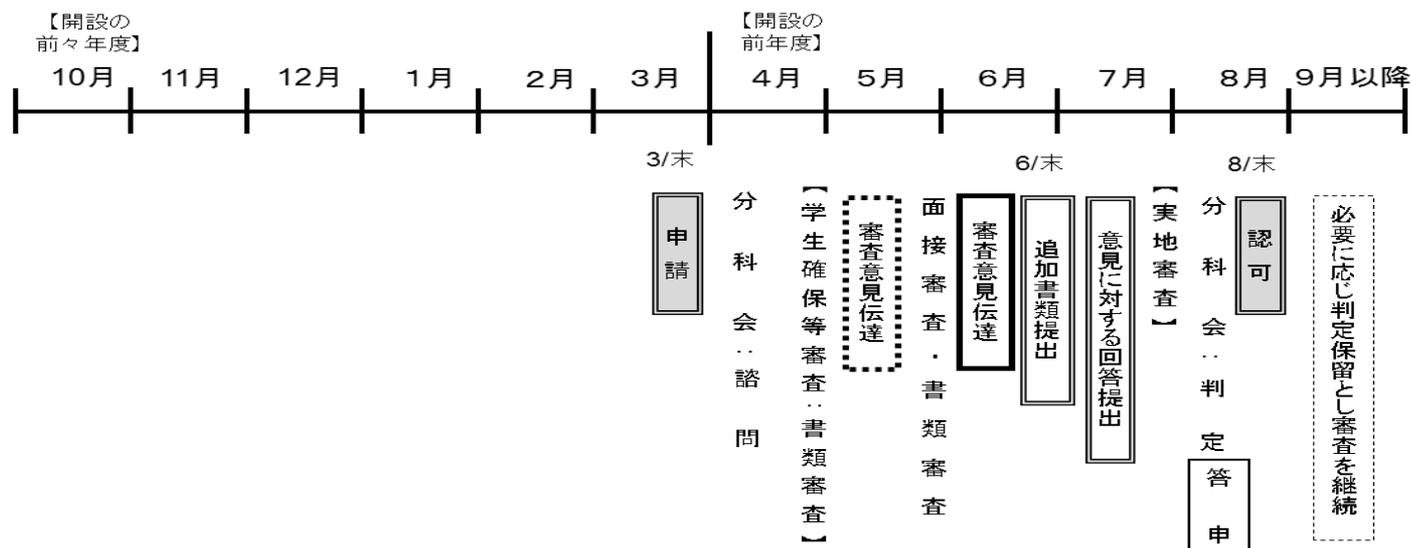
審査スケジュール（学部等新設の場合）

設置認可関係(大学設置分科会)



設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)

※私立大学の場合のみ



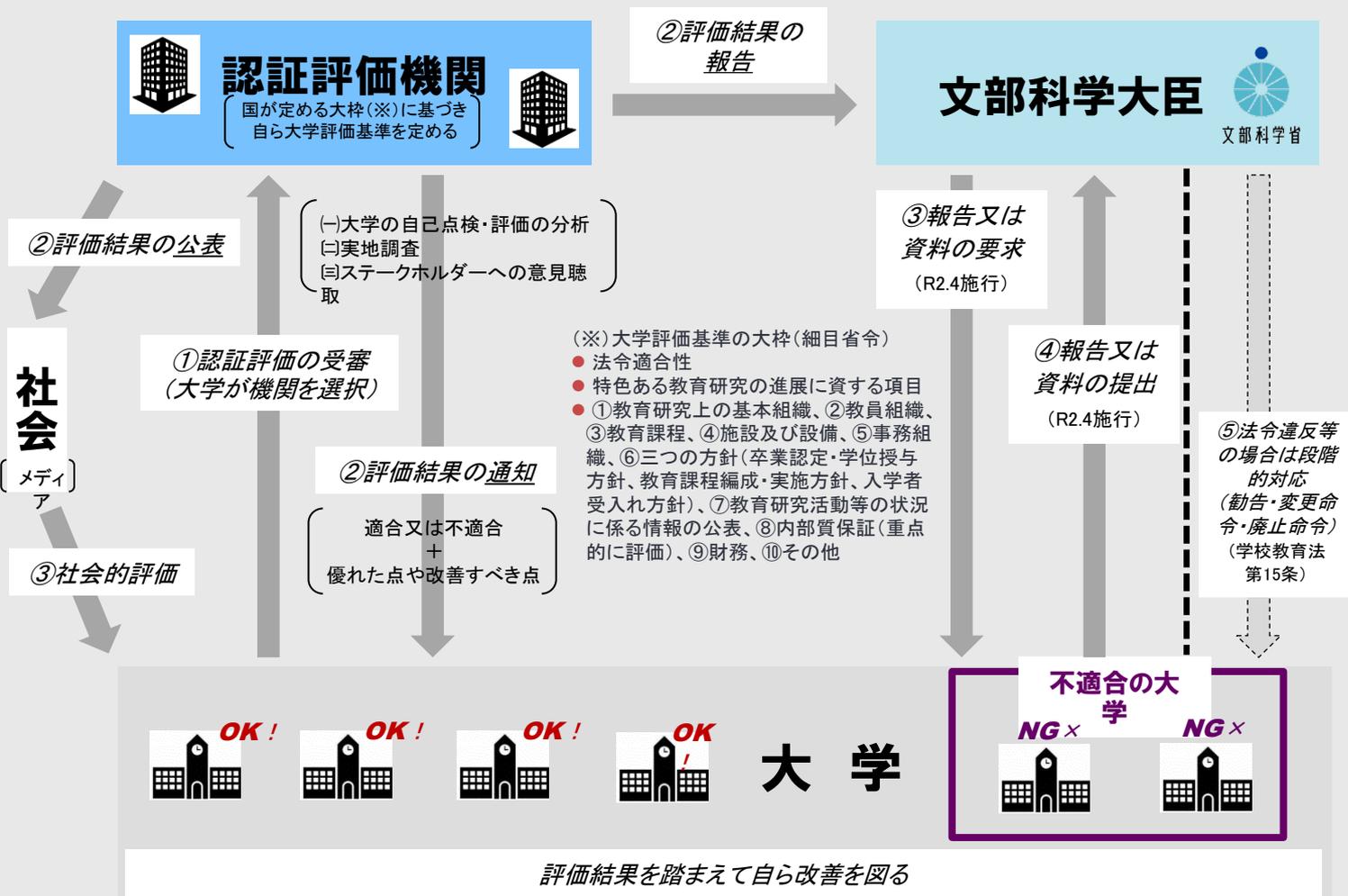
認証評価制度の概要

【学校教育法第109条】

- ①大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ②大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート
現在、機関別認証評価は、
第3サイクル目



評価の種類

- 機関別評価:大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価(7年以内ごと)
- 分野別評価:専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価(5年以内ごと)

近年の主な改善事項

- ～H30.4施行～
- 大学評価基準の大枠を改善(三つの方針、内部質保証を評価対象として追加)
 - 認証評価機関に設置履行状況等調査(AC)との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
 - 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ
- ～R2.4施行～
- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
 - 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
 - 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

認証評価機関の認証の仕組み

認証評価機関
になろうとする者



文部科学大臣



文部科学省



中央教育審議会
大学分科会
(認証評価機関の認証に
関する審査委員会)

基準（学校教育法 第110条）	基準に係る細目（細目省令）	
	機関別	分野別
		うち法科大学院
<p>1. 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。</p>	<p>●大学評価基準が、学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。 ●大学評価基準において、特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。 ●大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。 ●評価方法に、自己点検・評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。 ●認証評価の結果、適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況（改善が必要とされた事項に限る。）について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。</p> <p>●大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針、⑦教育研究活動等の状況に係る情報公表、⑧教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証）、⑨財務、⑩その他教育研究活動等に関すること</p> <p>●内部質保証について重点的に評価を行うこととしていること。 ●設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。 ●評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。</p>	<p>●大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教員組織、②教育課程（教育課程連携協議会に関することを含む。）、③施設及び設備、④学修成果（進路に関することを含む。）、⑤その他教育研究活動等に関すること。</p> <p>●評価方法に関連職業団体関係者及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取を行うこと。 ●大学評価基準を変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。</p>
<p>2. 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。</p>	<p>●大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有する者が認証評価の業務に従事していること。 ●大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。 ●認証評価業務の従事者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。 ●大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自己・点検及び評価を行い、結果を公表するものとしていること。 ●法第109条第2項の認証評価（大学等の評価）の業務及び同条第3項（専門職大学院等の評価）の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。 ●認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあっては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価（大学等の評価）の業務及び同条第3項（専門職大学院等の評価）の業務を併せて行う場合にあっては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。</p>	<p>●大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教育活動等の情報提供、②入学者選抜における多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価、③専任教員の適切な配置その他の教員組織、④入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理、⑤教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成、⑥一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定、⑦授業の方法、⑧学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保、⑨授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施、⑩学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定、⑪専門職大学院設置基準第25条第1項に規定する法学既修者の認定、⑫教育上必要な施設及び設備、⑬図書その他の教育上必要な資料の整備、⑭法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関すること。</p> <p>●法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。</p>
<p>3. 認証評価結果の公表の前に大学の意見の申立ての機会を付与していること。</p>		
<p>4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有すること。</p>		
<p>5. 認証の取消しの日から二年を経過していないこと。</p>		
<p>6. 認証評価の公正かつ適確な実施ができること。</p>	<p>●学校教育法施行規則第169条第1～8号までに規定する事項（※文部科学大臣への申請書の内容）を公表することとしていること。 ●大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。</p>	<p>●認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院等又は専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更事項があった時は、変更に係る事項については把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること。</p> <p>●認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった法科大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該法科大学院の第1項第1号に掲げる事項（※法科大学院大学評価基準の事項）について重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。</p>

認証評価機関の認証に関する審査委員会

※令和3年度時点

1. 所掌事務

学校教育法第112条等の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、**専門的な調査審議**を行う。

2. 審査委員会委員（計6名）

※任期：令和3年6月14日～令和5年3月8日

（臨時委員） 3名

川嶋 太津夫

大阪大学高等教育・入試研究開発センター 特任教授・センター長

小林 雅之

桜美林大学総合研究機構教授

前田 早苗

千葉大学国際教養学部教授

（専門委員） 3名

市川 太一

広島修道大学名誉教授

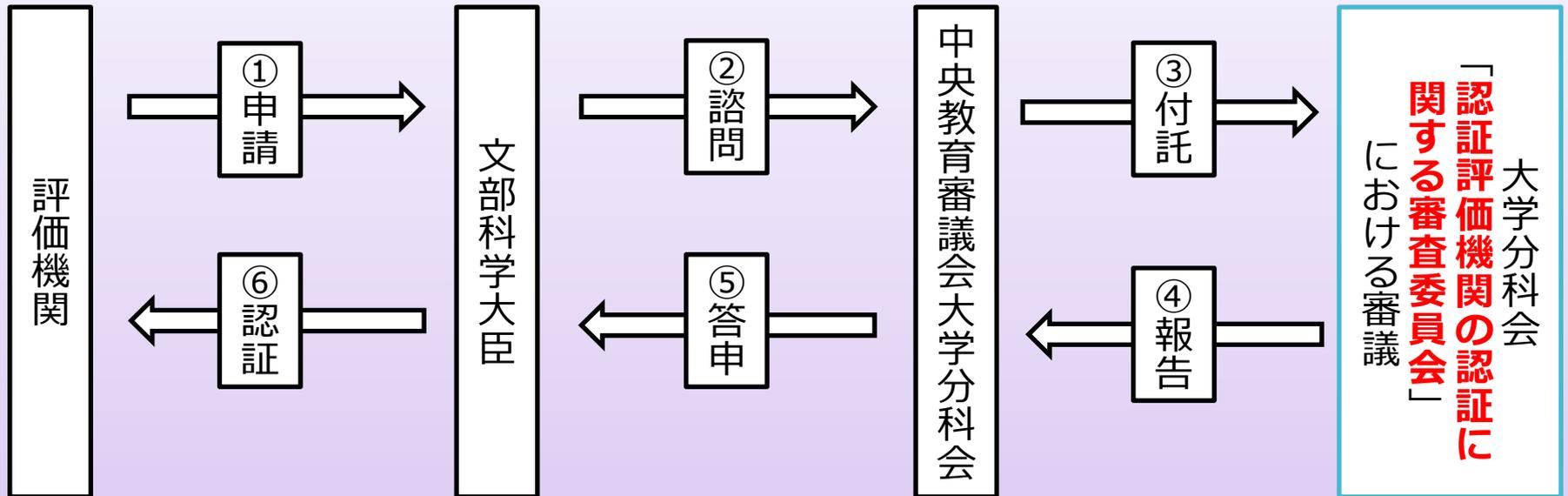
大河原 遼平

TMI総合法律事務所パートナー弁護士

佐野 慶子

佐野公認会計士事務所

3. 認証評価機関の認証に係る審議について



機関別認証評価

認証評価の実施校数 (延べ数)

認証評価実施校数：2, 616大学 (※1)
 (適合数：2, 511大学)
 (保留数：82大学) → 「保留」に対する再調査
 (不適合数：21大学) (※2)

再評価適合：67大学

再評価未受審等：3大学

再評価不適合：12大学 (※2)

※1 平成24年度認証評価結果取消：1大学のため評価結果の合計数と一致しない。

不適合大学 (延べ33大学※2の合計) に対する主な指摘

- 管理運営関係 (規定や体制の未整備等)
- 定員管理関係 (収容定員の未充足)
- 自己点検・評価体制関係 (体制や活動の不足等)
- 財務状況関係 (経年的な支出超過等)
- 入学者選抜関係 (公平性確保の不足)
- 専任教員関係 (専任教員数の不足)

不適合大学 (実数32大学※3) の現状

- 存続している大学数：29大学
 [不適合後の評価結果が適合の大学：15大学
 直近の評価結果が不適合の大学：14大学]
- 廃止された大学数：3大学
 [学生募集を停止した大学：2大学
 設置者の変更がされた大学：1大学]

(※3) 不適合大学の実数：32大学 (本評価において2回不適合の判定を受けた大学あり。)

法科大学院認証評価

認証評価の実施校数 (延べ数)

認証評価実施校数：183大学
 (適合数：142大学)
 (不適合数：41大学) (※4) → 「不適合」に対する再調査

再評価適合：17大学

再評価未受審：22大学

再評価不適合：2大学

不適合大学 (延べ41大学※4) に対する指摘

- 教学関係 (授業科目の系統的・段階的配置の不足等)
- 専任教員関係 (一部科目での適格性のある専任教員の未配置)
- 入学者選抜関係 (公平性確保の不足)
- 自己点検・評価体制関係 (体制や活動の不足等)
- 定員管理関係 (収容定員の未充足等)

不適合大学 (実数34大学※5) の現状

- 存続している法科大学院：10大学
 [不適合後の評価結果が適合の大学：8大学
 直近の評価結果が不適合の大学：2大学]
- 学生募集を停止した法科大学院：24大学
 [不適合後の評価結果が適合の大学：11大学
 直近の評価結果が不適合の大学：13大学]

(※5) 不適合法科大学院の実数：34大学 (本評価で2回不適合を受けた大学あり)
 (※6) 存続している法科大学院の実数：35大学、学生募集を停止した法科大学院の実数：39大学

認証評価の実施状況②

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		← 第1サイクル				← 第2サイクル				← 第3サイクル									
実施校数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	149	220	210	228	204	56	106	152	2,616
評価結果	適合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	144	217	200	219	194	53	105	149	2,511
	保留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	21
再（追）評価 （※2）	適合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	5	3	9	71
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	1	0	1	2	1	13
廃止した大学のうち、直近の 認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。

（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

法科大学院認証評価実施数

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		← 第1サイクル				← 第2サイクル				← 第3サイクル				← 第4サイクル					
実施校数		0	0	2	22	44	7	0	3	20	37	7	1	2	13	23	1	1	183
評価結果	適合	0	0	2	17	27	5	0	3	19	30	4	1	2	10	20	1	1	142
	保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不適合	0	0	0	5	17	2	0	0	1	7	3	0	0	3	3	0	0	41
再（追）評価 （※3）	適合	0	0	0	0	3	6	8	2	0	0	3	4	0	0	0	1	1	28
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	4
学生募集を停止した法科大学院のうち、 直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	3	-	-	-	1	3	3	-	-	1	2	-	-	13

（※3）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		← 第1サイクル				← 第2サイクル				← 第3サイクル				← 第4サイクル					
実施専攻数		0	0	0	0	20	14	22	15	15	33	17	28	11	17	37	25	27	280
評価結果	適合	0	0	0	0	19	13	21	15	11	33	16	26	11	17	36	24	27	269
	保留	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	不適合	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	1	1	0	10
再（追）評価 （※4）	適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	4
学生募集を停止した専門職大学院のうち、 直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2

（※4）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

認証評価制度の改善①（平成28年～30年）

議論の背景

○ 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘

- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない



認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)
(平成28年3月18日)

省令改正

(平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行)

※高等専門学校においても、準用。

● 大学評価基準関連

(1) 大学評価基準に共通項目を追加

- ① **三つの方針**(※)に関する事。 ※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- ② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組(内部質保証)に関する事。 ← **重点的に認証評価を行うものとする。**

(2) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

● 評価の質の向上関連

(1) 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について **自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

(2) 認証評価機関は、評価の結果、**改善が必要とされる事項を指摘した大学**の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、**再度評価を行うよう努めるものとする。**

(3) 認証評価機関は、その評価方法に、**高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取**が含まれるものとする。

施行通知

(留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待)

- ◎ 評価の効率化(内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む)
- ◎ 大学教育の質的転換の促進(学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む)
- ◎ 認証評価と社会との関係強化等(高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む)
- ◎ 各大学等の負担軽減(国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む) など

その他

- ◎ 大学教育再生戦略推進費において、申請要件として活用(平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とする)

認証評価制度の改善②(令和元年～)

認証評価は受審が義務化されているにもかかわらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。(平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」

(平成30年11月26日中央教育審議会答申)

<具体的な方策> 教育の質保証システムの確立

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合していると認められなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が**大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うもの**とする。(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう**大学等における教育研究水準の向上に努める**こととする。(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、**適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるもの**とする。(学校教育法第109条第7項)

大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、**教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、我が国の大学における教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる**

施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において必要な見直しを引き続き検討する。

認証評価制度の改善③(閣議決定)

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

④ 文教・科学技術

(基本的考え方)

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、個性的かつ戦略的大学の経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。

教育振興基本計画（平成30年6月15日）

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

(教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革)

変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方について、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め、総合的かつ抜本的に検討することが必要である。特に認証評価制度においては、評価における社会との関係強化、評価の効率化、国立大学法人評価や設置計画履行状況等調査など、他の質保証制度との連携等についても改善を進める必要がある。その際、評価の国際化の状況にも留意しつつ、検討することが重要である。

認証評価機関一覧（令和3年5月現在）

○機関別認証評価（計 5 機関（実数））

機関名	評価の対象	認証日	評価大学数（※）	うち不適合数（※）
公益財団法人 大学基準協会 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 日本高等教育評価機構 一般財団法人 大学教育質保証・評価センター 一般財団法人 大学・短期大学基準協会	大学	平成16年 8月31日 平成17年 1月14日 平成17年 7月12日 令和 元年 8月21日 令和 2年 3月30日	728校 278校 691校 7校 0校	12校 1校 7校 0校 0校
一般財団法人 大学・短期大学基準協会 公益財団法人 大学基準協会 公益財団法人 日本高等教育評価機構	短期大学	平成17年 1月14日 平成19年 1月25日 平成21年 9月 4日	687校 42校 19校	1校 0校 0校
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成17年 7月12日	149校	0校
合計			2,601校	21校

※ 認証日から令和2年度までの受審校数（延べ数）

認証評価機関一覧 (令和3年5月現在)

○分野別認証評価 (計 13機関 (実数))

機関名	評価の対象分野	認証日	評価大学数 (※)	うち不適合数 (※)
公益財団法人 日弁連法務研究財団 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 大学基準協会	法科大学院	平成16年 8月31日 平成17年 1月14日 平成19年 2月16日	66校 77校 40校	10校 12校 19校
一般社団法人 ABEST21	経営 (経営管理, 技術経営, ファイナンス, 経営情報)	平成19年10月12日	22校	0校
公益財団法人 大学基準協会	経営 (経営学, 経営管理, 国際経営, 会計, ファイナンス, 技術経営)	平成20年 4月 8日	85校	7校
特定非営利活動法人 国際会計教育協会	会計	平成19年10月12日	21校	2校
一般財団法人 日本助産評価機構	助産	平成20年 4月 8日	3校	0校
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成21年 9月 4日	13校	0校
公益財団法人 大学基準協会	公共政策	平成22年 3月31日	13校	0校
公益財団法人 日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成22年 3月31日	6校	0校
一般財団法人 教員養成評価機構	教職大学院, 学校教育	平成22年 3月31日	85校	1校
一般社団法人 日本技術者教育認定機構	情報, 創造技術, 組込み技術, 原子力	平成22年 3月31日	11校	0校
公益財団法人 大学基準協会	公衆衛生	平成23年 7月 4日	8校	0校
一般社団法人 ABEST21 公益財団法人 大学基準協会	知的財産	平成23年10月31日 平成24年 3月29日	0校 3校	0校 0校
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成24年 7月31日	2校	0校
公益社団法人 日本造園学会	環境・造園	平成24年 7月31日	2校	0校
公益財団法人 大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成28年 3月29日	1校	0校
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成29年 2月 2日	1校	0校
公益財団法人 大学基準協会	デジタル・コンテンツ系	平成29年 8月24日	1校	0校
公益財団法人 大学基準協会	グローバル法務	令和元年11月15日	0校	0校
公益財団法人 大学基準協会	広報・情報	令和2年 3月30日	0校	0校
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	教育実践	令和3年 5月10日	0校	0校

合計

460校

51校

※ 認証日から令和2年度までの受審校数 (延べ数)

●目的

我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図るとともに、認証評価機関間の連携及び情報の共有を促進する

●参加機関（14機関）

大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会、大学教育質保証・評価センター、日弁連法務研究財団、国際会計教育協会、日本助産評価機構、日本臨床心理士資格認定協会、教員養成評価機構、日本技術者教育認定機構、専門職高等教育質保証機構、日本造園学会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟

●これまでの取組 ※括弧内は実施年

（1）評価結果や大学情報、認証評価制度等の積極的な発信

- ・評価結果や大学教育の改善事例等の共同記者発表

(H24)

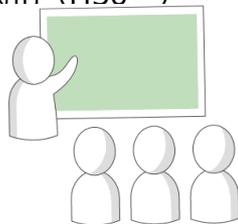
- ・本連絡協議会ウェブサイトを立て上げて評価結果一覧等を掲載し、英語版も作成（H27～、英語版H29～）
- ・高等学校関係者説明会での説明（H26～H27）
- ・リーフレット作成、高等学校関係機関に周知（H28）

（2）大学ポートレート活用の検討

- ・大学ポートレート運営会議へ「大学ポートレートの充実についての要望書」を提出（H28）
- ・認証評価に活用する基礎データの共通様式化（H30～）

（3）認証評価機関の職員育成

- ・職員の能力向上のための研修プログラムの実施（H23～）



●課題

（1）評価者の資質の向上

- ・大学等及び評価機関の評価人材育成のための研修の充実
- ・認証評価制度の一層の周知

（2）評価結果の活用と大学等が積極的に認証評価に参加する方策

- ・認証評価機関と大学等の継続的な関係の構築
- ・学内のIR機能の充実
- ・認証評価に積極的に取り組む大学等の評価

（3）評価活動の新たな方向性の検討等

- ・評価に関する諸外国の動向等、各種研究とその成果の共有
- ・評価方法等に関する諸課題の改善方策の検討、研究
- ・社会的状況を踏まえた新たな評価のあり方を検討
- ・国内外への情報発信のあり方を検討



評価結果と再評価(※1)の実施状況(平成16年度～令和2年度)

(機関別認証評価(大学、短期大学及び高等専門学校)の評価実施数)

	結果の種類	評価結果(※5)	再評価後(※6)
公益財団法人 大学基準協会	適合	727	749
	保留・期限付適合(※2)	30	1
	不適合	12	19
独立行政法人 大学改革支援・ 学位授与機構	大学評価基準を満たしている	441	441
	大学評価基準を満たしていない	1	1
公益財団法人 日本高等教育評価機構	適合	669	699
	保留(※3)	34	0
	不適合	7	11
一般財団法人 大学・短期大学基準協会	適格	667	682
	保留・条件付適格(※4)	18	2
	不適格	1	2

(※1) 令和元年度までは、判定が保留となった大学に対して、再評価の機会を設けていた。令和元年度の学校教育法の一部改正により、「認証評価機関は、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととする」とし、「保留」判定は想定されないこと旨を通知。

(※2) 第1期及び第3期では、「大学基準」に適合しているか否かの判定を保留し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。第2期では、「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。

(※3) 「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の申請を課し、適合・不適合を最終的に判定。(平成23年度評価分までは、原則3年以内)

(※4) 第3期では、「短期大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、指定する期日までに「再評価」の受審を課し、適格、不適格を最終的に判定。第1期では、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留し、1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。第2期では、適格、不適格の判定に至らない場合は保留とし、指定する期間内に再評価を行い、適格、不適格とならない場合は、さらにその後には再評価を行う。また、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、教育に重大な支障を及ぼすおそれのない場合は条件を付した上で適格とし、指定した期日までに改善報告書の提出を求め、適格・不適格の判定を行う。

(※5) 評価結果が出た後の再調査により、評価結果の取消しや変更がされた後の数。

(※6) 再評価後の保留等の欄には未受審も含む。

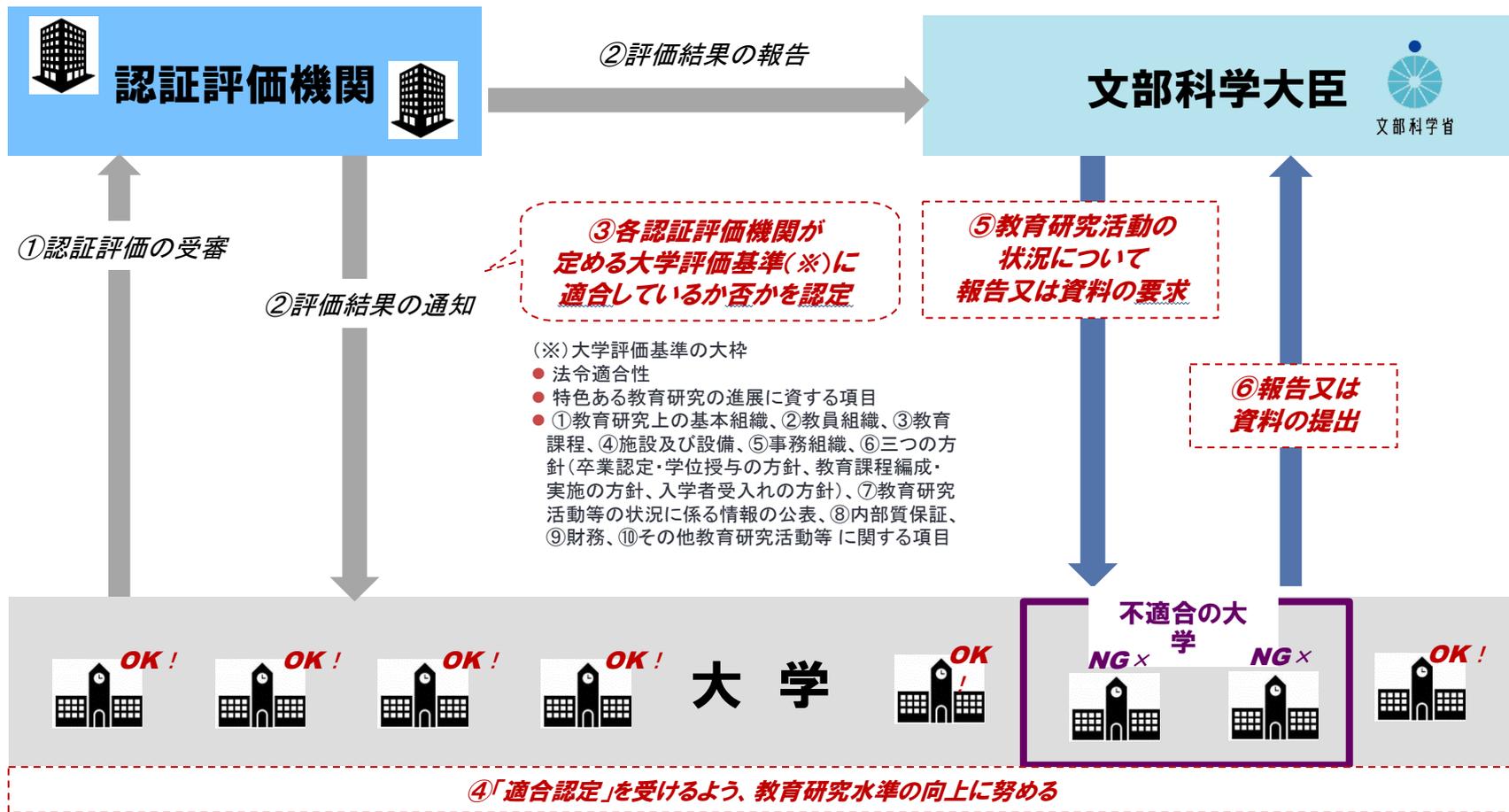
「再評価」の他に、「不適合」に対する「追評価」の機会を設けている(2年以内。令和元年度までは大学基準協会及び大学改革支援・学位授与機構のみ。令和2年度以降は全認証機関。「追評価」を受けるかは大学等の任意。)が、令和元年度まで実績はない。

認証評価の結果を踏まえた対応①

- 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求する。【学校教育法第109条第7項】



- 適合している旨の認定を受けることができなかった大学からの報告等の結果、当該大学が法令に違反していると文部科学大臣が認めるときは、学校教育法第15条の規定により、改善勧告や変更命令等の措置を講ずる。



認証評価の結果を踏まえた対応②

【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考:「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金(「大学教育再生戦略推進費」等)について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を(独)大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて実施するよう要請することとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79条】

● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第45条の2第3項】

(参考)

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考:平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(※平成22年に削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

【学校教育法施行規則】

第百七十二條の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五條の二第一項の規定により定める方針に関すること(※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年))
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九條の二第一項(大学院設置基準第十五條において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一條の二第一項、専門職大学院設置基準第六條の三第一項、短期大学設置基準第五條の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八條の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三條の二第二項、第九十九條第三項及び第百八條第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。(※専門職大学設置基準の制定に伴う追加(平成29年))
- 3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四條の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。(※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年))
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

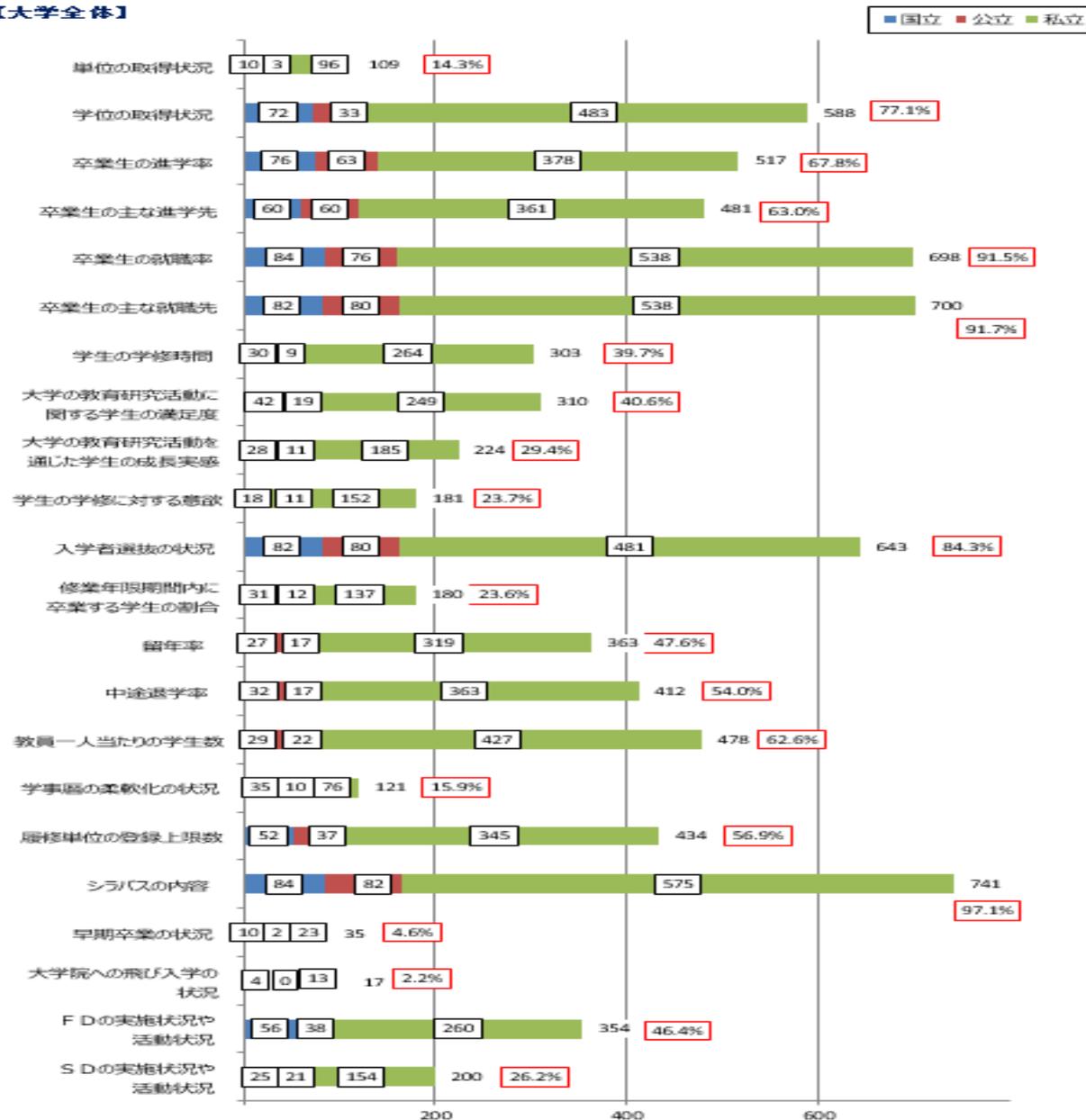
【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法(略)第百十條第三項に規定する細目のうち、同條第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学(略)に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
- 二～四 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第九條第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十條第三項に規定する細目のうち、同條第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ～ハ (略)
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ～ヌ (略)

公表を行った教育研究活動等の情報

【大学全体】



【出典】：文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」

海外の情報公開の状況①（米国）

【大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）（H30.1.31）資料2-1より抜粋】

（1）米国の状況

米国では、全米の大学等をデータ収集の対象とした包括的なデータベースシステム「中等後教育総合データシステム」(Integrated Postsecondary Education Data System (IPEDS)) が全米教育統計局によって管理・運用されている (<http://www.nces.ed.gov/ipeds>)。連邦政府の奨学金プログラム等に申請する大学等は、IPEDSへのデータ提出が実質上義務づけられている(データ提出がなければ申請できない)。

IPEDSからは複数のホームページにアクセスすることができ、例えば、College Navigator (カレッジ・ナビゲーター) は学費・生活費等、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全等の様々なデータを確認することができるが、College Scorecard (カレッジ・スコアカード) からは、学費、経済支援、学資ローンの負債額、卒業後の平均給与等の経済面でのデータを中心に、各大学等を比較しながら確認することができ、利用者のニーズに合わせた大学情報の検索が可能になっていると考えられる。

なお、卒業後の平均給与については、内国歳入庁が有する連邦貸与奨学金利用者の収入に関する情報を基に算出している(※)。

College Navigatorのページ (例)

The screenshot shows the College Navigator search interface. On the left, there are search filters for 'Name of School' (with a red circle around the search box), 'States', 'Level of Award', and 'Institution Type'. A red arrow points from the text '名称, 州, 学位課程 などから検索' to the search box. The main content area displays details for the University of California - Los Angeles, including general information, campus setting, and various links. A red circle highlights the 'Expand All / Collapse All' button, with a red arrow pointing to the text '12の共通項目(一般的な情報, 学費・生活費等, 経済的支援, 入学状況, 中退・卒業率, 分野ごとの学位取得状況, 運動部活動, 第三者評価の結果, キャンパスの安全, 学費の支払状況など)'.

12の共通項目(一般的な情報, 学費・生活費等, 経済的支援, 入学状況, 中退・卒業率, 分野ごとの学位取得状況, 運動部活動, 第三者評価の結果, キャンパスの安全, 学費の支払状況など)

College Scorecardのページ (例)

The screenshot shows the College Scorecard website displaying a comparison of four universities. Each university's card includes a bar chart for 'Average Annual Cost', 'Graduation Rate', and 'Salary After Attending'. Red annotations highlight specific data points: '平均年間経費' (Average Annual Cost), '卒業率' (Graduation Rate), and '卒業後の平均給与' (Salary After Attending). On the right, a sidebar lists various categories like 'Costs', 'Financial Aid & Debt', 'Graduation & Retention', 'Earnings After School', 'Student Body', 'SAT/ACT Scores', and 'Academic Programs', each with a red arrow pointing to a specific metric.

(※) 参照：岸本睦久 (2015), 『諸外国の教育動向 2015年度版』, 文部科学省, p43

海外の情報公開の状況②（英国）

【大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）（H30.1.31）資料2-1より抜粋】

（2）英国の状況

英国では、大学への公財政の配分を担うイングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE : Higher Education Funding Council for England）と大学入試手続を担う大学・カレッジ入学サービス機構（UCAS : Universities and Colleges Admission Service）が、各大学が提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの情報を一元的に提供する”Unistats”を構築・運営している（<https://unistats.ac.uk/>）。

データは全国学生調査（NSS : National Student Survey）や英国高等教育統計機構（HESA : Higher Education Statistics Agency）が行う就職状況調査（DLHE : Destinations of Leavers from Higher Education Survey）等を基にしている（※）。

教育コースごとに、学生満足度、就職と認証評価の状況、学業の継続状況と学位の取得状況、入学条件等の情報を確認することができ、複数の大学の教育コースを選択して比較可能となっている。

Unistatsのページ（例）

	学生満足度	就職と 認証評価の状況	学業の継続状況 と学位の取得状況	入学に関 する情報
Your Measures	Student satisfaction	Employment & accreditation	Continuation & degree results	Entry information
Course コース		BA (Hons) International Politics Full time	× BA (Hons) Law Full time	× BA (Hons) Politics Full time
Location		Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth	Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth	Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth
全体的に教育の質に満足している学生の割合	Overall, I am satisfied with the quality of the course	94%	87%	94%
教員の説明が分かりやすいと感じる学生の割合	The teaching on my course			
教員の説明が興味を抱かせると感じる学生の割合	Staff are good at explaining things	100%	91%	97%
知的好奇心を掻き立てられるコースだと感じる学生の割合	Staff have made the subject interesting	100%	83%	94%
優れた成果を要求されるコースだと感じる学生の割合	The course is intellectually stimulating	97%	85%	97%
	My course has challenged me to achieve my best work	83%	74%	85%

（※） 参照：独立行政法人大学評価・学位授与機構(2015),『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 英国』第二版, p 45

第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

（1）各大学の入試情報の公表

第1章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則②」（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）に基づけば、同一選抜区分における公平な条件での実施など「形式的公平性の確保」ととともに、地域的・経済的事情への配慮等の「実質的公平性の追求」が必要である。

このため文部科学省は、合否判定の方法や基準、試験問題、解答・解答例や出題の意図（あらかじめ問題を蓄積して活用し、複数回実施を可能とするため試験問題を非公開とする場合を除く。）、受験者数・合格者数・入学者数や、学部ごとの男女別入学者数などの属性別の内訳、障害のある学生への合理的な配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れの状況や関連の支援制度をはじめ、志願者の大学選択に関わる様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすべきである。

認証評価における情報公表に関する確認について

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成十六年文部科学省令第七号)において、評価機関が文部科学大臣の認証を受けるために必要な要件の一つとして大学評価基準として含める事項を定めており、その中で「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」が含まれている。

評価機関名	評価基準	確認している法令遵守状況の例
大学基準協会	<p>基準2 内部質保証</p> <p>【点検・評価項目】④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p>※大学自らの説明責任の観点から、法令遵守状況を中心に確認している。公表する情報の媒体や表現の工夫等、情報の得やすさ理解しやすさについて、配慮しているか、取り組んでいるかという観点から自己点検・評価するよう、大学に求めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育法施行規則 第172条の2 ● 私立学校法 第63条の2 ● 教育職員免許法施行規則 第22条の6
大学改革支援・学位授与機構	<p>領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準</p> <p>基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること</p> <p>※法令遵守状況を中心に確認しているものの、3巡目の機関別評価においては、「優れた点」として取り上げる内容は、大学が自己点検・評価の結果「優れた点」の候補としたものの中から検討しているため、情報公表の優れた事例として公表することがあり得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人通則法 第38条第3項（準用） ● 地方独立行政法人法 第34条第3項 ● 私立学校法 第47条第2項
日本高等教育評価機構	<p>基準5. 経営・管理と財務</p> <p>領域：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計</p> <p>基準項目5-1（経営の規律と誠実性）</p> <p>※法令遵守状況を中心に確認しているものの、教学マネジメントや学修成果については、基準項目4-1(教学マネジメントの機能性)や基準項目3-3(学修成果の点検・評価)で評価しており、それらの中で情報公表に関する工夫等があれば、評価報告書においてそれぞれの「優れた点」として取り上げることはできる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方独立行政法人法 第34条第3項 ● 私立学校法 第47条第2項
大学・短期大学基準協会	<p>基準IV リーダーシップとガバナンス > テーマC ガバナンス</p> <p>3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。</p> <p>※法令遵守状況を中心に確認しているものの、結果として教育研究活動等の情報公表の状況について優れた取組として取り上げた事例はある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 私立学校法 第47条第2項
大学教育質保証・評価センター	<p>基準1 基盤評価：法令適合性の保証</p> <p>ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること</p> <p>※法令遵守状況を中心に確認しており、優れた取組みとする情報公表項目をあらかじめ定めていないものの、大学が特に積極的に情報公表している事例があれば、優れた点とすることは考えられる。</p> <p>※受審大学に提出を求める自己点検・評価にかかる様式では、公表することがふさわしいエビデンスについて、大学のホームページ等における公表リンクにより提出することとしている。このことから、情報公表への取組みが不十分であると、認証評価受審に必要な自己点検・評価書の作成が難しい仕組みとなっている。</p>	<p>※●については、評価対象の設置形態や有する教育課程によって、対象となるかどうかは異なる。</p>

(令和3年12月現在 機関別認証評価機関より情報提供)

大学ポートレートについて

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上



大学ポートレートで発信している主な大学情報

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報の発信を開始。 (<https://portraits.niad.ac.jp/>)

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・学生（収容定員、学生数）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）

大学ポートレートの概況

令和4年度参加状況（令和4年4月現在）

	国立大学	公立大学	公立 短期大学	私立大学	私立 短期大学	株式会社立 大学	合計
	全86校	全99校	全14校	全618校	全288校	全4校	全1,109校
参加 (国内)	86校 (100.0%)	84校 (84.8%)	11校 (78.6%)	589校 (95.3%)	280校 (97.2%)	3校 (75.0%)	1,053校 (95.0%)

令和3年度公表画面アクセス数

年度	月	ページビュー合計
令和 3年度	4月	530,260
	5月	493,613
	6月	541,117
	7月	512,795
	8月	530,169
	9月	624,803
	10月	546,468
	11月	449,709
	12月	367,700
	1月	466,981
	2月	472,321
	3月	491,752

令和3年度の月平均アクセス数：502,307
 （参考）前年度の月平均アクセス数：429,414

大学ポートレートの概況—運営体制

- 「大学ポートレート」の運営方針は、設置形態ごとの大学団体、認証評価機関、日本私立学校振興・共済事業団等の関係事業を行う団体、有識者からなる「大学ポートレート運営会議」が決定。
- 運営方針に基づき、大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力しながら運営。
- 国公立共通のプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いについては大学改革支援・学位授与機構が、私立大学の情報の取扱いについては日本私立学校振興・共済事業団が担当。



取組状況—公表項目①

【国内版】 国公立版

(令和3年度)

○国公立共通に公開する教育情報：「学教法施行規則等で公表が義務づけられた情報」、「外部評価の結果」に加えて「大学進学希望者や保護者の関心の高い情報」や「大学の特色が分かる情報」を含める。

大学の基本情報

大学の基本情報	大学名
	本部所在地
	設立年（設置認可年、西暦）
	大学の連絡先（代表番号、メールアドレスなど）
	大学の種類
大学の教育研究上の目的や建学の精神	総学生数（学部）
	総学生数（大学院）
	総教員数（本務者）
	大学の教育研究上の目的や建学の精神
大学の特色等	大学の特色等
教育研究上の基本組織	学部・研究科の名称
	その他の学内組織の名称 ※
キャンパス情報	教育研究上の基本組織に関する説明
	所在地
	アクセス
	外観
	アクセス図
	周辺図
	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境
高等教育の修学支援新制度	高等教育の修学支援新制度の対象校か 確認年月
評価結果（認証評価及びその他の評価の結果）	評価結果（認証評価及びその他の評価の結果）
学生支援	修学支援
	心身の健康に係る支援
	留学生支援
	留学生支援（日本人学生への支援）
	障害者支援
就職・進路選択支援	
課外活動	クラブ活動の状況
	ボランティア活動の状況
学生寮一覧	学生寮の整備状況
財務諸表等	財務諸表等

学部・研究科の情報

教育研究上の目的と3つの方針	学部・研究科等ごとの目的
	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
	教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー） 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
学部・研究科等の特色等	学部・研究科等の特色等
教育課程	学科・専攻等の名称
	教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
	教育課程の特色（履修モデル、カリキュラムマップ等）
	授業科目
	授業の方法・内容
	年間の授業計画
	シラバス等
	学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
	学修の成果に係る評価の基準 卒業・修了認定の基準 転学部等の可否、費用負担 専攻分野
資格	取得可能な資格
入試	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
	入学者数
	実施している入試方法
	障害のある入学志願者に対する合理的配慮
	入学者の構成（男女別） ※ 入学者の構成（出身高校所在地別） ※ 入学者の構成（入試方法別） ※

教員	教員が有する学位、業績
	教員組織
	教員数 教員の構成（職位・男女・外国人教員別） ※ 教員の構成（年齢別） ※
学生	収容定員
	学生数 編入学定員・編入学者数 学生の構成（年次・男女・外国人学生別） ※ その他の学生数 ※
	キャンパス
費用及び経済的支援	授業料
	入学料
	その他の徴収費用（宿舍費用、教材購入費、施設利用料など）
	高等教育の修学支援新制度 学納金の延納・分納の可否 休学及び復学に係る費用 奨学金 授業料減免
	進路

注1) 項目名は、国公立版と私学版のウェブページ記載内容に準じております。

注2) ※印は公表が任意とされている項目です。

注3) 国公立版と私学版が共通して公表している箇所には色を付けております。

なお、「大学（学校）」「学部・研究科（学部（研究科・短期大学学科））」のいずれか一方のみに記載されている場合も、法人として対応しているものとし、色を付けております。

取組状況—公表項目②

【国内版】私学版（令和3年度）

※私学版は日本私立学校振興・共済事業団がウェブサイト運営

「学校」の公表内容

本学の特色	建学の精神
	特色
	本学の目的（*1）
本学での学び	カリキュラム
	教育方法
	学びの支援
	学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援
	課外活動
進路・就職情報	サポート体制
	進路選択教育の取り組み
	卒業後の進路
	進路データ集（*2）
様々な取組	外国人教員
	外国人留学生受入
	留学支援
	外国人教員・留学生データ集（*3）
	修業期間の多様化
	連携活動
	生涯教育
	社会貢献
	研究活動
	学生情報
教員情報	教員組織
	教員データ集（*5）
基本情報	概要
	学長
	設置学部等名一覧
	学校トピックス
	キャンパス一覧
	特色ある施設
	施設トピックス
	学生寮
	経済的支援
	同窓会
	自己点検
	認証評価
法人情報	

「学部（研究科・短期大学学科）」の公表内容

学部等の特色	特色
	本学部等の目的（*1を含む）
学部等での学び	カリキュラム
	教育方法
	学びの支援
	学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援
	課外活動
進路・就職情報	サポート体制
	進路選択教育の取り組み
	取得可能な資格
	卒業後の進路
	卒業生の声
	進路データ集（*2）
様々な取組	外国人教員
	外国人留学生受入
	留学支援
	外国人教員・留学生データ集（*3）
	修業期間の多様化
	連携活動
	生涯教育
	社会貢献
研究活動	

学費・経済的支援	学費
	経済的支援
入試・学生情報	入試情報
	転学・編入学
	学生データ集（*4を含む）
教員情報	教員組織
	教員データ集（*5）（※研究科を除く）
基本情報	概要
	設置学科（専攻）
	一覧（※短期大学を除く）
	学部等トピックス
	キャンパス一覧
	特色ある施設
	施設トピックス

注1）項目名は、国公立版と私学版のウェブページ記載内容に準じております。

注2）*印の内容は以下の通りです。

*1：3つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）

*2：卒業者数、就業者分類

*3：外国人教員、外国人留学生、外国人留学生（通信教育部）

*4：入学者数、収容定員数、在籍者数、在籍者数（通信教育部）

*5：教員数、外国人教員

注3）国公立版と私学版が共通して公表している箇所に色を付けております。

なお、「大学（学校）」「学部・研究科（学部（研究科・短期大学学科）」のいずれか一方のみに記載されている場合も、法人として対応しているものとし、色を付けております。